

第 2 業務内容と実績

第2 業務内容と実績

生活環境施策

1 食品衛生（生活衛生班）

（1）食品衛生

ア 食品衛生

目的 飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、県民の健康の保護を図る。

根拠 食品衛生法、食品衛生法施行条例

内容（ア）飲食店、給食施設、そうざい製造業等の食品を調理加工する施設スーパー等食品販売施設の監視指導

（イ）食品・添加物等の細菌・理化学検査

（ウ）食中毒調査

（エ）衛生教育等

成果・実績

平成18年度の総監視件数は、4,095件で、内飲食店（一般食堂・レストラン）は1,544件、監視率は37.7%であった（第4統計2-(1)）。また、管内には有数の大型ホテルがあり、県内の観光客、修学旅行者の多くが利用している（第4統計2-(5)）。

食中毒の発生は6件であった（第4統計2-(6)）。また、食品に関する苦情は、有症苦情が主であった（第4統計2-(9)）。給食施設、ホテル、飲食店等で調理従事者を対象に行った食品衛生講習会は右表のとおりである。

平成18年度食品衛生講習会	
回数	受講者数
58	1,311

イ 食品衛生協会

目的 食品衛生思想の普及向上を図り、食品営業者の自主管理体制を強化し食品に起因する衛生上の危害防止を図る。

根拠 食品衛生法

内容（ア）食品衛生指導員による巡回指導

（イ）食品衛生思想の啓蒙（イベントや食品衛生講習会等の開催）

（ウ）優良業者等の表彰

（エ）賠償共済への加入促進等

成果・実績

平成18年度は沖縄県食品衛生協会中部支部として食品衛生指導員による巡回指導や食品衛生責任者講習会の実施及び会員の経営安定と消費者保護の為の食品営業賠償共済の加入推進などの事業を行った。

新規継続の講習会		食品衛生責任者養成講習会		巡回指導	食品営業賠償共済
回数	受講者数	回数	受講者数	件数	加入者数
51	1,726	6	563	7,283	3,724

2 環境保全（環境保全班）

(1) 大気汚染、騒音・振動、悪臭防止対策

ア 大気汚染、騒音・振動、悪臭防止

目的 大気汚染の防止、ダイオキシン類、騒音、振動、悪臭の発生防止

根拠 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、沖縄県公害防止条例

内容 地域住民の生活環境の保全を図るために、法律や県条例に規定されたばい煙発生施設、粉じん発生施設、騒音に係る特定施設や悪臭に係る特定施設（廃棄物焼却炉、ボイラ - 、破砕機、空気圧縮機、畜舎等）の届出指導及び公害発生防止に関する監視指導業務

成果・実績

平成18年度届出件数（大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び沖縄県公害防止条例）

特定施設の種類	届出状況	件数		特定施設の種類	届出状況	件数		
							沖縄県公害防止条例	ばい煙発生施設
特定施設使用廃止数	0	特定施設使用廃止数	5					
粉じん発生施設	特定施設設置数	4	粉じん発生施設	特定施設設置数	0			
	特定施設使用廃止数	0		特定施設使用廃止数	0			
騒音に係る特定施設	特定施設設置数	245	特定粉じん排出等作業届出数		22			
	特定施設使用廃止数	0	特定施設の種類	届出の内容	件数			
悪臭に係る特定施設	特定施設設置数	4	ダイオキシン類対策特別措置法	大気基準適用施設	施設設置数	2		
	特定施設使用廃止数	0			施設使用廃止数	0		

イ フロン回収破壊法に基づく登録関係

目的 オゾン層の保護及び地球温暖化防止

根拠 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）

内容 フロン類を含む業務用のエアコン、冷凍・冷蔵機器やカーエアコンを廃棄する際には、県知事の登録を受けた事業者により引取、回収させる必要があり、保健所においては各事業者の登録指導及び受付業務を行っている。

成果・実績

平成14年4月1日付（経過措置有り）で施行された法律で第一種フロン類回収業、第二種フロン類回収業及び特例第二種フロン類回収業の管内登録業者数は次のとおりである。（平成19年3月31日現在）

（ ）内は、沖縄県全体の登録数である。

第一種フロン類 回収業者登録数	第二種フロン類 回収業者登録数	特例第二種フロン類 回収業者登録数
70 (284)	68 (172)	67 (174)

特例第二種フロン類回収業者とは、自動車分解整備事業者が地方運輸局長へ特例申し出方式により都道府県知事に通知されて登録される。

(2) 水質汚濁防止対策

ア 事業場排水対策

目的 公共用水域の水質汚濁防止

根拠 水質汚濁防止法、沖縄県公害防止条例

内容 河川や海域等の公共用水域の水質汚濁防止を図るため、水質汚濁防止法等に規定される特定施設（畜舎、宿泊施設、工場等）の設置届出指導、及び既設事業場等の排水基準遵守状況監視指導業務

成果・実績

(ア) 平成18年度届出件数

平成18年度中に水質汚濁防止法に基づく届出は7件で、その内訳は下表のとおりであった。

届出種類	件数	内 訳 等
設置届	3	飲料製造業1、旅館業2、し尿処理施設2 〔し尿処理施設は、旅館業の浄化槽が 特定施設規模（501人槽以上）のもの〕
構造等変更届	1	下水道終末処理施設1
その他 (承継、氏名変更、廃止届等)	3	

(イ) 平成18年度事業場排水調査状況

1日の排水量が50m³を超える37施設の排水を採取し、排水基準の基準の遵守状況を調査した。調査の結果、1施設においてSS（浮遊物質）が基準に不適合であったので改善指導を行った。他の水質項目では排水基準に不適合な施設はなかった。（第4統計3-(1)）

イ 公共用水域の水質監視

目的 公共用水域の水質の監視

根拠 水質汚濁防止法 平成18年度公共用水域の水質測定計画

内容 比謝川、天願川、金武湾、与勝海域、伊佐海域の環境基準の維持達成状況等の監視調査。海水浴シーズン前及びシーズン中に、年間1万人以上が利用する管内の海水浴場の水質を調査を行った。

成果・実績

公共用水域の水質調査結果を第4統計3-(2)、海水浴場の調査結果は第4統計3-(3)に示す。

(3) 赤土等流出防止対策

目的 赤土等の流出による公共用水域の水質の汚濁（水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図る。

根拠 沖縄県赤土等流出防止条例

内容 1,000m²を超える一団の土地における土地の形質を変える事業行為（宅地造成、道路工事、農地造成等）を行う者は、県知事に、赤土等の流出防止対策を記載した届出書（民間事業）もしくは通知書（公共工事）を事前に提出することになっており、保健所は届出書等の受付及び審査、現場の対策指導及び監視を行っている。

成果・実績

沖縄県赤土等流出防止条例に基づく事業行為の通知及び届出件数は合計で236件であり、10,000m²以上（本庁審査）は55件、10,000m²以下（保健所審査）は181件であった。（第4統計3-(4)）

(4) 廃棄物対策

目的 廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律、ちゅら島環境美化条例

内容 廃棄物の排出事業者、処理業者及び処理施設に対する監視・指導、廃棄物不法投棄防止のためのパトロール、ちゅら島環境美化条例の県民、事業者等への周知。

成果・実績 平成18年度は、排出事業者、産業廃棄物処理業者及び処理施設に対し、延べ1,873件の立ち入り検査を行い、12件の文書指導を行った。又、市町村及び警察署等関係機関との連携による廃棄物不法投棄防止のための一斉パトロールを実施した。

(5) 浄化槽

目的 浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

根拠 浄化槽法、沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

内容 浄化槽の設置等に係る各種届出書の受付及び審査、台帳の作成による設置状況の把握、浄化槽保守点検業の登録、浄化槽の維持管理に関する指導などを行っている。

成果・実績

平成18年度末現在、中部保健所管内の浄化槽設置基数は、単独処理浄化槽が30,544基、合併処理浄化槽が6,040基の計36,584基である（台帳登録件数）。当所では、浄化槽管理者に対し、浄化槽に関する知識の向上を図るとともに、定期的な保守点検及び清掃を実施するよう助言、指導を行っている。

(6) 公害苦情処理

内容 住民等からの公害関係苦情を受けて、現場の調査を実施すると共に発生源等に対して行政指導を行い、必要に応じて関係法令に基づき改善するよう勧告する。

成果・実績

平成18年度に処理した公害関係苦情処理件数は下表のとおりである。

苦情の種類	処理件数(件)	発生源等
ばい煙・粉じん	8	工場・事業場
アスベスト	5	解体工事現場等
野外焼却	8	個人、事業場等
浄化槽排水	7	個人住宅等
赤土流出	6	工事現場等等
悪臭	4	畜舎等
その他	5	衛生害虫等
合計	43	

(7) 水質汚濁に係る事故処理

内 容 中部保健所管内の公共用水域において、魚類のへい死事故、油流出事故、米軍基地由来の排水事故が発生した場合、現地調査や各関係機関に連絡を速やかに行い、その原因究明や被害防止に努める。

成果・実績

平成18年度に発生した事故は下記のとおりである。

事故の分類	事故発生件数(件)
魚類のへい死	8
油流出事故	3
米軍基地排水事故	2
その他	4
合計	17

3 生活衛生(生活衛生班)

(1) 簡易専用水道

目 的 簡易専用水道の管理を適正に行う。

根 拠 水道法

内 容 水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、有効容量10m³を超える受水槽を「簡易専用水道」といい、設置者は保健所への届出及び貯水槽の清掃・定期検査等の維持管理が義務づけられている。

成果・実績

平成18年度は25件の設置届があり、管内の届出総数は729件となっている。また、年1回の定期検査の実施状況は98%であった。

(2) 生活衛生関係営業施設

目 的 理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、興行場の業務が適正に行われ、もって公衆衛生の向上を図る。

根 拠 理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法、興行場法

内 容 理容所、美容所、クリーニング所の開設時の検査確認、旅館業、公衆浴場、興行場の許可申請時の検査を行う。また、これら営業施設の監視指導を行う。

成果・実績

平成18年度は、特筆すべき事項として公衆浴場で新しい形態(岩盤浴、ハーブ温浴)の許可が目立ったことが挙げられる。

平成18年度生活衛生関係営業施設届出件数

	理容所	美容所	クリーニング所	旅館業	公衆浴場	興行場
開設・許可	13	37	9	26	21	0
変 更	8	20	4	18	2	0
廃 止	14	19	18	11	0	0
そ の 他	19	16	2	16	6	0

(3) 建築物衛生関係施設

目的 建築物における衛生的な環境の確保を図りもって公衆衛生の向上及び増進に資する。

根拠 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

内容 特定の用途、延べ床面積を有する建築物（特定建築物）の所有者は、建築物環境衛生管理技術者を選任し保健所へ届出なければならない。さらに、建築物衛生管理基準に従った維持管理も義務づけられている。
また、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業」を営んでいる者は、県知事の登録を受けることができ、現在では以下の8業種が定められている。

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 建築物清掃業 | 5 建築物飲料水貯水槽清掃業 |
| 2 建築物空気環境測定業 | 6 建築物排水管清掃業 |
| 3 建築物空気調和用ダクト清掃業 | 7 建築物ねずみ昆虫等防除業 |
| 4 建築物飲料水水質検査業 | 8 建築物環境衛生総合管理業 |
- (旧：建築物環境衛生一般管理業)

平成18年度建築物衛生関係届出件数

	特定建築物	登録営業所
新規届・登録申請	3	7
変更	26	8
廃止		3

(4) 墓地・納骨堂・火葬場

目的 墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること

根拠 墓地、埋葬等に関する法律

内容 許可申請のあった墓地等について書類審査、現地調査を行う。

成果・実績

平成18年度の個人墓地の許可件数は385件だった。

(5) 海洋危険生物危害防止

目的 ハブクラゲ等海洋危険生物による危害を未然に防止する。

根拠 ハブクラゲ等危害防止対策事務処理要領

内容 海洋危険生物の発生状況、刺咬症情報等を収集し、県民及び観光客等への情報提供や予防対策の指導を実施。管内の海水浴場やホテル、旅館などにポスターやパンフレットを配布し、利用者へ注意を促すとともに、管理者には、遊泳区域のネットの設置などを依頼している。

被害状況 平成18年度の中部保健所管内被害件数は海洋危険生物全体で135件（内ハブクラゲは95件）だった。

4 医務薬務（生活衛生班）

(1) 医事

目的 医療従事者免許申請事務と併せて、病院、診療所等の構造設備を確認、指導すること等により管内における適切な医療提供施設等の確保を図る。

根 拠 医療従事者免許につき、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法など病院、診療所等の構造設備等につき、医療法
内 容 免許申請、許可申請又は届け出のある件につき書類審査又は現場調査を実施する。

ア 業務

医師など医療の担い手は、医療を受ける住民に対して良質で適切な医療を行う責務があるため、専門的知識と技能を保持するとともに、住民の健康な生活を確保するという公共的な任務を有する。このため、これらの資格を高い水準で定める免許制度となっている。

保健所では、医療従事者の関係法律により、免許申請を受け付けている。

また、病院、診療所、あん摩マッサージ指圧師施術所など保健医療施設の開設等に伴う届出等の受理、施設検査等を行っている。

管内の29病院を対象に、毎年1回、医療法第25条により立入検査を実施している。

病院医療監視といわれるものであるが、医療事故防止や院内感染防止対策など適正な医療の確保に資するため、医療法上の医療従事者数、管理、帳票・記録、業務委託、防火・防災体制及び放射線管理の6面にわたり検査を実施している。

イ 市町村別医療施設状況

平成19年3月末現在の管内医療施設は病院29施設、診療所が419施設となっている。

なお、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）により、病院とは医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの、診療所とは医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものとそれぞれ定義されている。

ウ 管内病院施設

管内にある29の病院については、第5資料の病院施設の項に一覧表を掲げてある。

(2) 薬事

目 的 薬剤師免許申請事務と併せて、薬局、薬店等の構造設備を確認、指導すること等により管内における適正な医薬品等の供給体制の確保を図る。

根 拠 薬剤師免許につき、薬剤師法

薬局等につき、薬事法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法など

内 容 免許申請、許可申請又は届け出のある件につき書類審査又は現場調査を実施する。

ア 業務

医薬品は医療上有用であり、その品質、有効性及び安全性の確保が必要であることから、薬事法に基づく薬局、医薬品販売業などの店舗等の監視指導を実施している。

そのほか、毒物又は劇物はその使用目的を誤ると、公衆衛生上の危害が大きくなることなどから、毎年、危害防止運動月間を設定し、住民に周知を図るとともに毒物・劇物の適正管理等について関係登録施設の監視指導を行っている。

麻薬は疼痛緩和など医療上有用であることから、その施用等にあたっては県知事の免許を受けて行うことができる。関係申請書等は保健所において受け付けている。

イ 薬局及び医薬品販売業許可施設数

管内に所在する薬局、医薬品医薬品販売業店舗数は第4統計5-(2)のとおりである。

ウ 毒物劇物取扱施設

管内に所在する毒物劇物販売業の登録店舗数等は第4統計5-(3)のとおりである。

エ 薬物乱用防止

薬物乱用は単に乱用者自身の精神や身体の問題にとどまらず、家庭内の暴力などによる家庭の崩壊など社会全体の問題となることから、毎年、薬物乱用防止運動を展開し、住民に対して薬物乱用のおそろしさ、関係法律の厳しい規制等周知を図っている。

麻薬、覚せい剤、シンナーなどの薬物乱用について、管内には、知事から委嘱を受けている沖縄県薬物乱用防止指導員が55名おり、各地域において薬物乱用防止の草の根運動を行っている。

(3) 医薬分業

管内における医薬分業の推進を図り、将来の医薬分業の定着に資することを目的として、関係医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の代表から成る中部保健所地区医薬分業推進協議会が設置された。

平成15年9月及び平成16年2月の協議会開催を経て、次の提言をとりまとめた。

なお、医薬分業推進協議会支援事業による医薬分業関係事業は、平成15年度で終了となる。

協議結果

- ・ 薬剤師会は、医師会、歯科医師会及び保健所等関係団体と連携し、「くすりと健康の週間」等における催しの実施により、住民に対する医薬分業の啓発と推進を図る必要があること。
- ・ 医薬分業のメリットを実感できるように、患者に対する適正使用のための副作用情報の提供など服薬指導にきめ細かな配慮が必要であること。
- ・ 薬局においては、医薬品の重複投与や相互作用による副作用を未然に防止するため、電子媒体等による効率的な薬歴管理が望まれること。
- ・ 休日・夜間の応需体制等の確立など課題解決のため医師会、歯科医師会及び薬剤師会の三者協議の場を設けることが望ましいこと。
- ・ 薬剤師会は保険薬局の所在マップを作成し、地域の医療機関に配布するなど連携を図る必要があること。

(4) 献血思想の普及

現在、血液の機能を完全に代替できる手段がないため、医療において輸血は欠かすことのできない治療法であり、必要な血液を確保するには、住民の献血(400mL・200mL・成分)によらなければならない状況である。

当所管内には、献血思想の普及について、県知事から委嘱を受けた献血推進員が1名配置されており、管内11市町村において献血に対する住民の協力と理解を深める活動を行っている。

また、各市町村に、献血の一層の推進を図るため献血推進協議会が組織されている。

なお、平成14年7月25日、血液製剤の安定供給をめざす「国内自給の確保」を基本理念とした「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が成立し、同年7月31日公布された。

健康づくり施策（健康推進班）

1 健康増進

（1）健康おきなわ2010の推進

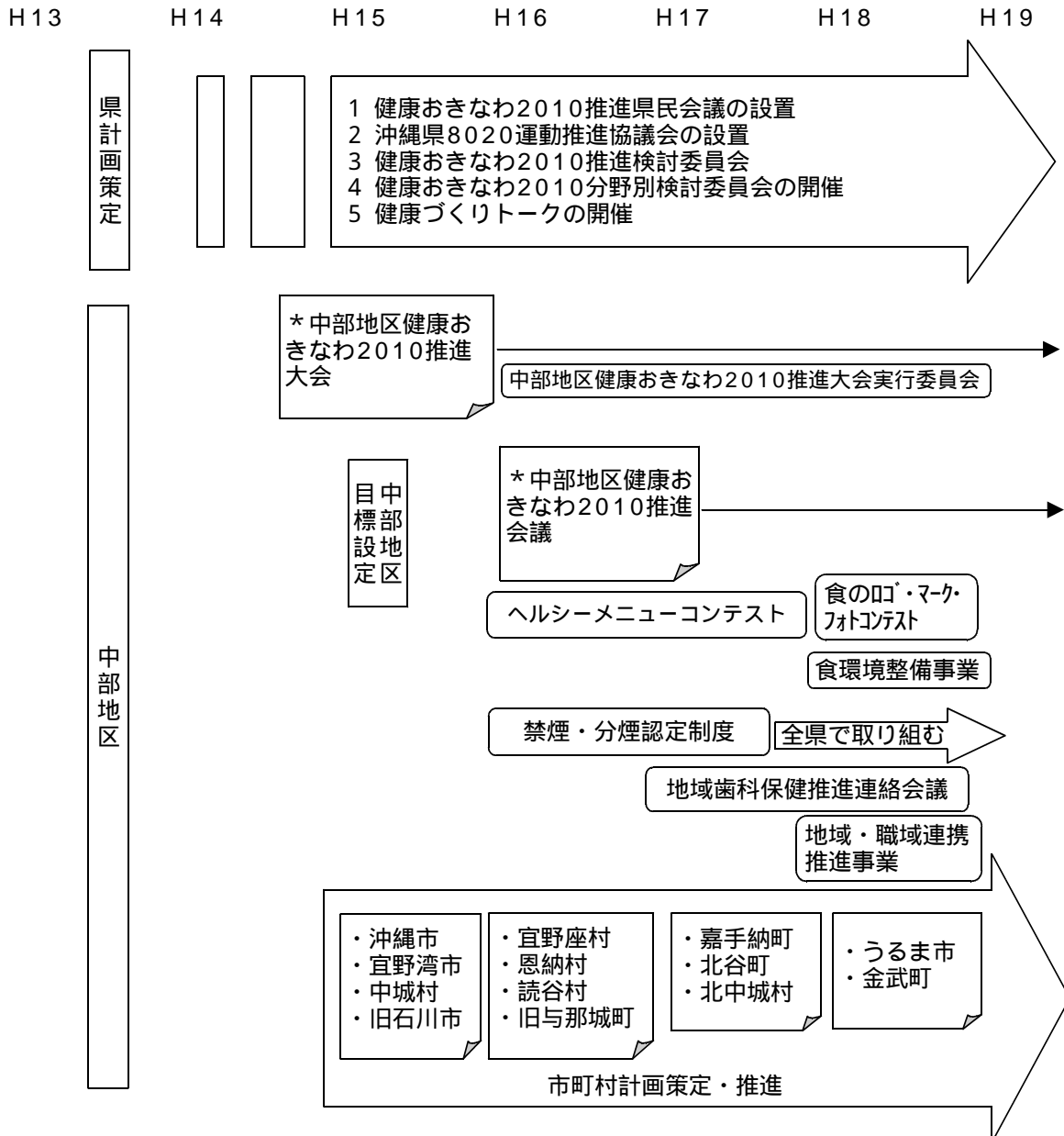
ア 根拠法令及び目的

平成15年5月に施行された健康増進法を根拠とし、国民の健康増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに栄養の改善その他の国民の健康増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図ることを目的としている。

イ 中部地区健康おきなわ2010の事業展開

県の健康増進計画として「健康おきなわ2010」が平成14年1月に策定され、活動が展開されている。

中部地区においては平成15年度に「第1回中部地区健康おきなわ2010推進大会」を開催し、平成16年度には中部地区保健医療計画の中で現状と課題を整理し、達成目標を設定し施策を展開している。



ウ 保健所としての取り組み

(ア) 中部地区健康おきなわ2010推進会議の開催

平成16年度から中部地区での健康おきなわ2010を推進、モニタリングする目的で中部地区健康おきなわ2010推進会議を立ち上げて活動している。

平成16年度に市町村会や医師会、沖縄県食品衛生協会中部支部、中部地区婦人連合会、食生活改善推進員中部支部等12の関係機関、団体に活動を開始しているが、活動テーマに応じ、関係機関から委員に参加して頂き柔軟に対応している。平成18年度は働き盛りの生活習慣病対策ということで生活習慣病専門外来をもつ翔南病院に参画して頂いた。

平成18年度は推進会議を活動母体に「中部地区健康おきなわ2010推進大会実行委員会」、「歯科保健推進連絡会議」、「栄養情報提供店普及事業検討会」、「食のロゴ・マーク・フォトコンテスト実行委員会」、「地域・職域連携推進会議」とテーマ別会議を開催し、課題と対策について話し合い、具体的な事業が新たに生まれている。

(イ) 第4回中部地区健康おきなわ2010推進大会の開催

中部地区において健康おきなわ2010推進活動を総括し、地域が一丸となって健康づくりに邁進するため各々の活動を確認し、より大きな活動になるよう「本気でストップ! 太りすぎ ~ 沖縄のおへそまわりの中部から ~」をキャッチフレーズに推進大会と車両パレードを開催した。開催に向け、市町村及び関係機関・関係団体で構成する実行委員会を開催し、関係機関が主体的な大会運営となり、推進大会と車両パレードに約900人の関係機関や関係団体から参加があった。

a 日時：平成19年2月15日(木)午後1時~5時

b 場所：沖縄市美里公園及び管内市町村車両パレード

c 内容：地域住民への健康おきなわ2010推進大会の大会宣言及びアピール文の広報

エ 管内市町村健康増進計画の支援状況

(ア) 健康づくり担当者研修会の開催

沖縄県では肥満対策緊急宣言がされ、運動習慣の定着や食生活の改善といった健康的な生活習慣の確立を図ることが緊急の課題となっている。

ところが健康的な生活習慣に実際に取り組むには、運動や栄養・禁煙などに関し地域住民が活用できる環境が十分に対応されていない状況である。このような状況を踏まえ、市町村栄養士や保健師等の健康づくり担当者を対象に栄養情報提供を実践している飲食店の事例から食環境づくりについて考え、今後の地域における健康づくりを具体的にイメージし実践出来る材料を得ることを目的とし研修会を開催した。

a 日時：平成18年9月27日(水)午後1時~5時

b 場所：中部福祉保健所(3階)研修室

c テーマ：「食をとおした健康づくり~ 島菜食堂の取り組みから考える ~」

d 講師：有限会社 アイ・ステーション 代表取締役 安和朝彦

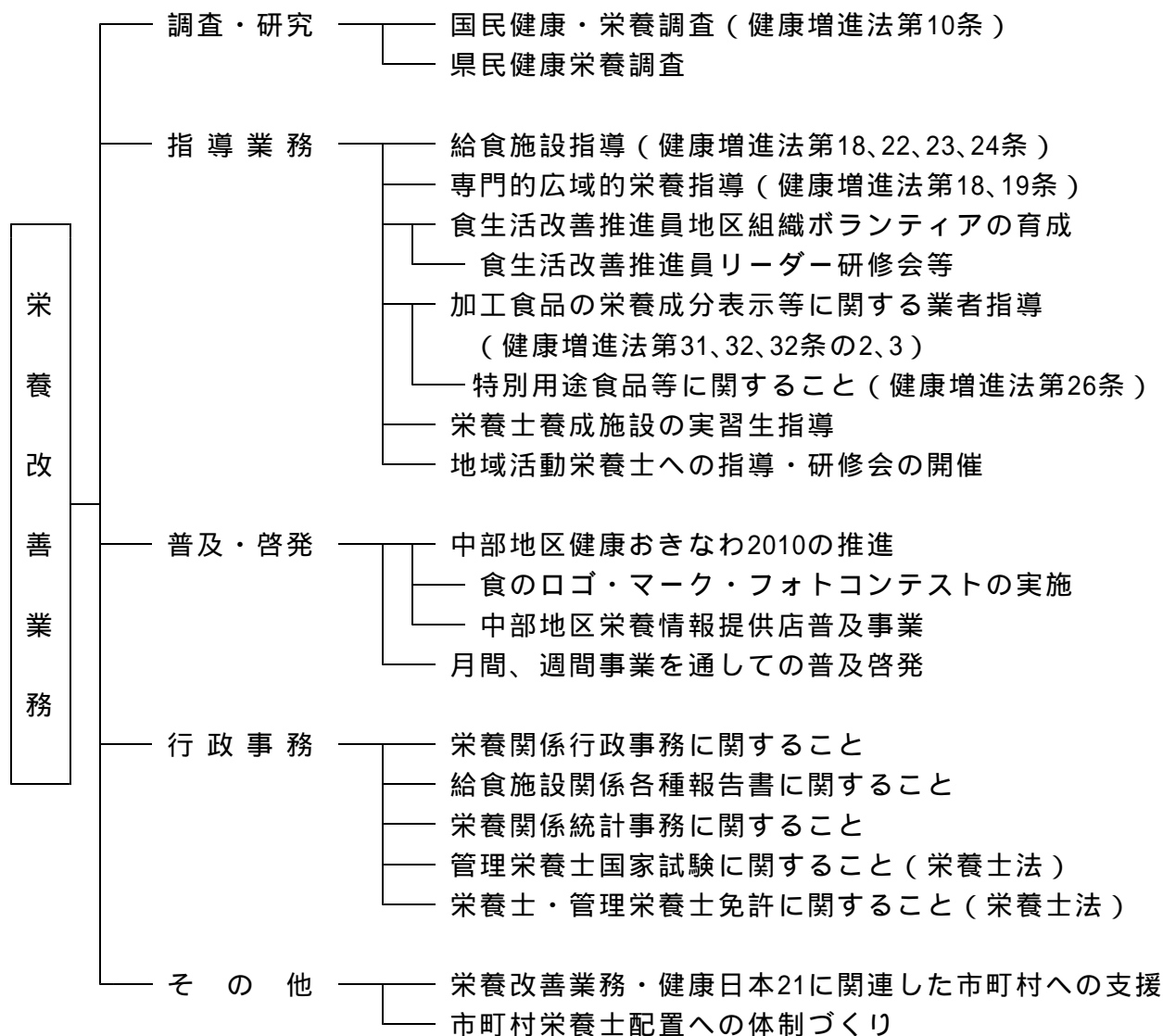
(イ) 市町村計画策定支援状況

健康増進法により、地域の実情にあった市町村健康増進計画策定の必要性が法的に裏付けられ、中部福祉保健所管内11市町村中9ヵ所の市町村が策定し、推進しており、平成18年度には2市町（新市うるま市を含む）が策定に取り組んでいる。

NO	市町村	策定年度	支援内容
1	宜野湾市 (健康ぎのわん21)	平成15年度	健康ぎのわん21の推進に向けての相談に対応 重点事業の企画に対する支援
2	沖縄市 (ヘルシーおきなわ シティ2010)	平成14年度 ～15年度	健康づくり推進協議会、ヘルシーおきなわシティ 2010推進部会の委員として参加 健康づくり推進シンポジウムの企画の支援 ヘルシーおきなわシティ2010 37運動の参画
3	うるま市 (健康うるま21)	平成17年度 ～18年度	健康づくり推進協議会、健康うるま21幹事会、策 定部会の委員として参加 健康うるま21推進における事業評価の支援
4	恩納村 (健康おんな21)	平成16年度	健康づくり推進協議会の委員として参加 健康おんな21推進のための相談に対応
5	宜野座村 (健康ぎのざ21)	平成14年度 ～16年度	健康づくり推進協議会の委員として参加 健康ぎのざ21の推進に向けての相談に対応（国保 安定化計画策定支援）
6	金武町	平成18年度	地域保健福祉計画（健康づくり計画を含む）策定 委員会の委員として参加 計画全体の企画及び資料作成等の事務局支援（国 保安定化計画策定支援）
7	読谷村 (健康よみたん21)	平成15年度 ～16年度	健康づくり推進協議会の委員として参加 健康よみたん21の推進に向けての相談に対応
8	嘉手納町 (健康かでな2010)	平成16年度 ～17年度	健康かでな2010推進のための相談に対応
9	北谷町 (健康ちゃたん21)	平成17年度	健康づくり推進協議会の委員として参加 健康ちゃたん21の推進に向けての相談に対応
10	北中城村 (健康北中城21)	平成17年度	健康づくり推進協議会の委員として参加 健康北中城21の推進に向けての相談に対応
11	中城村 (健康中城21)	平成15年度	健康中城21の推進に向けての相談に対応（国保安 定化計画策定支援）

(2) 栄養改善事業

地域住民の健康の保持増進を図ることを目的として、地域住民の栄養と健康の現状を把握分析するための調査研究事業、専門的・広域的栄養指導、市町村支援、給食施設の栄養管理指導、食品関係企業等への栄養成分表示指導、食生活改善地区組織の育成及び行政事務等の栄養改善事業を実施している。



ア 栄養指導

健康増進法第18条第1項第1号に基づき、住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を要するものを行う。

表1 栄養指導業務

個別指導					集団指導 (延人員)							
					母子		生活習慣病		健康増進		その他	
母子	生活習慣病	健康増進	その他の疾病	その他	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員
1	4	12	0	6	1	6	0	0	0	0	0	0

イ 給食施設指導

健康増進法第18条第1項第2号及び第22条に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設と特定給食施設の設置者に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行っている。

特定給食施設とは、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設を言う。

表2 給食施設指導状況

個別指導						集団指導	
学校	病院	児童福祉施設	老人保健施設 老人福祉施設	社会福祉施設	その他	回数	延施設数
0	20	30	28	1	0	2	147

ウ 栄養成分表示等に関する相談・指導

肥満や生活習慣病の増加を背景として、食を通じた健康づくりに対する県民の関心が高まっている。

県民の食品選択を支援する観点から、食品の栄養成分について名称や含有量などをわかりやすく適正に表示し、加工食品等の栄養成分に関する適切な情報の提供を目的として、食品関係企業へ対し、加工食品の栄養成分表示等の相談及び指導を行っている。

表3 栄養成分表示等の相談・指導状況

栄養成分表示	特定保健用食品等
126件	0件

エ 研修会の開催状況

市町村の栄養改善業務や健康づくり担当者、食生活改善推進員地区組織や地域活動栄養士の相互の連携と知識の向上を目指すため研修会を開催している。

表4 研修会開催状況

開催年月日	会議・研修会内容	参加人数
6月8日	食生活改善推進員研修会	94人
6月30日	市町村栄養担当者研修会	18人
10月9日	食事バランスガイド学習会	8人
10月13日	食生活改善推進員研修会	67人
11月27日	食生活改善推進員リーダー研修会	17人
3月8日	食事バランスガイド学習会	9人

オ 地区組織の育成

食を通じた健康づくりを推進するため、栄養の知識・技術を習得した食生活改善推進員が市町村健康づくり事業及び食生活改善推進員中部支部事業等で活躍している。

各市町村の食生活改善推進協議会及び中部支部結成状況は表5のとおりである。

表5 市町村食生活改善推進協議会結成状況 平成18年4月1日現在

市町村名	協議会結成年月日	協議会会員数
沖縄市	平成元年5月29日	187人
うるま市	平成18年6月1日	105人
宜野湾市	平成15年4月1日	65人
読谷村	平成12年1月1日	36人
中部支部	平成14年12月12日	393人

カ 食のロゴ・マーク・フォトコンテスト

ヘルシーメニュー推進事業として、健康づくりの基本である望ましい食生活について普及啓発を行い、さらに実践につなげるため、高校生を対象としてヘルシーメニューコンテストを実施してきた。

今年度は、高校生が食をより身近なものとして考えるきっかけになるよう、沖縄県の食に関する問題点を改善するメッセージを込めた作品のコンテストを実施した。

応募数はロゴ159点、シンボルマーク175点、フォト8点、ポスター65点、複合（ロゴとマークの複合的作品）377点、計784点であり、保健所内及び実行委員での審査を経て優秀賞16点、入選27点の表彰を行った。

キ 中部地区栄養情報提供店普及事業

沖縄県の食に関する問題点を改善するため、飲食店との協働によりメニューの栄養成分表示や栄養・健康に関する情報を住民に提供することで、住民がその情報を参考にして外食を選択し、正しい食生活の実践につなげることを目的として実施。

中部地区栄養情報提供店普及事業検討会：3回（H18.8.18、9.26、H19.2.23）
飲食店等への説明及び講習会等：3回（H18.12.15、H19.1.18、1.22）

ク 栄養士免許・管理栄養士免許関係

栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条に基づき申請業務を行っている。
その状況は表6のとおりである。

表6 管理栄養士免許・栄養士免許申請等状況

管理栄養士			栄養士			合計
申請	訂正	再交付	申請	訂正	再交付	
12	6	0	29	12	1	60

ケ 国民健康・栄養調査、県民健康栄養調査

国民健康・栄養調査及び県民健康栄養調査を実施し、管内健康づくり及び栄養改善事業に活用している。

< 国民健康・栄養調査 >

健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的に実施されている。

< 県民健康栄養調査（5年に1回実施） >

県民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、県民の健康増進対策を推進するための基礎資料を得ることを目的に沖縄県が実施するものである。

平成18年度は、平成20年度の医療制度改革に伴う沖縄県の健康増進計画改定のため全国統一の手法を用いて都道府県県民健康・栄養調査を実施した。

表7 調査概要

調査年度	区分	調査地区	世帯数	世帯人数	調査内容
平成14年度	国民	金武町	7	22	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養摂取状況調査 ・身体状況調査 ・健康意識調査（～H14） ・生活習慣調査（H15～） * H15読谷村は 国民・県民重複
平成15年度	国民	読谷村	25	80	
	県民	宜野座村	60	196	
		恩納村	29	80	
		石川市	38	106	
		読谷村	25	80	
		沖縄市	49	156	
		北谷町	35	108	
平成16年度	該当地区なし				
平成17年度	国民	宜野湾市	21	55	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養摂取状況調査 ・身体状況調査 ・生活習慣調査 * H18沖縄市（1地区）は 国民・県民重複
		北谷町	10	28	
平成18年度	国民	沖縄市	14	37	
	県民	うるま市	24	64	
		うるま市	26	61	
		うるま市	22	76	
		宜野湾市	31	89	
		沖縄市	21	66	
		沖縄市	14	33	
		沖縄市	17	39	
		中城村	14	30	

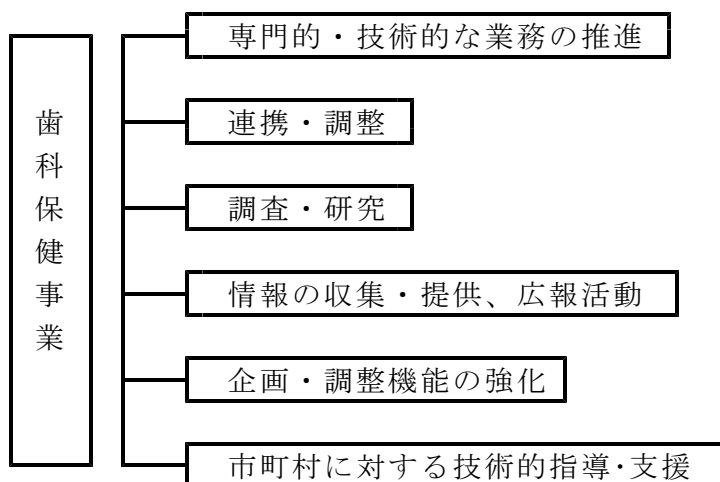
(3) 歯科保健事業

平成15年5月「健康増進法」が施行され、基本方針に歯の健康保持が記載された。保健所においては、歯と口腔に関する知識を広め、歯科疾患を予防することによって、健康の維持増進を図り、生活の質の向上をめざした歯科保健活動を推進している。

歯科保健業務は生涯をとおした各ライフステージ毎の歯科保健対策、特に自分の歯で食べることは、高齢化社会におけるQOLの向上にとって重要であることから、「8020運動」を展開し歯の健康づくり、フッ化物応用推進の普及啓発を行っている。

ア 法的根拠

地域保健法（第5条第1項）、健康増進法（第2章第7条第6号）



（歯科保健業務指針より抜粋：平成9年3月3日健政第138号）

イ 障害児（者）施設歯科保健指導

平成17年度に特対事業で、「障害児（者）の歯科保健サービス基盤整備事業」を実施し、その中で中部地区歯科保健推進会議が立ち上がり、そこで障害児（者）施設等の歯科保健の課題として、低年齢層からの歯周疾患が問題であること、咬合状態が悪く、歯磨きに対する知識や磨き方も十分でないことがあがり、対策として施設や作業所への定期的な歯科保健指導の実施が提案され、18年度は、継続強化事業として本指導を実施した。

《実施状況》

対 象：障害児（者）施設利用者・保護者

内 容：口や歯の働き、自分の歯を保つことの大切さ、よく噛んで食えること、入れ歯の手入れ、歯磨き指導等

実施期間：平成18年6月～平成19年3月

実施回数：15回

対象人数：281人

月	施設数	指導人数
6	4	121
7	1	4
8	1	4
12	1	16
1	3	58
2	3	34
3	2	44
計	15	281

ウ 歯科保健研修

(ア) 障害者施設職員研修会（出前研修）

内 容：在宅要介護者の口腔ケアの技術の向上について

実施月日：平成18年7月7日

参加職種：ヘルパー、ケアマネジャー、その他

参加者数：25名

(イ) フッ化物応用研修会

対 象：管内市町村母子担当課長及び職員、管内市町村保育所担当課長及び職員、沖縄市公立保育所所長及び職員、沖縄市認可保育園園長及び職員

内 容：中部の乳幼児歯科保健現状報告、
フッ素ではじめる健康づくり“フッ化物応用が育む子どもの健康”

実施月日：平成19年月3月8日

参加人数：78名

エ 普及啓発

(ア) 「母と子の良い歯のコンクール」

今回審査に参加した母子は管内市町村で平成17年度に3歳児健診を受診した4,593人の中から、各市町村より推薦のあった155人の良い歯の母子の中から9組を保健所で2次審査し、う蝕・歯周疾患・不正咬合等のない上位2組を選出し、県審査に推薦した。県審査の結果中部保健所推薦の1組が県知事賞を受賞した。

(イ) 「歯の衛生週間」

美咲養護学校・サンエー具志川メインシティにてパネル展示。

学校・施設への歯科保健指導。

オ その他

(ア) 県民健康・栄養調査に伴う口腔内状況調査

8地区（沖縄市、宜野湾市、中城村、うるま市） 162名

(イ) 管内市町村母子歯科保健状況調査（健康増進課と共催）

(ウ) 障害者歯科地域協力医登録調査

(エ) 中部地区歯科保健推進連絡会議の開催（9月）

(4) たばこ対策

ア 法的根拠

平成 12 年 3 月 31 日付厚生省発健医第 115 号事務次官通知「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）の推進について」各論「たばこ」

平成 14 年 8 月 2 日「健康増進法」公布、平成 15 年 5 月 1 日施行。第 25 条「受動喫煙の防止」

イ 事業内容

(ア) 受動喫煙防止推進事業

平成 16 年 1 月沖縄県が行った「分煙状況実態調査」により、多数の人が利用する施設において受動喫煙防止のための禁煙・分煙対策が十分に講じられていないことが明らかになった。

このような状況を踏まえ、管内の受動喫煙防止に取り組んでいる施設に認定証及び推奨シールを発行し、今後の受動喫煙防止対策の取り組みを支援することを目的に平成 16 年 5 月 1 日より事業を開始した。

平成 17 年度は 24 施設を調査し、医療機関 6 施設、官公庁 4 施設、飲食店 2 施設、ホテル 1 施設、学校 1 施設、その他の施設 1 施設の計 15 施設を認定した。世界禁煙デー及び禁煙週間では官公庁施設を重点におき、取り組み状況を確認した。16 施設中 8 施設が非該当のため、受動喫煙防止対策の必要性や具体的な方法について指導を行った。

平成 18 年度 5 月 31 日付けで「沖縄県禁煙・分煙施設認定制度」が創設され、受動喫煙防止の制度を全県的にスタートし、中部管内では新規に医療機関 10 施設、官公庁 1 施設、飲食店 3 施設の計 16 施設を認定した。平成 16 年度から 18 年 5 月 30 日までに中部保健所受動喫煙防止事業として認定した施設については、「沖縄県禁煙・分煙施設認定制度」の導入に伴い新たに受動喫煙防止対策実施施設として認定した。

(イ) 未成年者の喫煙防止対策

管内学校や市町村から講師派遣依頼の際には、保健所として事業の企画や運営に対する支援、教材の貸し出しを行っている。また、中部地区医師会、中部地区薬剤師会、沖縄県薬物乱用防止協会中部支部等の講師を紹介している。

(ウ) 世界禁煙デー及び禁煙週間行事

平成 18 年度の世界禁煙デーのテーマ「たばこ：どんな形や装いでも命取り」及び、禁煙週間のテーマ「やめたい人を手助けする禁煙支援」を受け、県立中部病院、サンエー具志川メインシティにてパネル展を実施した。また、市町村、学校、医療機関等へビデオやパネル等の貸し出しや普及啓発用の資料提供を行った。

(5) 地域・職域連携推進事業

ア 目的：

近年、国民の生命・健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病（がん・心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するためには、個々人の主体的な健康づくりへの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による生涯を通じた健康管理を支援することが必要である。

このため、地域保健と職域保健の連携により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービス提供体制を整備することを目的とする。

イ 根拠：

平成 18 年 6 月 30 日付け健発第 0630003 号 厚生労働省健康局長発令 地域保健医療等の推進事業の実施について

「地域・職域連携推進事業実施要綱」

ウ 事業内容

(ア) 中部地区地域・職域連携推進会議の開催

平成 18 年 8 月 11 日「中部地区地域・職域連携推進会議設置要領」を制定し、委員数 12 名で会議を設置。

第 1 回中部地区地域・職域連携推進会議の開催

日 時：平成 18 年 8 月 31 日 午後 2 時～ 4 時

場 所：中部福祉保健所 1 階小会議室

内 容：a 地域保健における現状と課題
b 職域保健における現状と課題
c 各関係機関、団体等における取り組み
d 連携事業について
e その他情報交換

(イ) 中部地区地域・職域連携推進研修会の開催

日 時：平成 19 年 2 月 26 日 午前 10 時～ 12 時

場 所：中部福祉保健所 3 階研修室

テーマ：「地域・職域連携による健康づくりの推進」

講 師：島根県益田保健所 健康増進グループ課長 梶浦靖二先生

参加者数：地域保健関係 43 名 職域保健関係 12 名 計 45 名

(ウ) 中部地区地域職域連携推進事業検討会の開催

日 時：平成 19 年 2 月 26 日 午後 1 時 30 分～ 4 時 30 分

場 所：中部福祉保健所 1 階小会議室

参加者：島根県益田保健所 健康増進グループ課長 梶浦靖二先生

宜野湾市係長・金武町係長・恩納村保健師・保健所職員 6 名

(エ) 「働きざかりの健康応援 B O O K」～中部地区健康関連施設等情報誌～作成

内 容：中部保健所管内健康関連施設（運動公園・体育館・プール・ウォーキングコース等）

疾病対策（健康推進班）

1 感染症対策事業

（1）感染症予防事業

ア 法的根拠

平成11年4月に「感染症その予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行された。その後、SARS、鳥インフルエンザなど重篤な新興感染症が発生し、感染症に対する新たな対策が施策化され平成15年11月に法改正された。この法においては感染力や症状の重篤性などの危険性が高い順に類型化された一～五類感染症において、発生時の感染拡大防止の対策を講じたり、平常時より予防に関する啓発等を行う。

県独自の取り組みとしては、麻しん発生を迅速に把握するとともに、麻しん発生時における各機関の具体的対応を示すことにより、麻しん発生0を目指し、平成15年10月に「沖縄県麻しん発生時対応ガイドライン」が制定、運用が開始された。

イ 保健所における感染症対策

- （ア）発生予防・・・ 予防接種の推進 平時における感染症発生動向調査
平時から予防対策にあたって所内関係課相互の連携
- （イ）蔓延防止・・・ 健康診断・就業制限・入院 消毒及び衛生教育
積極的疫学調査
- （ウ）普及啓発と人権への配慮
- （エ）緊急時の連絡体制・・・市町村・県・医療機関との連絡体制

（2）感染症発生動向調査事業

ア 法的根拠

平成15年11月に改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」12～16条により、一～五類感染症について、届出や発生状況及び動向の把握、情報の公表等について定められている。

イ 事業内容

一～五類感染症について、医療機関より届出を受け動向を分析し、その情報を公表している。また感染症発生動向調査システムにより県へ情報を送っている。医療機関からの報告は全数把握のものと定点把握のものがある。

- （ア）全数把握：全ての医師は、全数把握対象の感染症を診断した場合、保健所を
経由し都道府県知事に届け出なければならない。
- （イ）定点把握：指定届出機関の医師が定点把握対象感染症を診断した場合、保健
所を
経由し都道府県知事へ届け出る。

< 中部保健所管内の定点医療機関数（県全体の定点医療機関数との対比含む） >

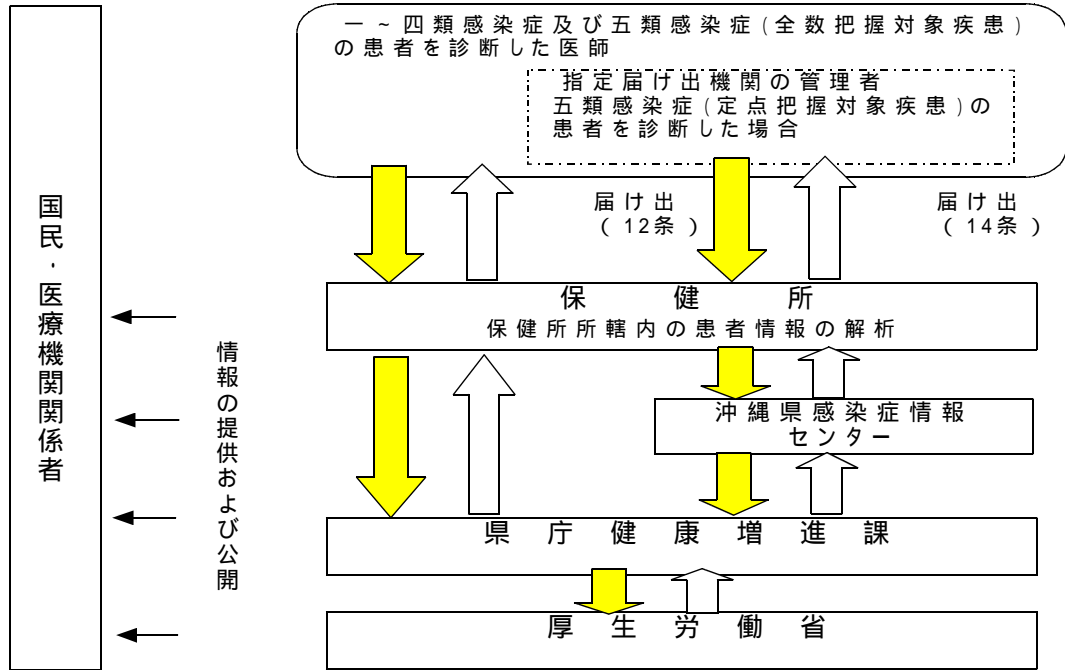
	定点種別	定点数（中部）	定点数（県）	備考
週報	インフルエンザ	20カ所	58カ所	左記定点医療機関は感染症法令等により、主に保健所管内人口規模を指標として設定されている。
	小児科	12カ所	34カ所	
	眼科	3カ所	10カ所	
	基幹	2カ所	7カ所	
月報	基幹	2カ所	7カ所	なお、STD定点の設定は本島内保健所のみである。
	STD（性感染症）	4カ所	12カ所	

ウ 感染症法における対象疾患

類型	医師の届出	疾患名
指定感染症	直ちに	インフルエンザ（H5N1）～平成18年政令第208号～ 指定感染症：一～三類に分類されない感染症において、同各類に準じた対応の必要が生じた感染症で、政令により指定される。
一類	直ちに	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 SARS、天然痘
二類	直ちに	急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス
三類	直ちに	腸管出血性大腸菌感染症
四類	直ちに	ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む）、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、腎症候性出血熱、炭疽、ツツガムシ病、デング熱、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発疹チフス、マラリア、ライムレジオネラ症 急性A型ウイルス肝炎、急性E型ウイルス肝炎、高病原性トリ型インフルエンザ、サル痘、ニパウイルス感染症、野兔病、リッサウイルス感染症、レプトスピラ症、ボツリヌス症
五類	7日以内	（全数把握） アメーバ赤痢、急性ウイルス肝炎（A型及びE型を除く）、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、髄膜炎、細菌性髄膜炎、先天性風疹症候群、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、 バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、急性脳炎
		（定点把握） 咽頭結膜熱、インフルエンザ、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く）、細菌性髄膜炎、水痘、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、成人麻疹、手足口病、伝染性紅斑、突発性発疹、百日咳、風疹、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、麻疹（成人麻疹を除く）、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症、 RSウイルス感染症 尖圭コンジローマ

疾患名の太斜体文字は平成15年11月法改正に追加変更等のあったもの

感染症法に基づく感染症発生動向調査の概要



一～三類感染症発生状況

区分	平成16年		平成17年		平成18年	
	管内	沖縄県	管内	沖縄県	管内	沖縄県
一類感染症	エボラ出血熱					
	クリミア・コンゴ出血熱					
	ペスト					
	マールブルグ病					
	ラッサ熱					
二類感染症	急性灰白髄炎					
	コレラ		1			1
	細菌性赤痢	1	2		3	4
	ジフテリア					
	腸チフス パラチフス		1			
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	3	30	2	38	5(2) 28
	0-157	1		1		1
	0-26	1		1		2(1)
	0-111					
	0-119					
	0-126 型不明	1				2(1)

()はうち無症状病原体保有者

(3) 感染症診査協議会

ア 委員名簿

項目	氏名	所属・職名
委員	遠藤 和郎	県立中部病院内科副部長
委員	大湾 勤子	(独)国立病院機構沖縄病院医師
委員	大湾 朝謙	那覇家庭裁判所参与員

イ 概要

- (ア) 設置根拠：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条5項に基づき、沖縄県感染症診査協議会条例を制定
- (イ) 設置目的：同法20条第1項の規定による勧告及び同条第4項の規定による入院の期間の延長に関する必要な事項を審議させるため、都道府県知事の諮問に応じ、各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。
- (ウ) 開催日時：平成15～18年度中の開催はなし

(4) エイズ対策事業

ア 法的根拠

これまで独自に制定されていた「エイズ予防法」に基づいて実施されていた当事業は、平成11年4月より施行された「感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて継続して事業が実施される事になった。

イ 事業内容

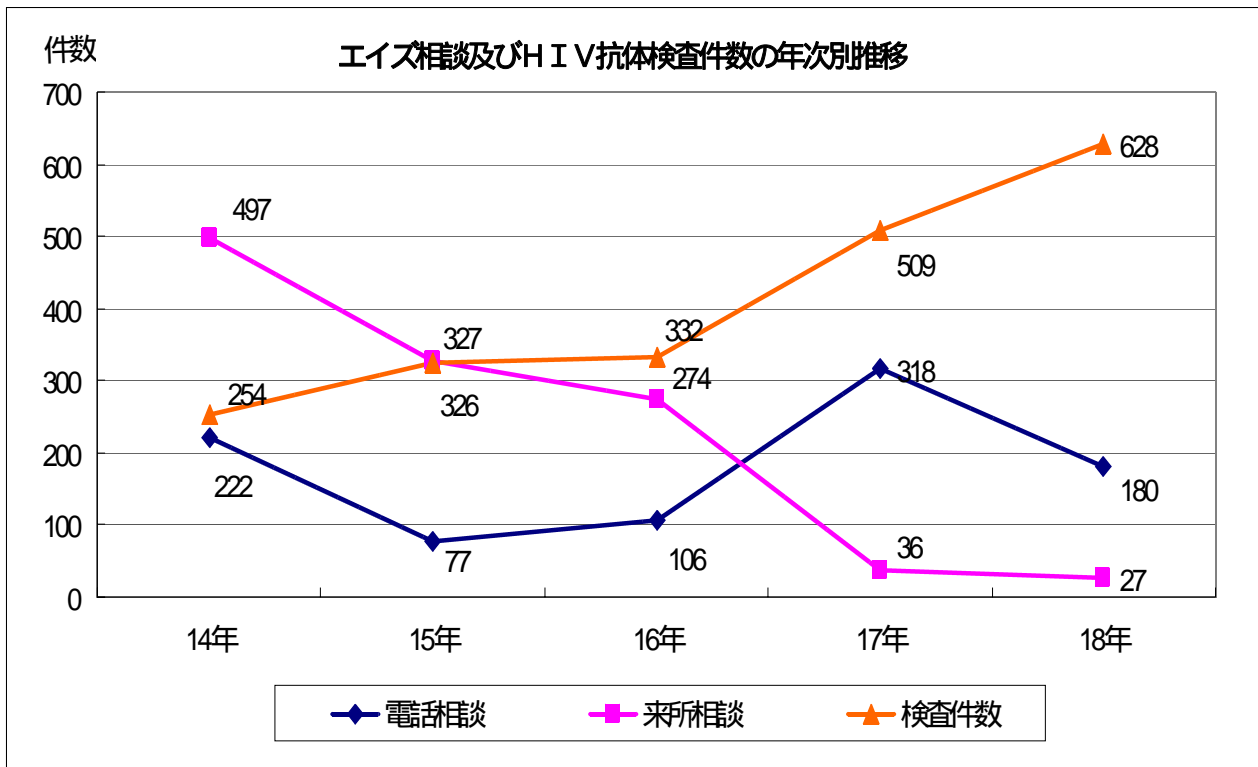
保健所においては、昭和62年よりエイズに関する相談やH I V抗体検査の採血を実施しているが、より検査を受けやすくするために、平成5年10月よりH I V抗体検査が匿名受け付けでかつ無料という態勢で開始された。

平成17年4月から、その日のうちに結果がわかるH I V抗体検査の即日検査（予約制で実施日は毎週水曜日）が開始された。

また、同検査は平成18年4月から検査実施日が拡大された（予約制で毎週火・水曜日の実施）。

その他エイズに関する啓発活動として、平成18年度からH I V検査普及週間が全国一斉に開始されたことから、前述のH I V即日検査を6月1日から7日までの期間中は土日以外毎日実施したことが挙げられる。

また、12月1日の世界エイズデーに向けた機運を盛り上げかつ特に若者への意識づけを目的に、カーニバルパーク美浜前広場や沖縄国際大学構内にて11月下旬に本島内各保健所別H I V検査体制一覧表を添付したポケットティッシュの一斉配布配布を行った。所内においても県内におけるエイズ関連統計のパネル展示、パンフレット配布日常的に行い、健康診断等保健所来所者への啓発を行った。さらには、管内市町村及び小中高等学校へパネル・図書・ビデオ等の貸し出しなどを実施した。



ウ 中部保健所地域エイズ対策連絡協議会

(ア) 委員名簿

項目	氏名	所属・職名
委員	桑江喜代子	上村病院 看護師総婦長
委員	宜保 幸恵	うるま市市民健康課
委員	大城トモ子	北谷町健康保険課
委員	久保田尚子	沖縄市立安慶田小学校 養護教諭
委員	喜舎場直美	宜野湾高校 養護教諭
委員	石川 正信	中頭教育事務所 指導主事
委員	加賀美裕子	H I V人権ネットワーク沖縄
委員	遠藤 和郎	県立中部病院 内科副部長
委員	勝連 宏子	沖縄市立コザ中学校PTA会
委員	林 秀佳	沖縄国際大学 学生
委員	中本 岩郎	沖縄国際大学 学生
委員	国吉 秀樹	中部保健所 健康推進班長

(イ) 概要

- a 設置根拠：厚生省保保健医療局通知（平成14年3月27日付健発第327013号）エイズ対策促進事業実施要綱に基づき、中部保健所地域対策エイズ対策連絡協議会設置要綱を定める。
- b 設置目的：エイズ対策の円滑かつ効果的な推進について、関係団体等と協議し、地域の連携と協力体制づくりを図ることを目的とする。
- c 開催日時：平成18年11月20日（月）

(5) 予防接種事業

ア 法的根拠

「予防接種法」に基づき、市町村が主体となって実施している定期予防接種に対し指導を行っている。

イ 事業内容

市町村の実施に対する助言や、住民・市町村担当からの問い合わせ対応、管内市町村の実施状況の取りまとめを行う。(平成18年定期予防接種の状況は統計編へ掲載)

< 予防接種従事者研修会・会議 >

期日： 平成18年6月20日(火)午後3時00分～5時00分 県総合福祉センター
 平成18年10月3日(火)午後3時00分～5時00分 保健所3階研修室
 対象： 県内市町村予防接種担当課長及び担当者・保健師等 参加者約80名
 管内市町村予防接種担当課長及び担当者・保健師等 参加者約30名
 内容： 「(麻しん風しん定期予防接種に係る)予防接種法施行令、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部改正」他
 「予防接種法令等改正後の麻しん風しん予防接種について」
 「日本脳炎ワクチン接種について」「BCG接種実施状況について」

予防接種に関する相談件数 平成18年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電話	12	9	25	9	2		5	6	1	2	8	10	89
来所									1		1		2

ウ 沖縄県麻疹全数把握調査報告

保健所別麻疹発生報告数 平成18年(1～12月)

	県						合計
	北部	中央	南部	宮古	八重山	中部	
報告数	27	8	8	0	1	15	59
麻しん	12	2	3			1	18
否定	15	6	5		1	13	40
保留						1	1

上記調査報告は県独自の調査であり、いわゆる感染症法に基づく発生動向調査とは異なる。

麻しんと診断された者の内訳

		県	中部
年齢	1歳未満	1	
	1歳	2	
	2歳以上	12	1
	成人	3	
接種歴	あり	5	1
	なし	13	
	不明	0	

< 各レベルにおける保健所の役割 >

- ・レベル1・・・麻疹検体を医療機関より回収し県衛生環境研究所へ搬送
麻疹発生情報を管内市町村予防接種担当・教育委員会・地区医師会へ提供する。
- ・レベル2・・・レベル1に加え、麻疹発生があった市町村と連携し保育所・学校等における予防接種実施状況をとりとまとめ、未接種者へ早期接種を勧奨する。
- ・レベル3・・・県内の麻疹発生動向に注意し、市町村等関係機関と連携し、住民への積極的な情報提供、相談など地域の麻疹蔓延防止を図る。

(6) その他

感染症に関する住民からの相談として、性行為感染症、B型肝炎・C型肝炎相談抗体検査等を実施している。

平成18年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
STD	電話	3	2		1	1	2	1	2	1	3	2	2	20
	来所			1	2	1	1					2	1	8
B型肝炎	電話	2	1	1	1				1		1	6	1	14
	来所			1						1			1	3
C型肝炎	電話			1	2				2			4		9
	来所	1		1						1			1	4
予防接種	電話	12	9	25	9	2		5	6	1	2	8	10	89
	来所									1		1		2
その他	電話	2	9					2		3	2	3	6	27
	来所													0
月合計		20	21	30	15	4	3	8	11	8	8	26	22	176

＜各レベルにおける保健所の役割＞

- ・ **レベル1**・・・①麻疹検体を医療機関より回収し県衛生環境研究所へ搬送
②麻疹発生情報を管内市町村予防接種担当・教育委員会・地区医師会へ提供する。
- ・ **レベル2**・・・レベル①②に加え、麻疹発生があった市町村と連携し保育所・学校等における予防接種実施状況をとりとまとめ、未接種者へ早期接種を勧奨する。
- ・ **レベル3**・・・県内の麻疹発生動向に注意し、市町村等関係機関と連携し、住民への積極的な情報提供、相談など地域の麻疹蔓延防止を図る。

(6) その他

感染症に関する住民からの相談として、性行為感染症、B型肝炎・C型肝炎相談抗体検査等を実施している。

平成18年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
S T D	電話	3	2		1	1	2	1	2	1	3	2	2	20
	来所			1	2	1	1					2	1	8
B 型 肝 炎	電話	2	1	1	1				1		1	6	1	14
	来所			1						1			1	3
C 型 肝 炎	電話			1	2				2			4		9
	来所	1		1						1			1	4
予 防 接 種	電話	12	9	25	9	2		5	6	1	2	8	10	89
	来所									1		1		2
感 染 の 症 他	電話	2	9					2		3	2	3	6	27
	来所													0
月合計		20	21	30	15	4	3	8	11	8	8	26	22	176

2 結核対策事業

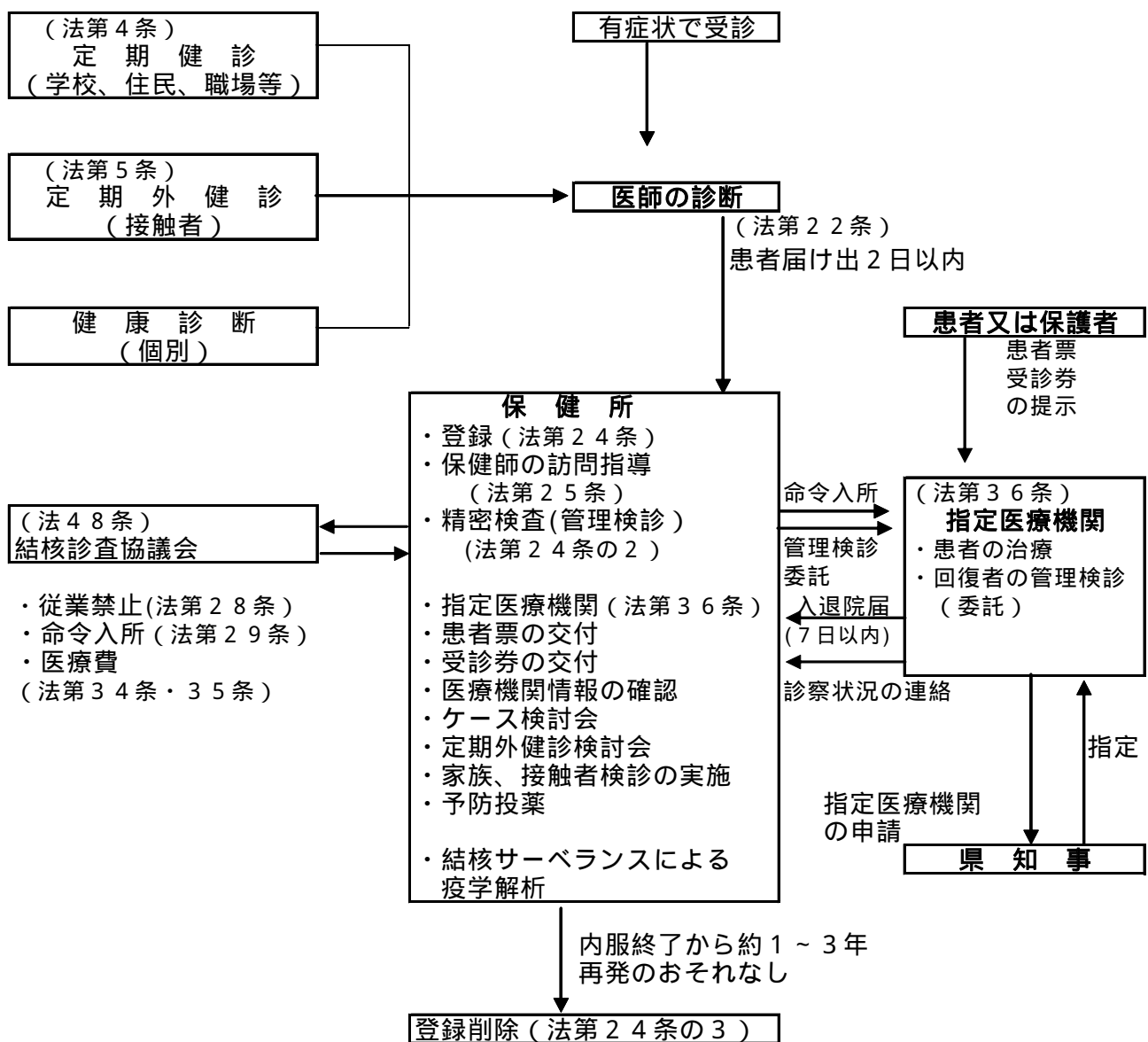
結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、公共の福祉を増進する事を目的とする。

(1) 結核対策における保健所の役割

結核対策は、結核予防法に基づいて行われており、登録開始から削除に至る全期間で、患者・回復者・家族に対し保健所で把握された諸情報、訪問で把握された情報、主治医からの情報を基に医療の円滑な実施、社会復帰、周囲への感染防止のための支援を行っている。

(2) 体系図

結核患者の届出から登録削除まで



(3) 結核登録患者状況

ア 新登録患者数及び罹患率の年次推移

	中部保健所				沖縄県		全国	
	新登録者(人)		罹患率		新登録者 (人)	罹患率	新登録者 (人)	罹患率
	石川	コザ	石川	コザ				
昭和50年	137	238	127.1	109.4	1,163	111.6	108,088	96.6
昭和60年	75	111	62.8	43.5	585	49.6	58,567	48.4
平成14年	99		21.8		294	22.0	32,828	25.8
平成15年	96		20.9		329	24.4	29,717	23.3
平成16年	104		22.5		339	25.0	29,736	23.3
平成17年	114		24.4		310	22.7	28,319	22.2
平成18年	100		21.4		285	20.8		

* 罹患率：人口10万対

平成18年の新登録患者数は100人で前年比で14名減。罹患率は21.4となっており、前年の24.4より3.0低くなっている。又、県の罹患率20.8より0.6高くなっている。

イ 学会分類別新登録患者年次推移

学会分類 年		活動性結核								予防投薬 (別掲)
		総数	肺結核活動性						肺外結核 活動性	
			総数	喀痰塗抹陽性		その他結 核菌陽性	菌陰性・ その他			
				総数	初回治療			再治療		
平成15年	中部	96	69	36	35	1	10	23	27	12
	県	329	242	127	120	7	53	62	87	56
平成16年	中部	104	72	37	34	3	24	11	32	21
	県	339	237	119	109	10	70	48	102	67
平成17年	中部	114	76	35	33	2	28	13	38	6
	県	310	211	90	82	8	84	37	99	29
平成18年	中部	100	66	36	34	2	23	7	34	7
	県	285	192	98	90	8	63	31	93	18

* 資料：結核の現状(沖縄県)

肺結核喀痰塗抹陽性(感染性あり)は、全登録の36%。肺外結核は34%であり、なかでも結核性胸膜炎、リンパ節結核が多い。罹患率は21.4となっており、県の罹患率20.8より高くなっている。

ウ 年齢階級別新登録数

年別患者数 年齢区分	平成14年		平成15年		平成16年		平成17年		平成18年		
	県	管内	県	管内	県	管内	県	管内	県	管内	
	238	99	329	96	339	104	310	114	285	100	
年齢階級別	0～4	2	1	0	0	1	0	3	0	1	1
	5～9	3	1	0	0	0	0	1	0	1	0
	10～14	0	0	0	0	0	0	1	0	3	1
	15～19	2	0	1	0	2	1	2	2	3	1
	20～29	30	13	17	2	15	3	15	3	15	6
	30～39	20	9	30	11	24	7	26	8	17	5
	40～49	32	10	37	14	30	9	25	11	22	5
	50～59	42	15	47	12	54	17	39	14	32	11
	60～69	43	14	62	19	63	27	48	16	40	13
70才以上	64	36	135	38	150	40	150	1	150	57	

* 資料：結核の現状（沖縄県）

平成18年は0～4才1人、10～14才1人、15～19才2人の届出があった。70歳以上の高齢者は57人で全体の57.0%。県の53.0%より高い。

エ 市町村別新登録患者年次推移

市町村	平成15年		平成16年		平成17年		平成18年	
	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率
宜野湾市	16	18.1	22	24.6	22	24.4	15	16.6
沖縄市	35	28.2	32	25.5	32	26.0	22	17.2
うるま市	石川市	(5)	22.5	(4)	17.9	(5)		
	具志川市	(9)	14.3	(14)	21.9	(12)		
	与那城町	(6)	45.5	(4)	30.7	(3)		
	勝連町	(4)	29.6	(5)	36.7	(4)		
小計	24		27	23.9	24	21.7	29	25.5
恩納村	2	21.4	3	31.6	3	31.1	6	62.1
宜野座村	2	40.1	1	20.0	1	19.8	0	0
金武町	2	19.2	2	19.2	3	28.3	3	28.0
読谷村	6	16.2	6	16.0	10	26.4	6	13.4
嘉手納町	3	21.8	5	36.6	9	66.0	5	36.8
北谷町	2	7.6	2	7.5	3	11.1	7	25.9
北中城村	1	6.4	4	24.5	5	30.5	3	19.0
中城村	3	18.4	0	0	1	6.1	4	24.8
管内総数	96	20.9	104	22.5	114	24.4	100	21.4
沖縄県	329	24.4	339	25.0	310	22.6	285	20.8

平成18年の市町村別罹患率をみると、県平均20.8より高くなっている市町村は恩納村62.1、嘉手納町36.8、金武町28.0、北谷町25.9、うるま市25.5、中城村24.8である。

(4) 患者管理

ア 国の結核対策（結核予防法改正の趣旨）

現在我が国の結核罹患状況は、かつての青少年層の結核罹患・初感染発病を中心とした罹患から一変し、基礎疾患を有する既感染の高齢者の罹患が中心となっている。また、高齢者のみならず、高発病、遅発見、治療中断、伝播高危険群等の特定地域や住民層の存在が疫学的に明らかになっている。これらへ対応するため、結核予防の適正化と治療の強化、きめ細かな個別的対応、人権への配慮、地域格差への対応のため都道府県による結核予防計画の策定等、結核対策を総合的かつ計画的に推進していく。

イ 中部保健所地域DOTS事業

平成17年4月の結核予防法改正により、結核患者の確実な服薬のための指導や指示は、保健所長や医師の責務として定められ、DOTS（注）の推進が求められている。

（注）DOTSとは支援者が服薬を見守り治療を支援するという方法です。

事業の詳細については3調査研究（1）「結核対策特別推進事業」を参照

（ア）中部保健所では平成15年度から、結核特別対策事業として地域DOTS事業を実施している。疾病予防班員で構成する地域DOTSチームにより、毎月1回所内地域DOTS検討会議を開催し、服薬中断が予測されるハイリスク者に対して、事例検討・訪問DOTSによる服薬確認・服薬支援評価を行っている。

（イ）平成16年11月から毎月1回コホート検討会を実施し、服薬患者全数の服薬状況・菌検査情報・治療状況の報告を行い、全患者の治療完遂を目指している。全患者の状況を知ること、服薬継続の問題を早期に把握し、服薬中断の予防に努めている。

ウ 訪問指導（結核予防法第25条）状況

患者の届出により、早期（1週間以内）の患者面接を、実施している。平成18年の患者面接・訪問指導実人員は163人、延人員635人である。そのうちDOTS指導は実人員135人（82.8%）、延人員524人（82.5%）である。

平成18年1～12月

訪問相談・来所相談				電話相談	
実人員	DOTS 実人員 (再掲)	延人員	DOTS 延人員 (再掲)	延人員	DOTS 延人員 (再掲)
163	(135)	635	(524)	637	(400)

エ 結核相談室における結核登録患者への支援状況

結核登録者の来所相談では、要医療者の公費申請時の来所が多い。

来所時に結核治療への意識づけ、DOTS（服薬確認）への協力依頼や結核の接触者健康診断を行っている。

平成18年1～12月

来所数	来所内訳（延）			
	要医療者 (公費申請 ・相談)	来所DOTS	管理検診	予防投薬
182	103	22	43	36

オ 結核診査協議会

結核予防法第48条により設置され、予防法第28条の従業禁止、第29条の入所命令並びに第34条の申請に関する必要な事項を審議を行い、結核の適正医療を地域の医療機関に指導している。また、保健所が実施する結核定期外健診や結核対策に関する意見・助言を行う。

平成17年4月の結核予防法改正により、人権への配慮を目的に、委員は医師だけでなく、医療以外の学識経験者も参加し協議される。

(ア) 結核診査会開催状況

平成18年度開設回数：24回（原則として毎月第2、第4木曜日開催）

(イ) 公費負担申請諮問件数

公費負担申請諮問件数	承認		保留		不承認	
	34条	35条	34条	35条	34条	35条
199	159	38	1	0	1	0

34条・・・一般患者に対する医療費公費負担

35条・・・従業禁止・命令入所患者の医療費公費負担

(ウ) 結核診査会委員

	氏名	所属・職名
委員長	宮城茂	独立行政法人国立病院機構沖縄病院呼吸器内科医長
委員	玉城和則	医療法人敬愛会中頭病院呼吸器内科部長
委員	玉城仁	県立中部病院内科医師
委員	渡口彦直	特別養護老人ホーム比謝川の里介護部長
委員	上原陽子	うるま市家庭相談員

(5) ハイリスク者対策

ア 定期外健康診断の実施（法第5条）

結核患者の周囲の感染者や発病者の早期発見と感染源調査を目的に患者家族や接触者に対して実施する喀痰塗抹陽性患者との接触者に対して、定期的な健診と発病予防・有症状時の早期受診等の健康教育を実施し、2年間の経過視察を行っている。

(ア) 定期外健康診断検討会の実施状況

平成18年 検討状況			検討結果			
回数	検討実件数	検討延件数	定期外検診対象（件数）		対象外	
			同居家族	その他の接触者	定期検診指導	不要
22	30	44	22	9	2	2

検討会結果は30件のうち同居家族は22件（73.3%）で、職場・学校・医療機関等集団検診が必要となったのは19件（63.3%）であった。

(イ) 管内の定期外健康診断実施状況

平成18年

受診状況		対象者	受診者	受診率	患者発見	予防投薬
接触関係						
	患者家族(同居)	180	167	92.8%	1	2
	別居家族等	226	175	77.4%	1	2
他	一般病院	611	540	88.4%	0	3
	老人・福祉施設等	43	41	95.3%	0	0
	職場・学校等	232	222	95.7%	0	0
計		1,292	1,145	88.6%	2	7

平成18年定期外健診対象者は1,292名で1,145名(88.6%)受診している。
患者家族、別居家族から結核患者が2名発見された。

(ウ) 所内の定期外健康診断の実施状況

平成18年

来所者数	来所者内訳						健診内容				結果			
	同居家族の接触者	家族以外の接触者	ハイリスク児	ハイリスク児の感染源調査	希望来所	一般健康診断からの紹介	結核健診	検痰	ツ反検査	BCG接種	他機関紹介	経過観察	経過終了	予防内服
813	211	483	75	9	30	5	813	10	37	0	7	595	203	8

平成18年所内での来所受診者は延べ813名で、接触者は694名である。他医療機関に紹介後、結核患者と診断されたのは2名。予防投薬は接触者7名、ハイリスク児(BCG接種後)1名であった。

イ 定期外健康診断に関する健康教育の実施状況

健康教育実施状況		
施設数	回数	人数
7	7	285

ウ ハイリスク児対策

市町村から紹介されたハイリスク児の精密検査として平成16年度までの定期ツベルクリン反応検査からの経過観察と、平成17年4月結核予防法改正により6ヶ月未満児にBCG直接接種の方法が導入されたことに伴い、コッホ現象疑いとして紹介された児に対し経過観察を行っている。

またそれらの児に対して周囲の感染源調査も併せて実施している。

コッホ現象疑い児の紹介(平成18年度)は5名で、4名はBCGの通常経過と確認された。1名は予防投薬(6ヶ月)を開始した。

(6) 生化学検査・結核菌検査(塗抹検査、培養検査)(平成18年4月～平成19年3月)

生化学	喀痰検査			
	塗抹	培養	同定	薬剤感受性
5	35	35	1	0

(7) レントゲン種別直接・間接撮影の状況(平成18年4月～平成19年3月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
要医療														
管理検診	4	2			1	1				2	1	1	12	
定期外	(直接)	41	45	54	40	98	54	57	66	71	56	39	82	703
	(間接)			94	18			98	25				47	282
合計	45	47	148	58	99	55	155	91	71	58	40	130	997	

(8) 啓発活動(結核予防に関する知識の普及啓発)

ア 結核予防週間(9月24日～30日)

結核予防週間を契機として、結核に関する正しい知識を国民に深めていただくとともに、官民一体となった結核対策への取り組みの意識を高めることを趣旨とする。

(ア) 結核研修会等の開催

結核予防週間において、地域、医療機関、一般住民に結核に対する予防活動を推進するために研修会を開催した。

a 結核研修会 「結核まめ知識」

日時：平成18年9月7日(木)

場所：西原中央公民館

講師：医師 新垣志乃

参加者：16名

対象：中部地区婦人リーダー

b 結核指定医療機関事務担当者研修会

日時：平成18年9月26日(火)

場所：中部福祉保健所

講師：保健師 知念金子

参加者：38名

対象：管内結核指定医療機関事務担当

(イ) 広報資料等の配布

結核予防週間において、ポスターやリーフレットを活用して、管内医療機関、管内指定薬局へ配布し、結核予防の周知を図った。

また、中部地区結核予防婦人会の協力のもと、管内の大型店舗8店においてチラシ配布を実施。

(ウ) 報道機関との連携・協力

結核予防週間の期間中、ラジオ報道「FMたまん」の協力を得て、結核について啓発を実施

(エ) ビデオ放映・パネル展示

ちばなクリニック、保健所において、結核に関する基礎知識、管内市町村別結核罹患率等のパネル展示を実施。

(9) その他

ア 結核サーベイランス事業

(昭和61年健医発第704号厚生省保健医療局通知による)

結核に関する情報を全国規模で迅速に収集、解析、還元するコンピューター・オンラインシステムを樹立し、有効かつ的確な予防対策の確立に資することを目的とする。

イ 結核指定医療機関

指定医療機関は、結核予防法による公費負担患者の医療を担当させるため、結核予防法36条に基づき厚生大臣又は都道府県知事が、開設者の指定申請を得て指定するものであり、所在地を管轄する保健所が申請窓口となっている。

	病院・診療所	薬局	訪問看護事業所
件数	68	148(12)	1

() は平成18年度新規指定数

ウ 管理検診委託状況

管理検診は、保健所のほか、委託を受けた指定医療機関においても実施される。

委託は受診者の便宜を図り、検診の効率的な実施を目的に行われ、平成18年度は13医療機関と契約締結している。

エ 結核健康診断・予防接種の実施状況報告 (法第11条、20条)

市町村長、事業所、学校長及び施設の長が行った定期健康診断及び予防接種の実績は、「結核健康診断予防接種月報」により保健所長を経由して知事に報告される。

3 その他の疾病対策

(1) 熱中症発生報告

ア 実施根拠

「沖縄県熱中症対策事務処理要領」に基づき、県民並びに旅行者の健康管理に資することを目的に行っている。

イ 業務内容

6月から9月にかけて情報を公開し注意を呼びかけている。管内では県立中部病院及び中部徳州会病院を定点医療機関とし、週報として発生報告の情報を得ている。

	居住地	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週	第7週	第8週	第9週	第10週	第11週	第12週	第13週	第14週	第15週	合計
		6/18-6/24	6/25-7/1	7/2-7/8	7/9-7/15	7/16-7/22	7/23-7/29	7/30-8/5	8/6-8/12	8/13-8/19	8/20-8/26	8/27-9/2	9/3-9/9	9/10-9/16	9/17-9/23	9/24-9/30	
中部	県民	9	8	14	5	7	5	10	15	11	2	8	6	1	2	0	103
	旅行者	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	4
	計	9	8	14	5	7	5	11	16	11	3	9	6	1	2	0	107
県内	県民	20	12	16	5	11	11	14	26	14	7	15	9	1	3	0	164
	旅行者	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2	1	0	0	0	0	7
	計	20	12	16	5	11	11	15	28	15	9	16	9	1	3	0	171

今年度の県内熱中症発生件数は171件で、昨年にくらべ51件増加した。中部管内は107件と昨年度より51件増えている。

管内では梅雨明けの第3週(7/2～7/8)と第8週(8/6～8/12)が多く発生しており、第10週(8/20～8/26)から収束傾向にあるが第11週(8/27～9/2)に再び増えている。今年度は第1週(6/18～6/24)で県全体で20件と、全15週中で2番目に多いため、梅雨明け以前(5月初旬頃)から熱中症予防啓発の周知が必要と思われる。

		宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城	中城村	管轄外	合計	
		患者数		9	33	32	4	0	0	6	2	5	1		4
内訳(再掲)	男		8	27	31	3	0	0	5	0	5	1	4	10	94
	女		1	6	1	1	0	0	1	2	0	0	0	1	13
	県民		9	32	32	2	0	0	6	1	5	1	4	11	103
	旅行者		0	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	4

管轄外とは熱中症が発生した場所が中部管轄外で、受診した医療機関が管内定点医療機関の件数である。

男女比では、男性が107件中94件と、ほとんどを占める。

昨年度3件だった旅行者の熱中症が今年度は4件発生と増加しており、旅行者への注意喚起が必要である。

市町村別に見ると、沖縄市が33件と最も多く、うるま市32件となっている。

管内定点医療機関からの報告の中には中部保健所管轄外の市町村で発生した患者数が11件含まれている。

市町村別・年齢階級別 熱中症発生状況

平成18年度

患者数	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	管轄外	合計
		9	33	32	4	0	0	6	2	5	1	4	11
年齢内訳	0～9	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	10～19	0	6	4	0	0	0	0	1	0	0	0	11
	20～29	1	6	5	0	0	0	2	0	1	1	2	21
	30～39	0	4	6	1	0	0	0	0	1	0	2	16
	40～49	4	9	3	1	0	0	3	0	0	0	3	23
	50～59	1	4	6	1	0	0	0	0	1	0	0	15
	60～69	1	0	4	0	0	0	1	2	0	0	0	9
	70～	2	4	4	0	0	0	0	0	1	0	0	11

管轄外とは熱中症が発生した場所が中部管轄外で、受診した医療機関が管内定点医療機関の件数である。

年齢別に見てみると、40～49歳が23件と最も多く、20～29歳が21件、30～39歳が16件となっている。

市町村別・発症要因別 熱中症発生状況

平成18年度

患者数	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	管轄外	合計	
		9	33	32	4	0	0	6	2	5	1	4	11	107
発症要因内訳	農作業	0	0	4	0	0	0	1	0	2	0	0	7	
	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水泳・甲羅干し	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
	運動	0	3	5	0	0	0	0	0	1	0	0	9	
	屋外作業	6	22	19	1	0	0	3	1	2	0	2	67	
	屋内作業	2	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6	
	ゴルフ	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	
	疾病・療養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	6	4	1	0	0	2	1	0	0	1	0	15

管轄外とは熱中症が発生した場所が中部管轄外で、受診した医療機関が管内定点医療機関の件数である。

発生要因を見ると、屋外作業が67件と最も多く、次いで運動中の9件となっている。各現場管理者に注意を呼びかける必要がある。

		疾患名等	基礎疾患有(件数)
中 部 保 健 所 管 内	中	アルコール性肝炎	1件
	中	アルコール性肝障害	1件
	中	アルコール多飲	1件
	中	肝機能低下	1件
	中	起立性低血圧	1件
	中	高血圧	6件
	中	高血圧・高脂血症	1件
	中	高コレステロール	2件
	中	自閉症	1件
	中	小児喘息	1件
	中	腎機能障害	2件
	中	心室性機外収縮・熱けいれん	1件
	中	心室中隔欠損症	1件
	中	喘息	2件
	中	統合失調症	1件
	中	糖尿病	1件
	中	糖尿病・アルツハイマー・パーキンソン病	1件
	中	糖尿病・高血圧症	1件
	中	脳梗塞	1件
中	パーキンソン病	1件	
中	貧血	1件	
		計	29件

疾患名で、例：「糖尿病・高血圧症」のように「・」で区切った疾患名は1名の患者で2つ以上の疾患を示します。

第1週から第15週までの全発生数107件中基礎疾患有りの患者29件(27.1%)

(2) 骨髄提供希望者登録推進事業(骨髄バンクドナー登録受付)

ア 根拠法令及び目的

(ア)平成6年9月29日付厚生省発健医第1096号厚生省保健医療局長通知
「骨髄提供希望者登録推進事業実施要綱」

(イ)「沖縄県骨髄提供希望者登録推進事業取扱要領」

沖縄県福祉保健部健康増進課 平成7年7月1日施行

(ウ)目的:骨髄提供希望者が少しでも登録しやすい環境を整備するため、県の保健所で受け付け業務を実施し、骨髄提供者の確保を図ることを目的とする。

イ 骨髄バンク登録事業状況

骨髄提供希望者に対し骨髄移植及び骨髄バンク事業について説明し、本人の了解を得て一次用の採血を行い、検体を沖縄県赤十字血液センターに搬送している。

登録受付窓口:毎月第1・3水曜日の午前中(予約制)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
登録受付件数	7	8	11	14	17

ウ 骨髄提供希望者登録推進事業(骨髄バンク)における採血

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
2	1	0	0	3	3	3	0	2	0	1	2	17

(3) 石綿による健康被害に関する救済給付業務

ア 根拠法令及び目的

(ア)「石綿による健康被害の救済に関する法律」平成18年3月27日施行

申請は施行期日の一週間前(平成18年3月20日)より行うことができる

(イ)「石綿健康被害救済給付業務委託契約」:沖縄県文化環境部環境政策課、独立行政法人環境再生保全機構 平成18年4月10日締結

平成18年4月24日より保健所にて受付業務開始

(ウ)目的:石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。

イ 保健所で行う業務

(ア)認定申請書、医療費請求書等の受付

(イ)石綿健康被害救済制度及申請等の手続きの説明・相談

	H18 3.20 ~4.23	4.24 ~30	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	5	6	2	5	4	1	2	0	0	0	0	0	2	27
認定申請 件数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
特別遺族 弔慰金等 請求件数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

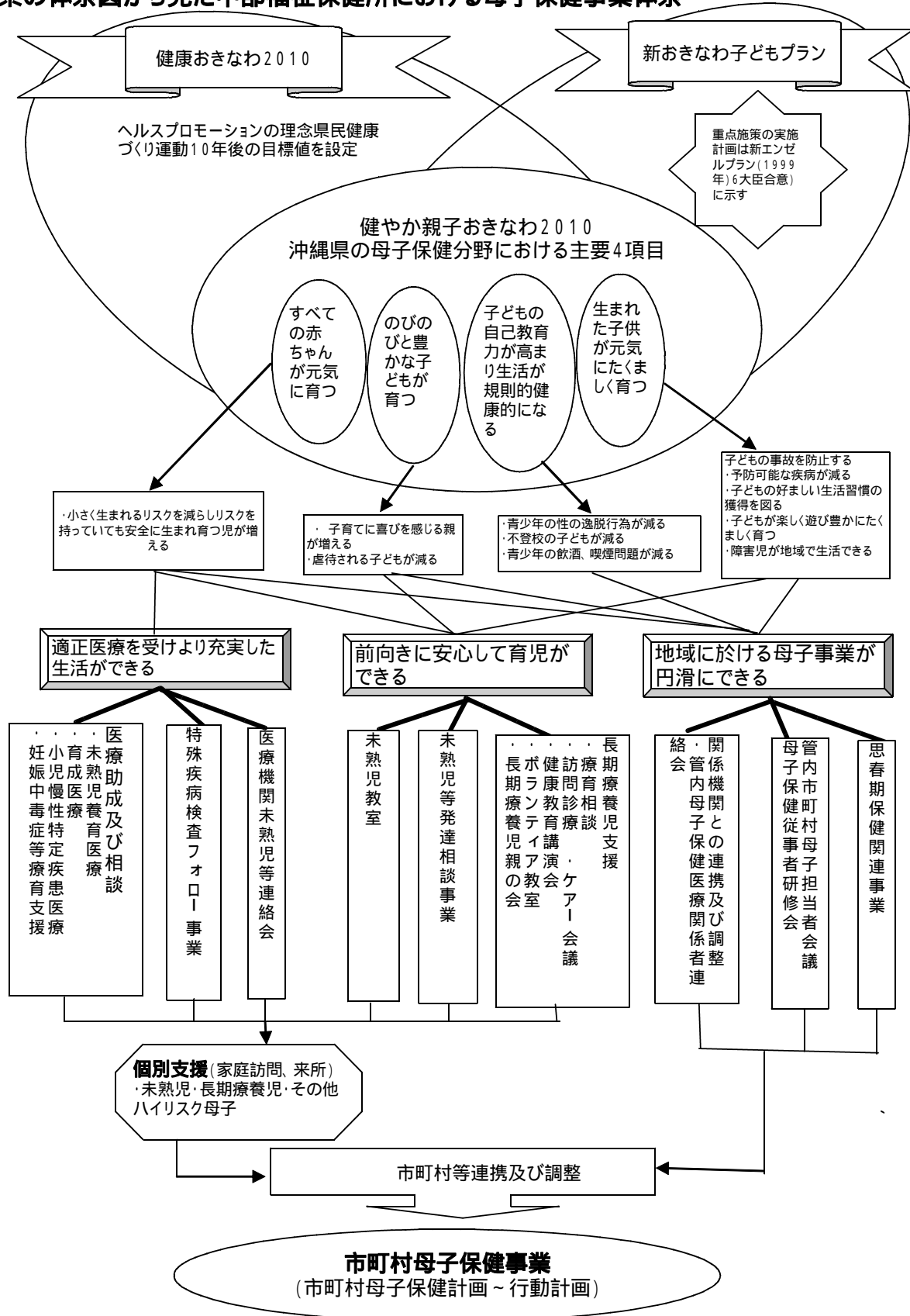
平成18年3月20日(法施行期日一週間前から申請可)~4月23日は法施行から保健所受付業務以前の件数。

生活者支援施策

1 母子支援

(1) 母子保健 (地域保健班)

県の体系図から見た中部福祉保健所における母子保健事業体系



ア 医療費助成及び相談

(ア) 養育医療給付事業

根拠：母子保健法第20条

目的：養育のため病院又は診療所に入院の必要な未熟児に対しその養育に必要な医療を行う。

対象：出生体重が2000g以下の者。生活力が特に弱く、一般状態・体温・呼吸器・循環器・消化器系統のいずれかの症状を示す者。但し、先天性異常の疾患の症状は対象外である。

平成18年度市町村別養育医療交付状況

市町村	給付数	再掲			
		1000g以下	1001～1500g	1501～2000g	2001g以上
宜野湾市	37	3	8	22	4
沖縄市	53	1	16	28	8
うるま市	54	9	16	22	7
恩納村	1	0	0	1	0
宜野座村	3	0	1	1	1
金武町	2	0	1	0	1
読谷村	13	3	4	6	0
嘉手納町	1	0	0	1	0
北谷町	10	1	2	4	3
北中城村	6	3	1	2	0
中城村	2	0	0	2	0
合計	182	20	49	89	24

平成18年度医療機関別交付状況

管内医療機関							管外医療機関					合計
県立	その他						県立	公立			その他	
中部病院	森本産婦人科	宮城産科婦人科	中頭病院	中部産婦人科	当山産婦人科	やびく産婦人科	南部医療センター	那覇市立病院	琉大附属病院	赤十字病院	アトキンソンセンター	
123	4	1	1	2	1	1	14	4	24	4	1	2
123	10						46			3	182	

* 医療機関別状況をみると、県立中部病院から123人（68%）、管内その他の医療機関から10人（5%）、管外県立・公立医療機関から46人（25%）、管外その他の医療機関から3人の養育医療申請となっている。

(イ) 妊娠中毒症等療養援護費

根拠：母子保健施行通知

目的：早期に適正な療養を受けることにより妊産婦死亡、後障害を防ぎ併せて未熟児及び心身障害の発生防止をする。

対象：対象疾患は、妊娠中毒症、糖尿病、産科出血及び心疾患である。ただし、所得課税額が年間30,000円以下の世帯の妊産婦が対象である。

内容：妊娠中毒症等に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるために7日以上入院した場合、その療養に要する費用の一部を支給する。

平成18年度、妊娠中毒症等療養援護費受給者は2件であった。

(ウ) 育成医療

根拠：障害者自立支援法

目的：身体に障害のある児に対し、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行う

対象：身体障害者福祉法第4条の規定等に掲げる障害を有する児童又は現存する疾患が将来障害を残すと認められる児童であって確実な治療効果が期待できる者。

対象疾患は肢体不自由、視覚障害、聴覚平衡障害、音声言語・咀嚼機能障害、内臓障害。

表1 育成医療障害別推移（平成18年度）

	肢体不自由	視覚機能障害	聴覚機能障害	音声言語機能障害	内臓障害			合計
					心臓	腎臓	その他	
給付数	77	29	22	79	40	1	145	393

表2 育成医療市町村別障害別（平成18年度）

市町村名	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計	
													障害別
肢体不自由	14	21	14	1	1	4	4	6	5	3	4	77	
視覚機能障害	9	7	4	0	0	0	3	0	2	1	3	29	
聴覚機能障害	2	7	6	0	0	1	4	0	1	0	1	22	
音声言語機能障害	10	29	15	0	1	1	7	1	2	8	5	79	
内臓障害	心臓障害	6	14	13	0	0	1	2	1	0	2	1	40
	腎臓障害	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	その他	30	42	30	3	0	1	9	5	9	8	8	145
合計	71	120	82	4	2	8	29	14	19	22	22	393	

表3 指定医療機関別育成医療給付件数（平成18年度）

医療機関名	県立中部病院	県立南部医療センター	県立北部病院	琉球大学附属病院	那覇市立病院	中頭病院	中部徳州会病院	小児発達センター	浦添総合病院	ハートライフ病院	山内矯正歯科クリニック	その他県内医療機関	県外医療機関	合計
肢体不自由	16	26		26	2		1	3				1	2	77
視覚機能障害	5	1		12	2				2			6	1	29
聴覚機能障害	8	1		10					3					22
音声言語機能障害	5	23		41							8		2	79
内臓障害	心臓障害	10	28	1									1	40
	腎臓障害		1											1
	その他	56	14	1	26	14	19	14		1				145
合計	100	94	1	116	18	19	15	3	5	1	8	7	6	393

(工) 小児慢性特定疾患治療研究事業

a 小児慢性特定疾患治療研究事業

根拠：児童福祉法第21条の9の2

目的：小児特定疾患として指定された疾患について医療費の助成を行い、患児
 家族の負担の軽減を図り適切な医療を受けることができるようにする。

表1 小児慢性特定疾患治療研究承認（新規・延長）状況 平成18年度

悪性新生物		慢性腎疾患		慢性呼吸器疾患		慢性心疾患		内分泌疾患		膠原病		糖尿病		先天性代謝異常		血友病等血液疾患		神経・筋疾患		慢性消化器疾患		合計	
新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長
22	61	17	34	32	33	36	55	48	217	25	10	4	34	5	24	9	14	9	10	0	6	207	498

延長は、一斉更新した数である。

疾患別では、内分泌疾患が新規、延長併せて265人と最も多く、次いで慢性心疾患、悪性新生物となっている。

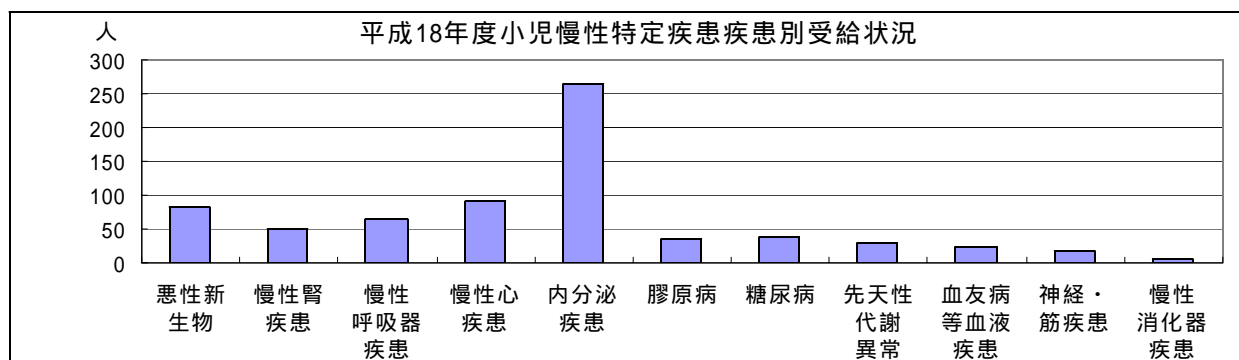


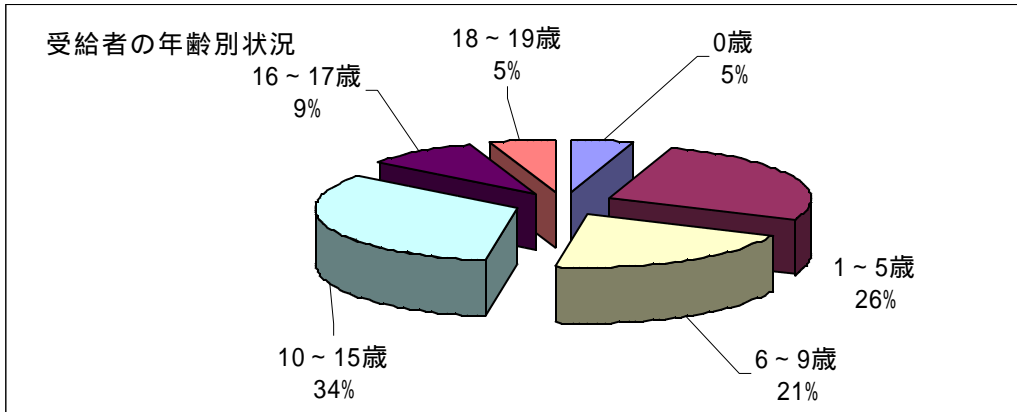
表2 市町村別・疾患別給付状況 平成18年度

市町村	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	合計
宜野湾市	12	11	5	16	74	6	5	7	3	6	1	146
沖縄市	33	13	19	29	62	12	6	8	7	2	2	193
うるま市	19	13	31	28	50	7	11	5	5	6	1	176
恩納村	0	1	0	0	6	1	0	1	2	1	0	12
宜野座村	1	0	0	0	3	2	0	1	0	0	0	7
金武町	1	0	2	3	6	1	1	0	0	0	1	15
読谷村	7	2	4	6	24	2	7	1	1	2	0	56
嘉手納町	2	1	0	1	6	0	0	0	0	0	0	10
北谷町	2	5	1	5	9	3	3	2	3	1	1	35
北中城村	3	4	1	2	12	1	3	1	1	1	0	29
中城村	3	1	2	1	13	0	2	3	1	0	0	26
合計	83	51	65	91	265	35	38	29	23	19	6	705

表3 受給者の年齢別・疾患別状況

平成18年度

年齢	疾患											合計
	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	
0歳	1	1	5	18	1	4	0	2	2	1	0	35
1～5歳	16	8	36	45	38	14	2	5	9	10	3	186
6～9歳	18	11	14	12	72	7	2	8	2	1	2	149
10～15歳	24	19	7	12	130	7	13	11	6	5	1	235
16～17歳	14	10	3	3	15	1	12	1	2	2	0	63
18～19歳	10	2	0	1	9	2	9	2	2	0	0	37
合計	83	51	65	91	265	35	38	29	23	19	6	705



b 小児慢性特定疾患児手帳交付事業

根拠：児童家庭局長通知

児発第1033号小児慢性特定疾患児手帳交付事業実施要領

目的：小児慢性特定疾患治療事業の対象疾患に罹患している児童に対して一貫した治療を行い、本人の健康状態やかかりつけ医療機関の連絡等を記入するための手帳を交付する。

実績：平成18年度の交付数は、44件である。

(オ) 特定不妊治療費助成事業

根拠：沖縄県特定不妊治療費助成事業実施要綱

目的：不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については、1回の治療費が高額であり、また医療保険の適用外であることから、その治療に要する費用の一部を助成し、もって経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療を行う夫婦に対して、予算の範囲内において助成金を交付する。

表1 特定不妊治療費助成申請状況

平成18年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	7	10	8	14	13	14	8	12	10	8	12	32	148

表2 申請者の年齢内訳

平成18年度

年齢	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	合計
人数	10	92	46	0	148

表3 市町村別申請状況

平成18年度

市町村	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
件数	37	41	26	1	1	4	13	4	12	4	5	148

イ 特殊疾病検査

(ア) 先天性代謝異常検査

目的：先天性代謝異常の早期発見、早期治療により、精神運動発達遅滞等の心身障害の発生を防止する

表1 先天性代謝異常検査における要精査者状況 平成18年度

	要精査数	検査結果				要精査数	検査結果		
		異常なし	精査中 経過観察中	要治療			異常なし	精査中 経過観察中	要治療
宜野湾市					北谷町				
沖縄市					読谷村				
うるま市	1			1	嘉手納町	1	1		
恩納村	1			1	北中城村				
金武町					中城村				
読谷村					合計	3	1	0	2

要治療はクレチン症1例、フェニールケトン尿症1例である

ウ 健康教育

(ア) 未熟児（ぴよぴよ）学級

根拠：母子保健法第9条

目的：未熟児を持つ親同士が共通の問題や悩みを話し合うことにより、未熟児を生んだという自責の思いを軽減させ、また、仲間とふれあうことにより育児ストレスの軽減を図る。

乳児の心身の発育・発達等について知識を得ることで育児への自信をつける。

乳児のかかりやすい病気や対応の仕方、また、病院受診の仕方を学ぶことにより、スムーズな受療行動がとれるようにする。

対象：未熟児で出生した3～9ヶ月児をもつ母親。

実施状況：1クール4回の教室を年2回実施。

未熟児（ぴよぴよ）学級実施状況

	プログラム	担当者
1回目	・絵本のお話 ・交流会	講師：みみずく文庫主宰 フリーランスネットワーク代表 保健師
2回目	・発育、発達について ・個別相談	講師：中部病院周産期母子 医療センター小児科医師
3回目	・私の育児体験 ・交流会	育児体験者 保健師
4回目	・離乳食について ・交流会	栄養士 保健師

未熟児（びよびよ）学級参加状況

対象者	母		父		児		兄弟		祖父母等		保育ボランティア	
	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
1クール	14	37	2	4	16	36	2	4	2	2	5	15
2クール	14	30	1	1	15	30	3	7	1	1	5	15
合計	28	67	3	5	31	66	5	11	3	3	10	30

* 他に、交流会の2回に先輩ママとして、ちびーずメンバーの母7人、児2人が参加した。

* 保育ボランティアは沖縄市母子保健推進員の協力を得た。

未熟児（びよびよ）学級市町村別参加状況

市町村	対象数	参加数	参加率	市町村	対象数	参加数	参加率
宜野湾市	28	5	18%	読谷村	10	2	20%
沖縄市	46	9	20%	嘉手納町	2	0	0%
うるま市	45	7	16%	北谷町	9	4	44%
恩納村	2	0	0%	北中城村	5	0	0%
宜野座村	3	0	0%	中城村	1	1	100%
金武町	2	0	0%	合計	153	28	18%

* 対象者153人に対して、受講者28人（18%）の受講である。

（イ）未熟児をもつ親の学習会

根拠：母子保健法第9条

目的：未熟児をもつ保護者が未熟児の育児について学び、自信をもって楽しく育児ができる。また、児の健やかな成長発達を促す。

対象：6ヶ月～1才6ヶ月の未熟児をもつ親

平成18年度びよびよ学級受講者

未熟児サークル「ちびーず」メンバー等

場所：中部福祉保健所3階研修室

内容：講演会

テーマ「みんなちがって、みんないい」

講師 フリーランスネットワーク代表 佐渡山美智子先生

交流会（情報交換会）

未熟児をもつ親の学習会参加状況

	母	児	保育ボランティア
人数	8	6	8

* 保育ボランティアは沖縄市母子保健推進員の協力を得た。

（ウ）未熟児サークル「ちびーず」支援事業

根拠：母子保健法第9条

目的：同じ悩みをもつ親同士が仲間とふれあうことで、育児ストレスを軽減し、楽しく育児ができる。

対象：未熟児をもつ親 定例日：毎月第3水曜日午後1時から

場所：中部福祉保健所3階プレイルームにて実施

保健所の役割：場所の提供、活動内容の相談助言、講師紹介、新対象者への紹介、ぴよぴよ学級参加者との交流会

実施状況：平成16年10月よりスタート 平成18年度は11回

エ 未熟児等ハイリスク児支援連携事業

目的：支援を必要とする母子が地域で安心して生活できるよう未熟児支援の充実のため周産期母子医療センターと保健所が課題を共有、役割を明確化し入院から一貫した支援ができるようにする。

対象：養育医療申請で把握した未熟児及び関係機関から紹介のハイリスク児等

場所：県立中部病院NICU病棟

事業内容：

(ア) 事例検討及び未熟児等連絡会（訪問結果報告等も実施）

毎月第4月曜日午後2:00～3:00 12回

参加者：周産期母子医療センター医師、師長、認定看護師、保健所保健師

養育医療新規申請児125人、その他ハイリスク児164人の実施であった。

(イ) 保健師による病院訪問

(ウ) 病院から保健所へ未熟児出生連絡票の送付

オ 長期療養児療育指導事業

(ア) 事業の概要

根拠：児童福祉法19条2

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知平17.8.23 雇児発第0823001号
沖縄県長期療養児療育事業実施要領

目的：疾病により長期にわたり療育を必要とする児童（以下「長期療養児」という。）について、適切な療育を確保するために、その疾病の状態及び療育の状況を随時把握するとともに、その状況に応じた適切な指導を行い、長期療養児の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

(イ) 事業内容及び実績

a 疾病別長期療養児保護者学習及び交流会

対 象	小児糖尿病の児 を持つ保護者	ムコ多糖症の児 を持つ保護者	ダウン症の児 を持つ親
日 時	平成19年2月17日	平成19年2月23日	平成19年3月8日
内 容	講演：「小児糖尿病患者の思春期の対応について～内科での関わりを通して～」 講師：琉大病院内科 医師	講演：「福祉制度について」 講師：沖縄小児発達 センター療育コーディネーター	講演：「ダウン症児の 発育・発達について」 講師：琉大病院小児科 医師
参加人数	保護者 9人	保護者 8人 患 児 3人	保護者 25人 患 児 5人

b 疾病別親の会育成支援

* 保護者の情報交換・交流の場、ピアカウンセリングの場として親の会育成支援を行っている。

名 称	小児糖尿病親のつどい	ムコ多糖症親のつどい	網膜芽細胞腫親のつどい
開催状況	平成18年11月29日 平成19年2月17日	平成19年2月23日 * 他2回、南部・中央 保健所で開催	平成18年4月26日
参加人数	保護者 9人 保護者 8人	保護者 9人	保護者 4人

名 称	ダウン症親の会 ”スマイルアップ” 定例会 毎月1回(第2木曜日)		
場 所	福祉保健所3階 プレイルーム		
参加人数	173人(延べ人数)		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例会内容 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <ul style="list-style-type: none"> 4月(情報交換・交流) 5月 学習会「ことばの発達 について:講師 言語聴覚士) 6月(情報交換・交流) 7月(情報交換・交流) 8月(夏休み親子企画) 9月(情報交換・交流) </div> <div style="width: 48%;"> <ul style="list-style-type: none"> 10月(情報交換・交流) 11月(クリスマス企画) 12月(情報交換・交流) 1月(情報交換・交流) 2月(情報交換・交流) 3月 学習会「ダウン症の発育・発達 について:講師 琉大病院医師」 </div> ・ 事前に役員で調整会議をもち、内容の検討や役割分担等を行い、当日の会の運営もメンバーが自主的に行っている。 ・ 夏休み・クリスマス等は親子で楽しめる内容で実施。 		
成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員数 31人(平成19年4月1日現在) ・ 年4回の会報誌発行。 ・ 親同士の精神的支えの場、学習、情報交換の場になっている ・ 障害を抱え悩んでいる親へのピアカウンセリングの場になっている 		

カ 個別支援状況

根拠：母子保健法第19条

目的：養育上、必要がある未熟児に対し保護者を訪問し必要な保健指導を行い、療育支援を行う。保健所における母子の訪問指導は、未熟児、ハイリスク妊産婦、長期療養児等となっており、表1は保健所が実施した妊産婦及び乳幼児等の母子訪問指導状況である。

表1

		妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	その他	総数
平成16年度	実人員	1	95	3	144	12	30	15	300
	延人員	5	112	3	177	12	72	53	434
平成17年度	実人員	1	123	6	126	7	8	10	281
	延人員	1	144	8	160	8	11	22	354
平成18年度	実人員	3	153	4	158	12	6	37	373
	延人員	5	174	4	197	13	18	63	474

キ 生涯を通じた女性の健康支援事業

根拠：雇児発第0823001号 厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知

目的：障害のある児や発達に支援を要する児の育児をする母親は、子どもの健康管理に奔走し、心身共に疲労している状況があり、自らの健康管理に関心が及ばないことがある。そこで母親自身が自分の体や心のことを知り、健康管理ができるようにする。

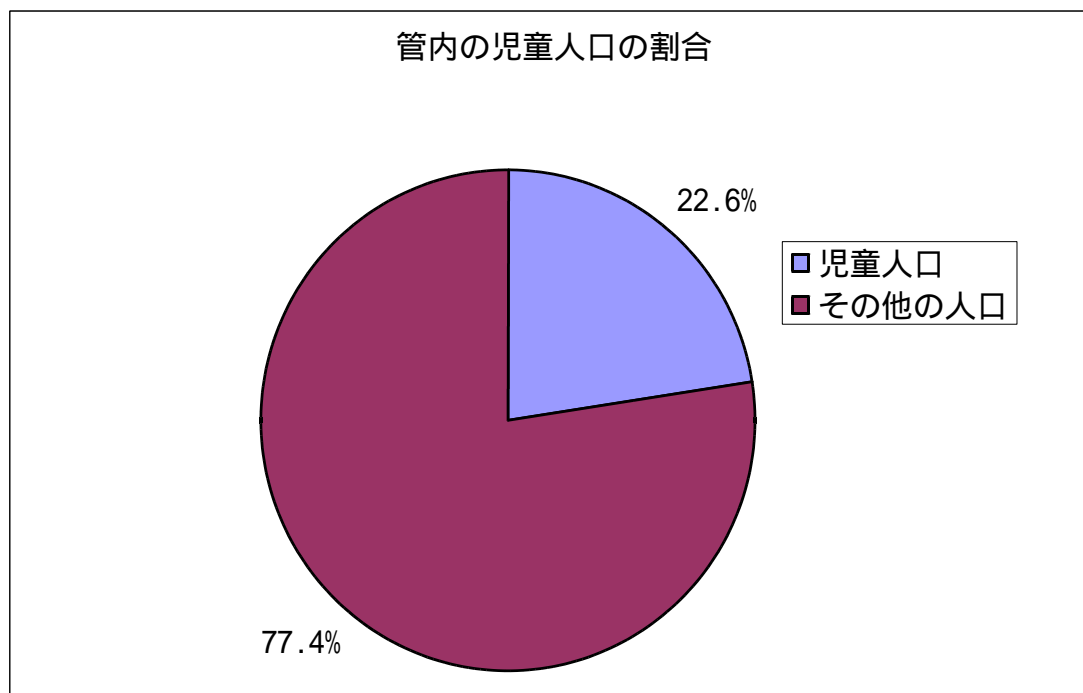
実施月日	平成19年2月16日（金）午後2時～4時
場 所	保健所3階 研修室
対 象	長期療養児の保護者及び親の会等
内 容	講演会 テーマ：「女性の体と心の健康について」 講師：沖縄中央病院 産婦人科医 沢岷 美奈子 先生
参加人数	12人 保護者（7）関係者（5）
状 況	・ 児同伴の母親の為に保育を設定（児2名預かり） ・ 女性の一生のホルモンバランスや月単位のホルモンの状況・妊娠出産を通して起こってくる体や心の変化等、レジメを用いて説明。 ・ 参加者からは普段聞けない話を聞いて良かった。ざっくばらんにいるいるな質問ができて良かった等の意見があった。

(2) 児童福祉(総務福祉班)

ア 管内の状況

平成19年3月末現在の管内の18歳未満の人口は31,333人である。管内総人口138,493人の22.6%が、児童人口である。

町村別の総人口に占める児童人口の割合は、下表のとおりとなっており、読谷村、北谷町が最も高く、その次に北中城村となっている。



町村別児童人口

平成19年3月末現在

町村名	総人口	児童人口	比率
恩納村	10,295	2,065	20.1%
宜野座村	5,396	1,165	21.6%
金武町	10,950	2,209	20.2%
読谷村	38,675	9,139	23.6%
嘉手納町	13,714	3,055	22.3%
北谷町	27,034	6,451	23.9%
北中城村	16,177	3,694	22.8%
中城村	16,252	3,555	21.9%
計	138,493	31,333	22.6%

イ 家庭児童相談室

家庭は、児童育成の基盤であり児童の人格形成にとってきわめて大きな影響を及ぼすものである。

家庭における人間関係の健全化、児童養育の適正化等、家庭児童福祉の向上を図るための相談援助を充実強化する目的で、昭和 47 年 5 月 15 日家庭児童相談室が福祉事務所に設置された。

当相談室における児童及び妊産婦の福祉に関する処理は、表 1 及び表 2 のとおりである。

平成 18 年度における処理として、受付経路別にみて妊産婦の福祉に関する町村からの相談が多く、次いで児童の福祉に関する学校、家族・親戚からの相談となっている。

処理種別としては、相談・助言が多く、次いで助産施設への措置となっている。

家庭児童相談室における処理（児童福祉法）

表 1 処理件数

年度	処理種別	福祉主事の指導	助産施設	母子寮	保育所	条法第 22・23 条の報告	送致児童相談所等への通知	児童相談所による調査の完了	児童委員の嘱託による調査	他機関に紹介	その他・助言	合計
平成18年度		4	10	0	0	0	0	0	5	13	32	

表 2 受付経路別処理件数

年度	受付経路別	発見	児童委員からの通告	児童相談所から送致	児童相談所から委嘱	保健所から通知	警察関係から通知	その他県関係から通知	町村から相談	学校から相談	家族・親戚から相談	本人から相談	その他から通告	合計
平成18年度		0	0	5	0	0	0	1	14	6	6	0	0	32

ウ 心身障害者扶養共済制度

本制度は心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき保護者の死亡または廃疾後の心身障害者に年金を支給するため、共済制度を設けて心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的としている。

管内 8 町村の加入者は、14 人で加入状況は低調で多くの保護者の加入が望まれている。

心身障害者扶養共済加入状況

年度	町村別	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
平成18年度		4	1	0	6	0	2	0	1	14

エ 児童福祉行政（保育所）指導監査

指導監査は、知事が保育行政の実施機関における保育所の保育所運営費負担金等についての事務処理状況及び保育所の運営について、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的につまびらかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、保育行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものである。

平成 18 年度の児童福祉行政指導監査実施状況及び指摘事項は次のとおりである。

監査実施町村

恩納村、金武町、北谷町、中城村

監査対象保育所

うるま市（豊原保育所、与那城第 2 保育所、勝連保育所）
 沖縄市（安慶田保育所、嘉間良保育所、宮里保育所、
 越来保育所、泡瀬保育所、南桃原保育所）
 宜野湾市（野嵩保育所、宜野湾保育所）
 恩納村（山田保育所、安富祖保育所）
 金武町（金武保育所、浜田保育所）
 読谷村（読谷村保育所）
 嘉手納町（嘉手納町立第 2 保育所）
 北谷町（北谷町謝苺保育所、北谷町第 2 保育所）
 北中城村（喜舎場保育所）
 中城村（中城村第 1 保育所）

指導監査実施町村 4 町村中 文書指摘 4 町村 口頭指導 4 町村
 指導監査実施施設 21 施設中 文書指摘 21 施設 口頭指導 21 施設

オ 助産施設（児童福祉法第22条による）

助産施設は、児童福祉法に規定されている14種類の児童福祉施設のひとつであり、保健上必要であるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ助産を受けさせる施設である。

平成18年度における入所者数は下表のとおり13人となっている。

年度別助産施設入所状況

年度 所属 町村別	平成14年度				平成15年度				平成16年度				平成17年度				平成18年度			
	A	B	C1	C2	A	B	C1	C2	A	B	C1	C2	A	B	C1	C2	A	B	C1	C2
恩納村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-
宜野座村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
金武町	1	1	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	1	1	-	-	1	1	-	-
読谷村	-	3	-	-	-	2	-	-	-	3	-	-	-	1	-	-	1	3	-	-
嘉手納町	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-
北谷町	-	1	-	-	-	5	-	-	-	4	-	-	1	1	-	-	-	3	-	-
北中城村	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
中城村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	8				9				13				8				13			

A：生活保護世帯

B：住民税非課税世帯

C1：住民税課税世帯（均等割りの額のみ）で出産一時金が35万未満

C2：住民税課税世帯（所得割の額がある世帯）で出産一時金が35万未満

(3) 母子及び寡婦福祉(総務福祉班)

母子・寡婦福祉に関して福祉保健所の主な業務は、母子・寡婦福祉資金の貸付、償還、母子相談業務等である。

ア 母子・寡婦福祉資金の貸付

目的：配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進すること。

基本法：母子及び寡婦福祉法第13条第1項、第2項、第3項、第14条、第15条第1項、第2項、第16条

母子及び寡婦福祉法施行令

母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要綱

平成18年度母子及び寡婦福祉資金の貸付状況

	資金の種類		件数	金額(円)
1	事業開始資金	母子	1	2,830,000
		寡婦		
2	事業継続資金	母子		
		寡婦		
3	修学資金	母子	59	37,319,000
		寡婦	3	1,632,000
4	技能習得資金	母子	1	300,000
		寡婦		
5	修業資金	母子	3	857,260
		寡婦	1	600,000
6	就職支度資金	母子		
		寡婦		
7	医療介護資金	母子	2	227,000
		寡婦		
8	生活資金	母子	4	585,000
		寡婦	1	309,000
9	住宅資金	母子		
		寡婦		
10	転宅資金	母子	4	787,000
		寡婦	1	150,000
11	就学支度資金	母子	8	4,210,000
		寡婦	1	580,000
	合計	母子	82	47,115,260
		寡婦	7	3,271,000

イ 母子相談業務(母子自立支援員)

目的：母子及び寡婦家庭の相談機関として、母子自立支援員が配置され、母子及び寡婦家庭の生活全般にわたる相談、指導を行っている。

基本法：母子及び寡婦福祉法(第8条)

当所には、3名の母子自立支援員が配置されている。

(平成15年度より母子相談員から母子自立支援員へ名称変更)

平成18年度相談内容、指導受付状況

相談内容	相談回数
生活一般	141
児童	15
生活援護	1,118
その他	0
合計	1,274

生活一般・・・住宅、医療、家庭紛争（夫等の暴力、その他）就労、結婚
 児童・・・養育、教育、非行、就職
 生活支援・・・母子福祉資金（貸付、償還）、寡婦福祉資金（貸付、償還）、公的年金、児童扶養手当、生活保護税
 その他・・・売店設置（法第25条）、たばこ販売（法第26条）、母子世帯向公営住宅（法第27条）、母子福祉施設の利用、母子生活支援施設（児童福祉法38条）

ウ 母子福祉協力員

目的：母子及び寡婦福祉法の規定により県が貸し付けた資金の円滑適正な償還を図るため、母子家庭等に対し、償還計画及び支払いについて指導を行うこととともに母子家庭等の把握に努め、その福祉の増進を図る。

基本法：沖縄県母子福祉協力員規程

	市町村名	担当地区	母子福祉協力員
1	宜野湾市	普天間・野嵩・新城・上原・喜友名・大山・伊佐	當山 菊枝
2		愛知・赤道・宜野湾・我如古・長田・神山・志真志	具志堅 キヨ
3		大謝名・真志喜・嘉数・真栄原・宇地泊・佐真下	伊波 フミ子
4	沖縄市	大里・古謝・与儀・比屋根・泡瀬・桃原・高原・海邦町	松田 礼子
5		胡屋・上地・園田・仲宗根・室川・山里・山内・南桃原・中央・諸見里・久保田・八重島	直井 静江
6		池原・登川・知花・宮里・美里・松本・城前・越来・東・安慶田・照屋・住吉・嘉間良	平敷 なお子
7	うるま市	平安座・みどり町・赤野・安慶名・上江洲・宇堅・太田・川田・具志川・田場・与那城・勝連	大石 悦子
8		赤道・西原・江洲・兼ヶ段・川崎・喜屋武・平良川・高江洲・仲嶺・宮里	友寄 濱子
9		石川	山城 千賀子
10	読谷村	読谷村	池原 辰子
11	北谷町 嘉手納町	北谷町 嘉手納町	屋比久 悦子
12	那覇市	那覇市	當間 順子
13	北中城 中城 金武 宜野座 恩納	北中城村 中城村 金武町 宜野座村 恩納村	なし

エ 管内の母子生活支援施設設置状況

目的：配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子であって、その監護すべき児童の福祉に欠けると認められるときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設に入所させて保護することになっている。（入所の手続きは市の窓口）

基本法：児童福祉法第23条

児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設

施設名	認可世帯数	所在地	設置(経営)主体	施設長名	認可(設置)年月日	電話番号	入寮人員
レインボー ハイツ	12	沖縄市字嘉間良 1-4-21	沖縄市	沖縄市長	S49.6.1	(098) 937-3298	8世帯 (22人)

オ 管内の母子寡婦福祉会の設置状況

母子寡婦福祉会の結成状況は、管内全市町村に結成されている。

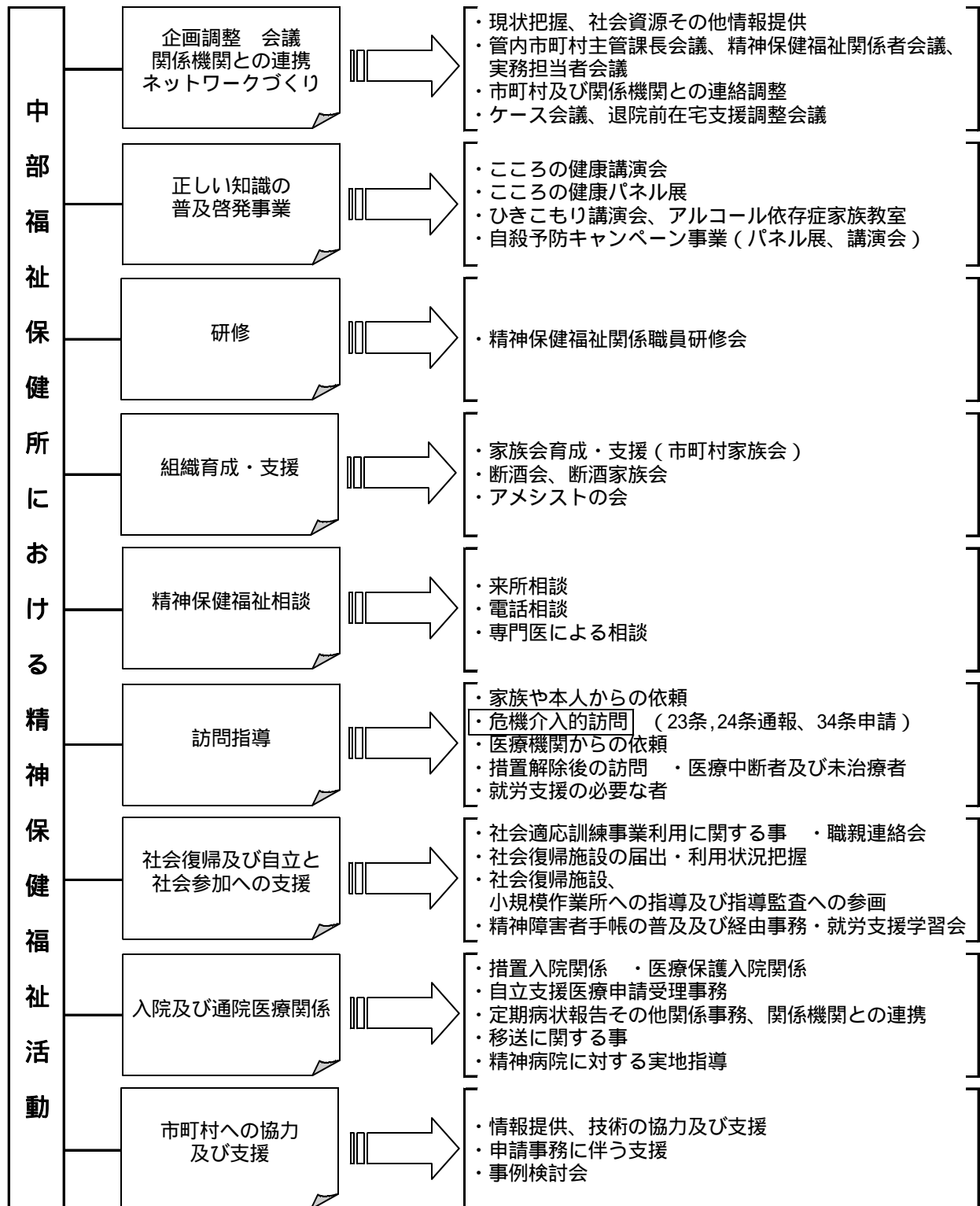
(平成19年3月現在)

市町村名	会長名	会員(人)	創立期	事業内容
うるま市	伊波 美智枝	860	S53.2	総会 ピクニック 新入学児童激励会 講習会
宜野湾市	久留 蓉子	480	S53.3	新入学児童激励会及び総会 ピクニック 講習会 研修会派遣
沖縄市	長浜 光枝	742	S52.4	総会 ビ-チパ-ティ みかん狩り クリスマス会 新入学児童激励会
恩納村	松田 静子	50	S52	総会 カ-ネ-ション頒布 親子ふれあ い視察研修 うんなまつり母子会出店
宜野座村	大城 夏江	40	S43.12	総会
金武町	仲間 澄子	87	S58	総会 新入学児童激励会 クリスマス会 講習会
読谷村	仲村 律子	245	S50.4	新入学児童激励会 総会 勉強会 運動会 子ども祭り もちつき大会
嘉手納町	宮城 明美	160	S53.8	総会 役員研修 親子サマ-キャンプ クリスマス会 生け花講習
北谷町	欠	136	S47	総会 ピクニック 新入学児童激励会 講習会
北中城村	安里 キヨ	197	S56	総会 社会見学 講演会 新入学児童激励会
中城村	永山 勝子	97	S58.5	総会 母子ピクニック

2 障害者支援

(1) 精神保健福祉(地域保健班)

- ・昭和40年「精神衛生法」の一部改正により、保健所は地域精神保健活動の第一線機関として位置づけられる。
- ・昭和62年 精神障害者の人権擁護及び適正な医療の確保を推進するとして「精神保健法」制定。
- ・平成 5年「障害者基本法」の成立により、精神障害者も障害者として福祉施策の対象となる。
- ・平成 7年「精神保健福祉法」の制定。従来の保健医療対策に加え、精神障害者手帳の創設や施設の充実等自立と社会参加の促進のための援助という福祉の充実が求められ、福祉施策の位置づけが強化。
- ・平成14年 市町村への一部事務委譲。市町村での居宅生活支援事業(ヘルパーなど)開始
- ・平成18年 障害者自立支援法施行



ア 相談指導等

根拠：精神保健福祉法第47条・48条

(ア) 精神保健福祉相談及び訪問指導

精神保健福祉相談員や保健師が、患者や家族等の相談（来所・電話）を随時行っている。相談の内容は心の健康相談から、診察を受けるに当たっての相談、社会復帰相談、アルコール、ひきこもり、認知症等であり、必要に応じて訪問指導を実施している。

訪問指導は本人の状況や家庭環境などの実情を把握し、家族が抱える問題の解決に向け支援を行う。原則として訪問指導は、本人や家族の同意の下で行うが、危機介入的な場合など所長等が必要と認めた場合も行うことがある。又、複雑困難なケースについては精神科専門医による相談につなげたり事例検討をし支援内容の検討を行っている。

平成18年度状況

	来所相談		訪問指導		電話相談
	実人員	延人員	実人員	延人員	延人員
人数	181	371	111	382	1377

(イ) 精神科専門医による精神保健相談

根拠：精神保健福祉法第47条

保健所及び市町村における精神保健福祉業務について

(平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)

目的：精神科専門医による相談を行うことで、本人・家族に対する適正医療を促し、治療中断を防止するとともに、精神障害を持ちながらも安心して生活できるよう支援する。

(日時) 第1火曜日(偶数月) 第2水曜日(奇数月)
第3水曜日(毎月) 第4金曜日(毎月)
午後2時～5時

(場所) 中部福祉保健所 第8相談室

実施回数:12回	10代	20代	30代	40代	50代
実数:12人	1	3	3	3	2
延数:12人	1	3	3	3	2

相談者の内訳としては、家族のみの相談が7件、本人のみ、本人・家族、家族・関係者の相談が各々1件ずつ、その他2件であった。

相談内容としては、治療の必要性(病気かどうか)10件、対応について5件、治療させたい2件、ひきこもりの対応2件の順となっている。(延件数)

最も多いのは統合失調症またはその疑いのある相談で、その他にうつ病、ひきこもりの相談等があった。

イ 届け出に関すること

(ア) 自立支援医療費(精神通院医療)支給認定状況

根拠：障害者自立支援法第58条

目的：精神障害者がその有する能力及び適正に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、精神障害者の福祉の増進を図ることを目的としている。

精神疾患のため通院治療を受ける場合、継続的な医療費が大きな負担となるため、そのような方々の通院医療費の負担を軽減する制度で、これまでの精神保健福祉法第32条に基づく通院医療費公費負担制度に代わり、平成18年4月1日から始まった。通院医療費の10%が原則自己負担となり、所得・疾患等に応じて月額自己負担上限額が設定されている。

沖縄県では、10%の自己負担又は所得・疾患等に応じて設定されている月額自己負担上限額は、復帰特別措置法により支払われるため窓口での自己負担はない。

市町村別・疾病別自立支援医療費(精神通院医療)支給認定状況(平成18年度)

	統合失調症	気分(感情)障害	てんかん	中毒性精神障害		知的障害	心因反応	非定型精神病	接枝分裂病	(脳器質性精神障害を除外)	認知症	神経症	人格障害	その他	不明	合計
				アルコール	その他											
宜野湾市	505	461	189	52	12	11	40	17	0	15	37	53	2	88	22	1,504
沖縄市	1,107	923	380	121	21	28	93	27	1	37	123	53	3	151	103	3,171
うるま市	1,142	661	400	124	6	56	114	30	6	23	130	63	5	171	71	3,002
恩納村	99	29	31	9	0	3	10	2	1	5	6	3	0	17	16	231
宜野座村	32	16	11	2	1	0	3	2	0	0	8	0	0	7	1	83
金武町	127	33	18	18	0	0	3	4	0	2	7	6	1	14	15	248
読谷村	283	171	102	24	1	19	15	6	1	13	25	8	0	29	85	782
嘉手納町	114	56	45	13	1	1	8	1	0	4	14	3	0	14	14	288
北谷町	182	147	54	18	0	4	9	5	0	3	20	13	1	19	8	483
北中城村	113	74	54	7	1	1	6	4	0	3	23	3	1	22	12	324
中城村	140	72	56	10	0	5	10	2	0	2	12	5	0	25	15	354
合計	3,844	2,643	1,340	398	43	128	311	100	9	107	405	210	13	557	362	10,470

*平成18年4月1日～平成19年3月31日の間に、治療予定期間のあった方の数である。

(イ) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

根拠：精神保健福祉法第45条

目的：精神障害者に対する各種の支援策を促進し、精神障害者の自立と社会復帰の促進を図るために、平成7年10月に創設された。精神障害のため長年にわたり日常生活または社会生活に制約がある場合、申請により手帳が交付されている。

平成14年4月から、居住地の市町村精神保健福祉担当が申請窓口となって

いる。平成18年4月1日から、精神保健福祉手帳の様式が変更になり、写真貼付欄が設けられている。

市町村別精神障害者保健福祉手帳交付状況（平成18年度）

	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
1級	65	198	148	14	6	38	62	11	22	17	31	612
2級	338	741	634	44	15	64	185	62	105	65	84	2,337
3級	87	170	140	10	4	22	28	18	38	11	18	546
合計	490	1,109	922	68	25	124	275	91	165	93	133	3,495

* 32条同様平成18年4月1日～平成19年3月31日の間に有効期間があった方の数である。

(ウ) 医療保護入院者数(法第33条1項2項入院)

医療保護入院とは、自傷他害の恐れはないが精神保健指定医の診察の結果入院が必要と認められた患者で、本人の同意が得られず保護者の同意により行われる入院である。この場合には、入院した日から10日以内に最寄りの保健所長を經由して県知事に届けなければならない。

医療保護入院者数（平成18年度）

	統合失調症	気分（感情）障害	てんかん	中毒性精神障害		知的障害	心因反応	非定型精神病	接枝分裂病	脳器質性精神障害	認知症	人格障害	その他	合計
				アルコール	その他									
宜野湾市	57	7	2	5	0	2	1	5	0	2	55	0	13	149
沖縄市	166	27	1	13	6	1	4	3	0	8	115	0	24	368
うるま市	113	19	1	22	1	2	6	1	0	9	68	3	24	269
恩納村	23	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	26
宜野座村	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4
金武町	12	2	0	3	0	1	0	1	0	0	7	0	0	26
読谷村	37	7	3	3	0	2	0	4	1	0	17	0	4	78
嘉手納町	22	2	0	1	0	0	1	0	0	0	13	1	1	41
北谷町	26	2	3	4	0	1	2	0	0	0	32	0	0	70
北中城村	19	11	0	1	0	0	0	1	0	0	38	0	4	74
中城村	18	0	5	1	0	1	0	0	0	3	16	0	0	44
合計	495	79	15	54	7	10	14	15	1	22	363	4	70	1,149

(エ) 社会復帰施設利用状況

根拠：精神保健福祉法第50条2の3

「精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準の施行について」
（平成12年3月31日障第247号 厚生省大臣官房障保健福祉部長通知）

目的：精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図る

内容：都道府県、市町村、その他の者（医療法人、社会福祉法人）が主体となり、精神障害者社会復帰施設を設置することが出来る（法第50条）。社会復帰施設利用の開始及び終了に際し、速やかに当該施設の所在地を管轄する保健所長に報告し、必要に応じ助言を行い情報を適切に管理し利用者の状況把握に役立てることとしている。

又、その他に、精神障害者地域生活支援センター・指定相談事業所があり、管内では、「地域生活支援センターおきなわ」と「うるま市地域生活支援センターあいあい」がある。

	概要	名称	定員	運営主体
生活訓練施設	回復途上にある精神障害者に、居室その他の設備を利用させることにより、生活の場を与えとともに、生活の指導等を行い、社会復帰の促進を図る。入所施設だが、福祉ホームよりも訓練・指導に重きを置いた施設。利用期間は原則2年、延長可。	桜邸	20	平和病院
		ラポール	20	新垣病院
		南灯荘	20	沖縄中央病院
授産施設	相当程度の作業能力を有し、将来就労を希望する者を利用させ、必要な訓練・指導を行う。作業収入は、事業所が必要経費を控除した工賃を支払う。	キャンプグリーンヒル（入所型）	30	平和病院
		琉球薬草苑（入所型）	30	いずみ病院
		あらた舎（通所型）	25	新垣病院
福祉ホーム	一定程度の自活能力のある者で、家庭環境、住宅事情等の理由により住宅の確保が困難な者が対象。生活訓練施設と異なり訓練・指導の要素は少ない。期間は、原則2年以内。利用期間の延長制限は明記されていない。定員10人に対し管理人1人配置。	ホープ	10	新垣病院
		小桜邸	10	平和病院
福祉ホームB	長期在院患者の療養体制整備事業	瑞穂邸	20	平和病院

平成18年度 社会復帰施設退所後の状況

	自宅退所等	グループホーム入所	福祉ホーム入所	授産施設	生活訓練施設入所	病状悪化入院	他科病院入院	障害者雇用等	その他の施設	合計
生活訓練施設	11	1	4	1	0	23	2	0	5	52
授産施設	9	1	0	0	0	11	1	5	0	28
福祉ホーム	0	0	2 (Bへ)	2	0	0	0	0	0	4
福祉ホームB	1	0	0	0	0	4	0	0	0	5

ウ 研修

精神保健福祉関係職員研修会

目的：精神障害者の地域生活や活動の支援を円滑に行うための専門知識・技術を、精神保健福祉活動に従事する職員が習得することを目的とする。

対象：市町村・福祉事務所・社会復帰施設・小規模作業所・訪問看護ステーション・社会福祉協議会に於いて、精神保健福祉関係業務に従事している者

日時：平成18年6月27日（火）午後2時～4時

内容：講演会「パーソナリティの障害」といわれる人への対応

講師：かいクリニック院長 稲田隆司先生

参加者：75人

エ 普及啓発事業

* 根拠：精神保健福祉法第2条・第46条

(ア) こころの健康講演会

目的：うつ病についての理解を深め、セルフチェックができるようにすると共に、気軽に相談したり受診行動がとれるようにすることを目的とする。

対象：a 保健所主催：管内の住民

b 市町村共催：共催市町村住民

	日時	開催場所	内容	講師	参加者
a	平成18年 7月1日(土) 15:00～17:00	中部 福祉保健所	「あなたのこころは 健康ですか」 ～こころの風邪 うつ病についての理解～	長田クリニック 院長 長田 清	71人 (内訳) 一般54人 関係機関17人
b	11月8日(水) 14:00～16:00	恩納村 総合保健 福祉センター	「うつの風を吹き飛ばそう」	長田クリニック 院長 長田 清	48人
	11月26日(日) 15:00～16:00	ジャスコ 北谷店	「こころの健康と笑い」	うちなー・ てーふぁー 笑い学会 副会長 真栄田絵麻	100人以上
	11月29日(水) 19:30～21:30	中城村 吉の浦会館	「こころの健康と笑い」	那覇市立病院 外科部長 久高 学	108人

(イ) こころの健康パネル展

日時	場所	内容	参加者
平成18年 10月13日(金) ～14日(土)	サンエー 具志川 メイン シティー店	うつ・自殺防止に関するパネル展示、 チラシ等配布	100人以上

(ウ) 食品衛生講習会で説明

日時	内容	参加者
平成19年 3月14日(水)	自殺の状況・背景・予防について説明 リーフレット・チラシ配布	113人

(エ) 自殺予防キャンペーン事業

* 根拠：自殺対策基本法 第4条 12条

目的：自殺の背景にあるうつ状態を予防し、早期に相談、受診することで「自殺は予防できる」ことを周知する。

実施内容

a 自殺予防こころの健康講演会

日時	場所	内容	講師	参加者
平成19年 1月21日(日) 14:00~16:00	サンエー 具志川 メイン シティー店	「ひとりで悩まないで!!」	うちなー・ てーふぁー笑い学会 副会長：真栄田絵麻	100人以上

b 自殺予防パネル展

日時	場所	内容	参加者
平成19年 1月20日(土) ~ 1月23日(火)	サンエー 具志川 メイン シティー店	うつ・自殺防止に関するパネル展示、チラシ等配布	100人以上
平成19年 1月24日(水) ~ 1月26日(金)	中部 福祉保健所 1階ロビー	うつ・自殺防止に関するパネル展示、チラシ等配布	多数

c 食品衛生講習会で説明

日時	内容	参加者
平成19年 1月19日(金) 13:00~13:15	自殺の状況・背景・予防について説明 自殺予防キャンペーン事業の案内 チラシ等配布	103人

(オ) ひきこもり講演会

目的：ひきこもりの正しい知識と現状を理解し、対処法を学ぶ。

対象：管内に居住する一般住民、ひきこもり問題で悩んでいる本人及び家族。

内容及び参加状況

開催日	内容	参加数
平成18年 7月26日(水) 午後2時~4時	・精神科医師による講話 「ひきこもりへの理解と対応」について	56人

(カ) アルコール依存症の家族教室

目的：家族がアルコール依存症についての正しい知識及び本人への対応を学び家族同志の情報交換・交流を図ることでお互いが支え合い、一日も早い回復を目指す。

対象：管内に居住する一般住民、酒害で悩んでいる家族

教室内容及び参加状況

開催日	教室内容	家族 ・ 一般	関係者	合計
平成18年 9月 9日	アルコール依存症とは	23	14	37
16日	悩んでいること、困っていること	14	1	15
30日	家族の心理、対応について	13	1	14
10月 7日	相談の場や医療機関について 家族のための自助グループ紹介	12	13	25
合計		62人	29人	91人

オ 社会復帰事業

(ア) 社会適応訓練事業

根拠：精神保健福祉法 第50条の4

目的：精神障害者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の涵養を図るための社会適応訓練を行い、再発防止と社会的自立を促進し、もって精神障害者の社会復帰を図る。
沖縄県でも国の事業開始とともに昭和57年から「通院患者リハビリテーション事業」として開始し、平成7年の法改正により法定化され「社会適応訓練事業」と改称された。

平成18年度申込者数及び訓練決定者状況

訓練時	訓練期	申込者	決定者 (人)	協力 事業所 (件)	協力事業所の業種
前期	H18.4. ～ H18.9.	47	46	23	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング業 ・花卉園芸 ・飲食業・食品製造 ・額縁製造 ・木工芸 ・鮮魚加工 ・身体障害者療護施設 ・介護サービス ・美容室 ・古紙回収
後期	H18.10 ～ H19.3.	51	43	23	
合計 (実人数)		98 (64)	89 (60)	46 (27)	

前期は47人の申請があり、46人が決定し訓練を開始した。後期は申込数が51人、決定者数は43人だったが2人が訓練開始前に辞退し41人で訓練開始した。

訓練結果

平成18年度の訓練者実数は60人、延数は89人、訓練結果内訳は下表のとおりである。

訓練終了者（訓練中止者も含む）（人）												訓練継続者 D	訓練者 実数 C+D=E
就労			就労以外								合計 A+B=C		
契約訓練事業所（パート含む）	他の事業所（パート含む）	小計 A	訓練適等利用	職等の他の就労	施設へ入所・通所・授産	生活訓練施設	訓練終了し在宅	訓練中止し在宅	入院	死亡		その他	小計 B
0	3	3	0	0	3	15	3	1	7	29	32	28	60

（イ）社会適応訓練事業関係者連絡会議（2回）

目的：社会適応訓練事業における関係者の交流を図ることにより、本事業を推進し、精神障害者の社会復帰を促す。

対象：協力事業所、医療機関、市町村、社会復帰、作業所、地域生活支援センター、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等

開催年月日	参加数	内容
平成18年 7月28日（金） 午後	24人	実績報告 講話「精神障害者への就労支援について」 講師 中部地区障害者就業・生活支援センター 支援スタッフ 石川哲次 意見交換
平成19年 1月19日（金） 午後	5人 （協力事業所 のみの会議）	実績報告 意見交換

（ウ）精神障害者就労支援学習会

目的：「働きたい」と願う精神障害者や社会適応訓練事業の訓練生の就労意欲を高めることと、自分にあった働き方を考えより充実した生活めざすことを目的とする。

対象：社会適応訓練事業の訓練生及び、就労を希望する精神障害者

日時：平成19年 1月11日（木） 午後2時～4時

内容：講話及び体験発表 ～「働きたい」を「働く」に変えるために～

a 講話・・・「あなたの就労を応援します」

～中部地区障害者就業・生活支援センターの活動から～

講師：中部地区障害者就業・生活支援センター支援スタッフ
石川哲次氏

b 体験報告・・・事業所の立場から

* 働く現場から ～働くための基本～

報告者：株式会社のうすい 営業部長 鈴木宣幸氏

参加者：69名

カ 自助組織育成

根拠：精神保健福祉法第46条

厚生省大臣官房障害保健福祉課長通知「保健所及び市町村における精神保健業務について」

(ア) 家族会支援

精神障害者の家族相互の親睦と障害者の社会復帰の促進を目的とし、各地域で家族会が発足。学習会や情報交換などの定例会活動等に対して、必要な助言、援助を行い育成、支援している。

家族会活動状況

名称	定例会	実施場所	活動内容	発足年月
野菊の会	毎月 第4金	中部福祉保健所	定例会	H2.2月
NPOうるま市心の健康を守る結いの会	毎月 第2・4木	ゆい作業所 与那城地区公民館	定例会 作業所運営	H18.4月
読谷村 精神療養者家族会	毎月 第2木	SFDなごみの会作業所	定例会 作業所運営	H6.4月
嘉手納町 精神療養者家族会	毎月 第2木	あじさいの会作業所	定例会 作業所運営	H9.11月
ひるぎの会 (宜野座村)	毎月 1回	宜野座村 社会福祉協議会	定例会 作業所運営	H13.12月
みんなの仲間 (恩納村)	毎月 1回	総合保健福祉センター	定例会 作業所運営	H14
むるぶし会 (宜野湾市)		宜野湾市あかとうんち		H15.12月
おあしすコール (沖縄市)	毎月 第2木	沖縄市 福祉文化プラザ	定例会	H16.4月

(イ) 家族の集い

目的：精神障害者を抱える家族を対象に、お互いの悩みを話し合い、交流することで精神障害者に対する知識を深めることにより、家族や当事者が地域で安心して暮らせることを目的とする。

実施場所：金武町

方法：精神障がい回復者と支援の会の代表を中心に集い、福祉保健所も参加

内容：・体験や悩みを話し合う
・情報の提供
・金武町関係者との交流
・作業所メンバーとの交流

(ウ) 断酒会活動状況

昭和50年11月「コザ保健所もくよう会」の名称で県内初の地域断酒会として発足。例会を中心に、お互いの体験談を語り合い交流する中で、共に断酒を誓い継続するために支え合う、酒害者による酒害者のための自助グループである。例会参加者は、管内の地域内外からの参加もあり、当事者のみでなく家族も参加している。

昭和63年7月には、沖縄断酒家族会「たけのこ」、H13年11月には女性酒害者の会「中部アメシストの会」が発足し、酒害に関する啓発活動や酒害相談活動を続けている。平成18年度には、北谷断酒会5周年記念式典が開催された。

管内断酒会開催状況

断酒会名	定例日	時間	場所	備考
読谷断酒会	毎週(月)	19:00 ~ 21:00	読谷村総合福祉センター	H9年3月発足
うるま断酒会	毎週(火)		石川保健相談センター	S62年9月発足
宜野湾断酒会	毎週(火)		宜野湾市保健相談センター	H6年10月発足
沖縄断酒友の会 (県断酒協議会)	毎週(木)		中部福祉保健所	S50年11月発足
沖縄断酒殿の会 (県断酒連合会)	毎週(金)		中部福祉保健所	S50年11月発足
虹の会 (身障者断酒会)	毎月第2(土)		中部福祉保健所	
北谷断酒会	毎週(木)		北谷町保健相談センター	H13年発足
具志川断酒会	毎週(金)		うるま市保健相談センター	H7年9月発足会
中部アメシストの会 (女性の会)	毎週(火)		中部福祉保健所	H13年11月発足
沖縄断酒家族会 (たけのこ)	毎月第3(火)		中部福祉保健所	S62年7月発足
沖縄断酒協議会家族会 (ひまわり)	毎月第1(月)		中部福祉保健所	H18年9月発足

キ 病院実地指導

根拠：精神保健福祉法第38条の6

目的：精神病院のより良い医療と適正な管理運営の推進を図り、精神保健福祉対策の向上を図るため、年1回以上精神病院の実地指導及び実地審査をすること。

結果：保健所管内8精神病院について、平成17年11月～平成18年2月にかけて、人権に配慮した適正な精神医療の確保、入院制度等の適正な運用がなされているかを重点とする以下の指導項目で実施した。

- * 過去の実地指導に対する改善状況について
- * 医療環境について
- * 指定病院について
- * 医療保護入院について
- * 任意入院について
- * 入院患者の隔離について
- * 入院患者等のその他の処遇について
- * その他
- * 精神病院内の設備等について
- * 精神保健指定医について
- * 措置入院について
- * 応急入院について
- * 入院患者の通信面会について
- * 入院患者の身体拘束について
- * 通院医療費公費負担について

ク 精神障害者にかかる申請・通報状況

根拠：精神保健福祉法第23条（一般人の申請）、24条（警察官通報）、25条（検察官通報）、26条（刑務所長通報）

目的：県知事は、入院させなければ「その精神障害のため自傷他害のおそれのある者」に対して、2人以上の精神保健指定医による診察により法29条に基づく措置入院をさせることができる。

結果：平成18年度は、次表のとおり「申請・通報」があり、措置入院になった。

	性別	一般人の申請		警察官通報		検察官通報		刑務所長通報	
		措置入院になった者	措置入院ならなかった者	措置入院になった者	措置入院ならなかった者	措置入院になった者	措置入院ならなかった者	措置入院になった者	措置入院ならなかった者
沖縄市	男		1	5	3	4	1	1	
	女	1		1	1				
うるま市	男			6	1	2			
	女			3					
宜野湾市	男								
	女				1				
北中城村	男	1				1			
	女								
嘉手納町	男			2	2	1			
	女								
金武町	男			1	1				
	女								
中城村	男			1					
	女								
読谷村	男			1	1	1			
	女				2				
北谷町	男				1		1	1	
	女								
恩納村	男								
	女								
宜野座村	男								
	女								
その他	男	1		3	3	2			
	女				2				
合計	男	2	1	19	12	11	2	2	0
	女	1	0	4	6	0	0	0	0

ケ 退院前在宅支援調整会議

根拠：精神病院に対する指導監督等の徹底について

（平成10年3月3日障第113号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）

目的：入院中の患者について、退院前に在宅支援調整会議を開催することにより、在宅における精神障害者の適正な医療及び生活支援を行う。

平成18年度会議開催状況

病院名	措置入院	医療保護入院	任意入院	計
琉球病院	1	0	0	1
新垣病院	15	2	0	17
沖縄中央病院	3	0	0	3
いずみ病院	3	1	0	4
平和病院	5	0	0	5
平安病院	0	0	1	1
玉木病院	0	0	1	1
精和病院	2	0	0	2
計	29	3	2	34

(2) 身体障害者福祉・知的障害者福祉（総務福祉班）

ア 身体障害者手帳

身体障害者福祉法では、18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者を「身体障害者」と定義している。

身障手帳は、申請に基づき交付され、これにより各種の身障福祉制度等の利用がしやすくなる

	障害種別		等級	備考	
対象者	視覚障害		1級～6級	7級の障害のみでは、手帳交付の対象にはならない。	
	聴覚・平衡 聴覚		2級～4級、6級		
	機能障害 平衡機能		3級、5級		
	音声・言語・そしゃく機能障害		3級、4級		
	肢 体 不 自 由	上肢障害			1級～7級
		下肢障害			1級～7級
		体幹障害			1級～3級、5級
	自由	乳幼児期以前の脳病変による運動機能障害	上肢機能		1級～7級
			移動機能		1級～7級
	内 臓	心臓機能障害			1級、3級、4級
		じん臓機能障害			1級、3級、4級
		呼吸器機能障害			1級、3級、4級
		ぼうこう又は直腸機能障害			1級、3級、4級
小腸機能障害		1級、3級、4級			
免疫機能不全		1級～4級			
手続等	申請窓口：居住地の市町村 必要書類：身体障害者交付申請書、県指定の医師の診断書・意見書、顔写真、印鑑等 県の担当：沖縄県身体障害者更生相談所				

イ 知的障害者の定義

知的障害者については、知的障害者福祉法上定義づけられていないが、平成7年の精神薄弱児（者）基礎調査においては、「知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある者」とされている。知的障害者福祉法による福祉サービスの対象とされるのは18歳以上の者である。

ウ 療育手帳制度

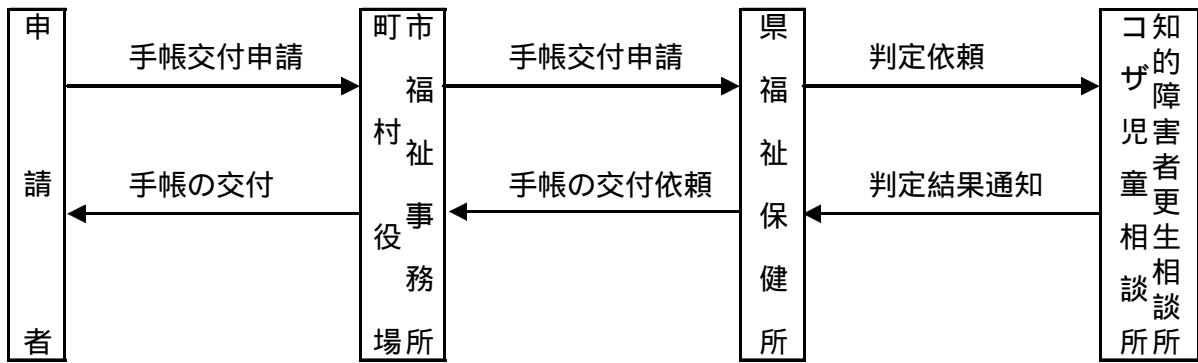
療育手帳制度は、知的障害者（児）に対して一貫した指導、相談を行うほか、各種福祉制度を利用しやすくするために、これを交付し、知的障害者（児）の福祉の増進を図ることを目的に昭和48年から実施されている。

交付申請は知的障害者（児）又はその保護者が市町村を經由して県知事に行い、児童相談所（18歳未満）又は知的障害者更生相談所（18歳以上）における判定結果に基づき決定する。

手帳は、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分される。

(ア) 交付手続き

申請書（写真（タテ：4cm、ヨコ：3cm）を添付）を、居住地の市町村へ提出。



(イ) 平成18年度の市町村別・障害程度及び児者別の療育手帳交付状況

障害程度		宜野湾市		沖縄市		うるま市		市部計		恩納村		宜野座村		金武町		読谷村		嘉手納町		北谷町		北中城村		中城村		郡部計		合計	
		児者	計	児者	計	児者	計	児者	計	児者	計	児者	計	児者	計	児者	計	児者	計	児者	計	児者	計	児者	計	児者	計	児者	計
障害程度	A1	児者	8	17	7	32	1	0	0	2	0	2	3	0	8	40													
		者	43	55	71	169	4	5	8	11	8	5	8	13	62	231													
		計	51	72	78	201	5	5	8	13	8	7	11	13	70	271													
	A2	児者	33	72	52	157	3	0	3	14	7	16	5	7	55	212													
		者	82	136	201	419	16	5	16	62	19	23	15	28	184	603													
		計	115	208	253	576	19	5	19	76	26	39	20	35	239	815													
	B1	児者	52	79	56	187	3	2	3	16	5	10	9	4	52	239													
		者	120	223	232	575	29	8	14	64	33	52	17	17	234	809													
		計	172	302	288	762	32	10	17	80	38	62	26	21	286	1,048													
	B2	児者	90	172	91	353	6	5	6	22	13	13	3	14	82	435													
		者	111	228	212	551	7	8	20	59	25	40	11	25	195	746													
		計	201	400	303	904	13	13	26	81	38	53	14	39	277	1,181													
計	児者	183	340	206	729	13	7	12	54	25	41	20	25	197	926														
	者	356	642	716	1,714	56	26	58	196	85	120	51	83	675	2,389														
	計	539	982	922	2,443	69	33	70	250	110	161	71	108	872	3,315														

エ 特別障害者手当等支給制度

特別障害者手当等は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又身体の重度の障害ゆえに生ずる特別の負担の軽減を図る一助として、在宅の重度障害児者に対し、手当支給することにより、重度障害児者の福祉の向上を図ることを目的としている。制度概要は以下のとおり。

事項 手当種別	対象者	手当月額	備考
特別障害者手当	精神又は身体に重度の障害を有する為、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態（施行令別表2参照）にある在宅の20歳以上の者	26,440円	受給者本人及び扶養義務者等について、所得制限あり
障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障害を有する為、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態（施行令別表1参照）にある在宅の20歳未満の者	14,380円	
福祉手当（経過措置）	昭和61年3月31日で20歳以上で、昭和61年4月1日において福祉手当の受給資格を有している者で、特別障害者手当も障害基礎年金も受給していない者	14,380円	

町村別特別障害者手当等の過去5カ年間の支給状況

(単位：人、円)

区分 町村別	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	平成18年度			
					福祉手当 (経過措置)	特別障害者 手当	障害児福祉 手当	計
恩納村	16	17	16	16	0 0	8 2,645,440	6 1,035,960	14 3,681,400
宜野座村	4	4	2	2	1 172,660	1 317,440	0 0	2 490,100
金武町	21	20	21	21	2 345,320	9 2,936,520	8 1,525,080	19 4,806,920
与那城町	24	26	28	28	0 0	0 0	0 0	0 0
勝連町	49	46	45	45	0 0	0 0	0 0	0 0
読谷村	103	101	91	89	3 517,980	52 16,532,920	30 5,266,130	85 22,317,030
嘉手納町	46	38	36	33	1 259,040	17 5,661,040	9 1,625,840	27 7,545,920
北谷町	38	43	44	45	0 0	22 7,142,160	23 3,985,460	45 11,127,620
北中城村	40	40	38	38	0 0	23 7,592,280	11 1,899,260	34 9,491,540
中城村	22	22	22	24	1 172,660	18 5,951,960	4 834,540	23 6,959,160
合計	363	357	343	341	8 1,467,660	150 48,779,760	91 16,172,270	249 66,419,690

注

平成17年度に与那城町と勝連町が合併によりうるま市となったことから、平成17年度の与那城町と勝連町は、2月、3月分の二月分のみでの支払いとなる。

オ 身体障害者相談員の活動

身体障害者相談員は、身体障害者福祉法第13条の3の規定に基づき、県知事から身体障害者の更生援護の相談業務等を委託されている身体障害者等で、社会的信望があり、身体障害者の更生援護に熱意と見識を持っている方々である。

主な業務は、身体に障害のある者の更生援護に関する相談及び必要な指導、関係団体等の業務への協力、援護思想の普及等で、県全体で100人（定数105人）、中部福祉保健所管内の11市町村で26人（定数28人）が配置されている。

なお、過去5カ年の活動状況は次表のとおり。

（ア）身体障害者相談員の過去5カ年間の活動状況

区分 年度	相談内容									計
	手帳申請	更生医療	補装具	施設入所	職業	生活	会議行事	調整関係機関	その他	
平成14年度	97	11	25	7	66	175	329	135	267	698
平成15年度	8	6	14	4	86	209	244	148	442	1,112
平成16年度	15	6	9	21	32	205	693	272	378	1,161
平成17年度	102	30	192	33	105	367	446	210	269	1,754
平成18年度	25	3	21	2	66	198	394	269	441	1,419

（イ）身体障害者相談員名簿（平成19年3月31日現在）

NO	相談員氏名	担当地区	NO	相談員氏名	担当地区
1	金城 澄男	うるま市	15	欠	沖縄市
2	福原 武男		16	田場 上	宜野湾市
3	宮城 義房		17	宮城 美和子	
4	楚南 康範		18	玉寄 長勇	
5	木村 文子		19	神田 朋子	恩納村
6	玉元 武一		20	當山 安一	
7	欠		21	島袋 林功	宜野座村
8	仲村 定枝		22	高江洲 未子	金武町
9	兼久 隆夫		23	佐和田 由紀子	読谷村
10	金城 睦雄	24	知花 光治		
11	島袋 林晴	沖縄市	25	比嘉 甚夫	嘉手納町
12	湧川 和夫		26	玉城 靖夫	北谷町
13	前泊 恵子		27	太田 栄輝	北中城村
14	稲嶺 梅子		28	与那覇 晴枝	中城村

カ 知的障害者相談員の活動

知的障害者相談員は、知的障害者福祉法第15条の2の規定に基づき、県知事から知的障害者の更生援護に関し、本人又は保護者からの相談に応じ必要な指導助言等を委託されている知的障害者の保護者で、社会的信望があり、知的障害者の福祉の増進に熱意と見識を持っている方々である。

主な業務は、知的障害者の養育、生活等に関する相談助言、施設入所、就学・就職等に関する連絡調整、知的障害者に対する援護思想の普及等で、県全体で35人（定数37人）、中部福祉保健所管内の11市町村8人（定数10人）が配置されている。

なお、過去5カ年の活動状況は次表のとおり。

(ア) 知的障害者相談員の過去5カ年の活動状況

区分 年度	活動日数	相談内容等										計
		養育	生活	施設利用	就学	就職	家族関係	年金・保険・手当	諸行 会事 参加	地域 活動	その他	
平成14年度	511	19	13	16	2	20	14	13	243	120	47	507
平成15年度	136	0	7	0	1	0	3	0	85	49	2	147
平成16年度	531	2	9	0	0	13	8	3	285	127	166	613
平成17年度	433	3	54	7	2	16	2	9	224	33	160	510
平成18年度	265	1	58	5	5	31	8	25	209	91	173	606

(イ) 知的障害者相談員名簿（平成19年3月31日現在）

NO	相談員氏名	担当地区	NO	相談員氏名	担当地区
1	伊波 弘子	うるま市	6	山城 喜美江	宜野湾市
2	安村 昭洋		7	欠	恩納村 読谷村
3	野原 マリ子	沖縄市	8	元山 満壽美	宜野座村 金武町
4	比嘉 ひとみ		9	欠	嘉手納町 北谷町
5	照屋 ヨシ子		10	瀬名波 博	北中城村 中城村

キ 支援費制度実地指導

平成15年4月からスタートした支援費制度について、制度の円滑かつ適正な運用と、利用者への支援内容の質の確保、不祥事の未然防止のため、市町村と指定施設・事業者に対し、指導を実施している。

このうち、中部福祉保健所では、管内11市町村(これまで県障害保健福祉課で実施していた市への実地指導は、平成17年度から各福祉保健所へ委譲された。)と、管内に所在する事業所(指定施設に併設された事業所及び知的障害者地域生活援助事業所を除く。)に対する指導を実施してきている。

但し、平成18年度は、障害福祉制度の移行期(支援費制度から障害者自立支援法による障害福祉サービス)に当たり、本庁主催の「実地指導に関する会議」が開催されず、指導方針等が提示できない状況に合ったことから、当所の実地指導も行えなかった。

(ア) 市町村指導

市町村名	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	指導箇所	指導結果	指導箇所	指導結果	指導箇所	指導結果
宜野湾市	()	文書指摘：無し 指導助言：無し		文書指摘：1件 指導助言：3件		文書指摘：3件 指導助言：4件
沖縄市			()			
うるま市	旧石川市		()			
	旧具志川市		()			
	旧与那城町					
	旧勝連町					
恩納村						
宜野座村						
金武町						
読谷村						
嘉手納町						
北谷町						
北中城村						
中城村						
計	2箇所		8箇所		5箇所	

注 部は、県障害保健福祉課で実施した箇所。

(イ) 事業者指導

法区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度				
	指導箇所	指導結果	指導箇所	指導結果	指導箇所	指導結果			
身体障害者福祉法関係	1	文書指摘：1件 指導助言：1件	15	文書指摘：35件 指導助言：39件	22	文書指摘：24件 指導助言：24件			
	1		15		19				
			0		2				
			0		1				
知的障害者福祉法関係	1				14			16	
	1		13		14		14		
			0		0		0		
			1		2		2		
児童福祉法関係	1				15			14	
	1				12			11	
					2			2	
					1			1	
計	3箇所				44箇所			52箇所	

(3) 難病対策事業(地域保健班)

事業根拠：難病対策要綱(昭和47年厚生省)

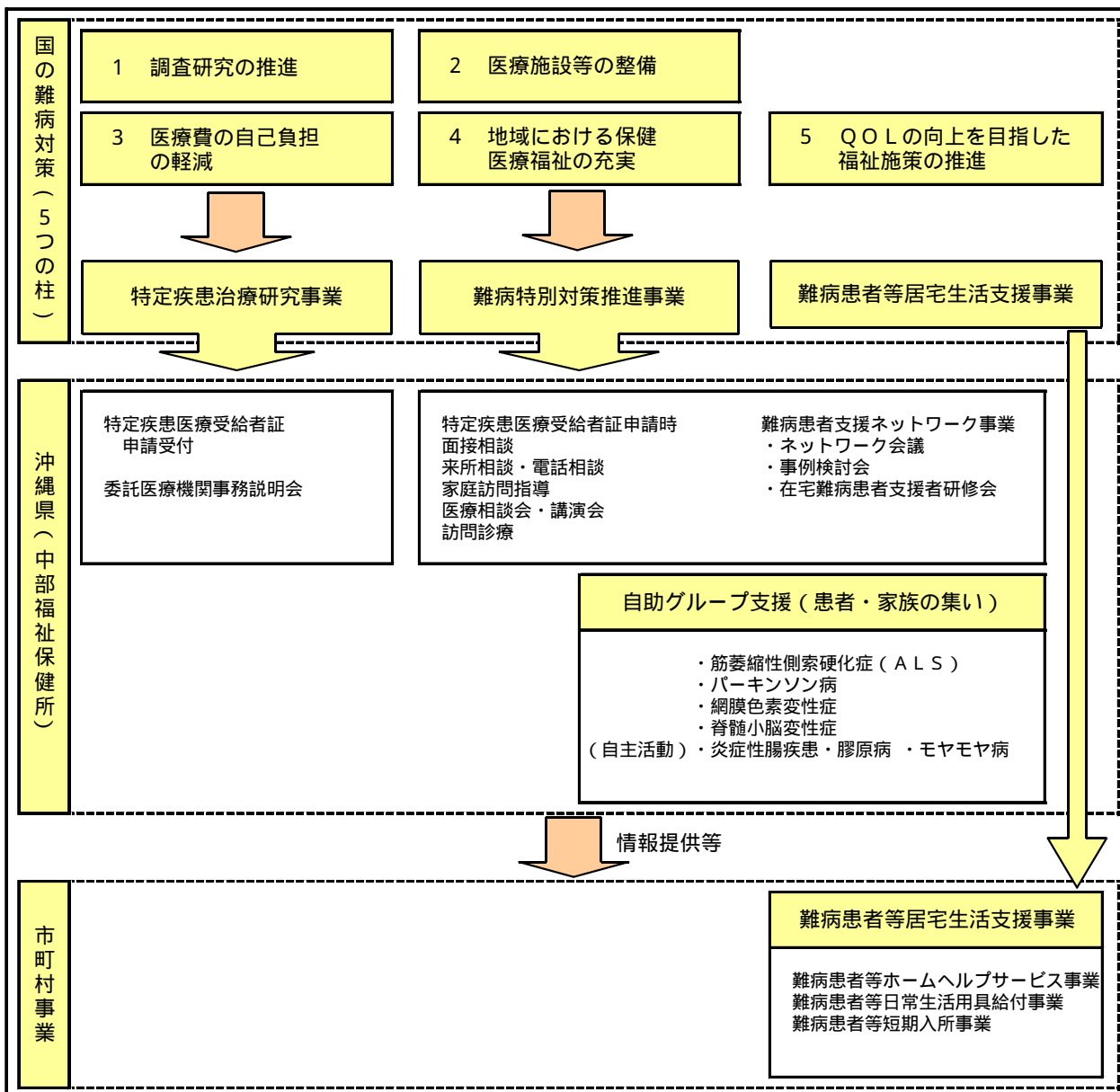
難病(特定疾患)の概念：

原因不明、治療方法が未確立であり、且つ後遺症を残すおそれが少なくない疾病経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病である。

本県においては、昭和48年「特定疾患治療研究事業」が開始され、治療研究の推進と医療費の自己負担分の解消等の事業が実施された。平成7年に「特定疾患」の申請窓口を本庁より保健所に移し、「難病対策事業」が開始された。

平成10年5月より重症患者を除く一般患者に対して定額の患者負担が導入された。平成15年10月から低所得への配慮など所得と治療状況に応じた段階的な自己負担月額限度額や19疾患に対し「軽快者」が導入された。平成17年10月に「軽快者」に関する基準の見直しがあり、24疾患が対象となった。

事業体系



ア 特定疾患治療研究事業（中部福祉保健所管内の状況）

（ア） 特定疾患医療受給者証交付状況

（平成 18 年度）

疾病No.	疾患名	管内					沖縄県		
		H18年				H17年	H16年	H17年	H16年
		新規	継続	合計	重症	合計	合計	合計	合計
神経系疾患群	2 多発性硬化症	1	19	20	5	20	16	51	50
	3 重症筋無力症	7	39	46	1	44	44	140	139
	5 スモン	0	0	0	0	0	0	2	2
	8 筋萎縮性側索硬化症	5	26	31	22	32	30	81	81
	16 脊髄小脳変性症	6	30	36	18	32	25	99	90
	20 パーキンソン病関連疾患	55	227	282	91	252	218	753	658
	21 アミロイドーシス	2	1	3	0	2	2	7	6
	22 後縦靭帯骨化症	11	38	49	6	44	47	205	179
	23 ハンチントン病	0	5	5	4	5	4	11	10
	24 モヤモヤ病	5	29	34	2	35	36	79	91
	27 多系統萎縮症	9	27	36	21	31	27	59	55
	30 広範脊柱管狭窄症	1	7	8	1	7	3	23	19
	38 プリオン病（ヤコブ病、GSS、FFIを含む）	0	0	0	0	0	1	3	4
	40 神経線維腫症	2	2	4	0	3	3	15	15
	41 亜急性硬化性全脳炎	0	4	4	4	4	4	14	15
	44 ライソゾーム病（ファブリー病を含む）	0	2	2	2	2	1	12	8
565 45 副腎白質ジストロフィー	0	5	5	1	5	4	8	8	
膠原系疾患群	1 ベーチェット病	2	23	25	1	23	25	65	66
	4 全身性エリテマトーデス	16	302	318	35	320	313	841	835
	7 サルコイドーシス	10	27	37	2	29	26	73	67
	9 強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	14	69	83	3	68	66	219	209
	11 結節性動脈周囲炎	3	10	13	1	11	11	32	28
	13 大動脈炎症候群	4	15	19	2	16	16	63	67
	19 悪性関節リウマチ	2	7	9	2	11	8	43	37
	25 ウェゲナー肉芽腫症	1	2	3	1	2	1	5	6
	33 特発性大腿骨頭壊死症	9	39	48	5	46	43	127	124
595 34 混合性結合組織病	4	36	40	0	39	40	103	96	
特定臓器疾患群	6 再生不良性貧血	7	11	18	2	18	24	60	66
	10 特発性血小板減少性紫斑病	11	33	44	0	48	42	130	122
	12 潰瘍性大腸炎	25	196	221	0	222	220	614	585
	14 ビュルガー病	1	14	15	0	17	17	60	60
	15 天疱瘡	3	16	19	0	18	20	50	48
	17 クロウン病	12	94	106	1	106	98	269	256
	18 難治性の肝炎のうち劇症肝炎	7	0	7	7	6	1	15	5
	26 特発性拡張型（うっ血型）心筋症	13	60	73	8	65	65	274	246
	28 表皮水疱症	0	3	3	1	3	3	4	4
	29 膿泡性乾癬	0	4	4	0	4	4	15	17
	31 原発性胆汁性肝硬変	8	49	57	0	52	43	179	168
	32 重症急性膵炎	23	0	23	23	12	19	42	59
	35 原発性免疫不全症候群	1	1	2	1	1	0	12	9
	36 特発性間質性肺炎	9	6	15	4	16	17	39	43
	37 網膜色素変性症	13	63	76	10	65	67	326	323
39 原発性肺高血圧症	0	2	2	0	2	1	13	12	
42 バッド・キアリ症候群	1	2	3	0	3	2	17	15	
688 43 特発性慢性肺血栓栓症	0	0	0	0	0	0	4	4	
	合計	303	1,545	1,848	287	1,741	1,657	5,256	5,007

121 疾患が特定疾患調査研究対象。うち 45 疾患が医療費公費負担の対象

平成 14 年 6 月より特定疾患数を見直し 46 45 疾患に再編

平成 15 年 10 月より(16)脊髄小脳変性症の一部 (27)多系統萎縮症に編入

(イ) 特定疾患委託医療機関事務説明会

目的：平成 15 年 10 月の制度改正に伴い申請書類の複雑化、特定疾患医療受給者証の有効期間も 1 年となり毎年の更新が義務化された。さらに、特定疾患医療受給者証交付件数も増加し、毎年 7 月から 9 月の更新期間における事務処理も煩雑を極める。加えて、管内の委託医療機関が 100 余となるため、申請事務の詳細について周知を図り、事務処理の円滑化を促す。

対象：管内委託医療機関

内容：特定疾患治療研究事業の申請事務の取扱いについて

実績：平成 18 年 5 月 18 日開催

参加医療機関数：49 (人数：80人)

イ 難病特別対策推進事業

(ア) 医療相談事業及び講演会

目的：難病患者及びその家族に対し医療及び日常生活にかかる相談・助言等を行い、疾病に対する不安や療養生活上の悩みを軽減するとともに、地域の関係諸機関との連携により、患者に総合的なサービスを提供し、地域における患者の QOL の向上と在宅療養の促進を図る。

(平成 18 年度)

対象者疾患名	講演内容 (講師)	参加者数	個別相談	
			相談数	内容
強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	病気といかにつき合うか (臨床心理士)	10名	2名	病識について ストレスにより自分の病気が悪化する
脊髄小脳変性症	疾患について (内科医師)	16名	-	-

対象者疾患名 (患者・家族)	内容	講師	参加者数
全難病	笑い与健康	医師	30名
脊髄小脳変性症	生活に音楽を取り入れて	メンタルコーチ	4名
網膜色素変性症	アロマ効果を生かして生活を豊に	メンタルコーチ	10名

(イ) 訪問診療事業

目的：在宅難病患者に対して、専門医、歯科医、歯科衛生士、保健師、理学療法士等による診療チームで、在宅療養患者を訪問し診療、療養指導を行う。患者に総合的なサービスを提供し、患者の QOL 向上及び在宅難病患者が地域で身近に相談できる医療機関の拡大を図る。

(平成 18 年度)

対象者疾患名	相談内容	指導内容	スタッフ
進行性筋ジストロフィー (57歳)	病院受診動機付け	専門病院受診の勧め 通院の日程調整 診療	神経内科医師 保健師
進行性筋ジストロフィー (51歳)	在宅療養サービスの調整	往診及び訪問リハビリの手配 診療	神経内科医師 保健師

(ウ) 訪問相談事業

目的：在宅の重症難病患者、家族の生活の実態を把握し、療養や介護に関する相談指導を実施する。また必要な医療・保健・福祉等の情報提供を行う。

(平成 18 年度)

疾患名	実数	延数
多系統萎縮症	1	1
筋萎縮性側索硬化症 (ALS)	22	71
パーキンソン病関連疾患	1	2
後縦靭帯骨化症	1	1
強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	2	3
特発性間質性肺炎	1	1
進行性筋ジストロフィー	2	4
全身性エリテマトーデス	2	2
悪性関節リウマチ	1	1
ウェグナー肉芽腫症	1	1
神経線維腫症	1	1
その他 (家族)	12	14
計	47	102

～在宅難病患者の特殊性～

「難病」は、原因も治療法も確立されていないことから多くの患者が、長期に渡り進行性の経過をたどるため、患者・家族の身体的・精神的・経済的負担が大きい。

特に神経系の難病は人工呼吸器装着等「医療依存度」が高い。

多くの介護力を必要とし多職種が関わっている。

包括的、継続的な地域ケアシステムが必要である。

在宅重症神経難病患者・家族については、発症当初から重点的に支援している。病状の進行に伴い難病患者は病を抱えながら自分の生き方をコントロールする必要がある。そのため、メンタルサポートは重要で同疾患、患者・家族同士の個々を繋げ、支え合うための支援をしている。

(エ) 来所、電話相談

目的：患者や家族の療養や介護等に関する相談、指導を実施し、不安や悩みの解消を図る。また必要な医療・保健・福祉等の情報提供を行い、療養生活を支援する。

(平成 18 年度)

	実人数	相談内容(延数)							
		申請手続きなど相談	医療	家庭看護	福祉制度	就労	食事栄養	その他	計
来所相談	1,842	2,890	12	6	20	3	1	16	2,948
電話相談	462	432	10	3	5			40	490

(オ) 難病患者支援ネットワーク事業

目的：難病患者・家族が在宅で安心して暮らし、QOLの向上を促すために保健・医療・福祉等の関係者が一堂に会して、難病患者のケアシステムの構築を図る。

根拠：難病対策要綱（昭和 47 年厚生省）における難病対策事業の柱の 2 項目

a 地域における保健医療福祉の充実・連携

重症難病患者のための入院施設確保及び保健所を核とした難病患者の在宅療養生活の支援

- b Q O L 向上を目指した福祉施策の推進
難病患者の居宅における療養生活の支援

内容：

- a 事例検討会
b 難病患者支援ネットワーク会議
c 在宅難病患者支援者研修会

参加機関：

- a 事例支援に関係している者
訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所、ケアマネージャー
介護者(家族等)、医療機関(病院スタッフ等)、難病相談・支援センター
市町村・社会福祉協議会、保健所(難病担当) 他
- b 支援ネットワークに関わる関係者
医療機関(医師、病院スタッフ等)、訪問看護ステーション
居宅介護支援事業所、ケアマネージャー、医療機器取扱業者
消防署、難病相談・支援センター、市町村・社会福祉協議会、保健所 他
- c テーマにそった対象者

実績：

a 事例検討会(3回) (平成18年度)

開催日	内容	参加機関数	参加人数
第1回 (H18.5.2)	リクライニング式車いす製作の課題と解決過程	13	32
第2回 (H18.10.25)	A L S (筋萎縮性側索硬化症)で気管切開を希望しない事例の支援について	5	9
第3回 (H18.11.16)	在宅筋ジストロフィー患者の支援 在宅リハビリについて	12	31

b 難病患者支援ネットワーク会議(1回) (平成18年度)

開催日	内容	参加機関数	参加人数
第1回 (H19.3.6)	・医療制度改革について ・在宅A L S患者の外出支援報告(意見交換) ・公衆衛生学会発表報告 ・研修報告	20	49

c 在宅難病患者支援者研修会(2回) (平成18年度)

開催日	内容	参加機関数	参加人数
第1回 (H18.6.2)	A L S (筋萎縮性側索硬化症)患者の ケアマネジメント	10	22
第2回 (H19.2.14)	特定疾患と上手に付き合うには	17	24

(カ) 自助グループ育成

目的：患者や家族の悩みや不安を解消し、疾病についての理解を深め療養意欲を高めると共に相互の交流を通して情報を交換し、適切な療養生活が送れるよう実施する。

(平成18年度)

名称	回数	参加者数		内容
あだんの会 (パーキンソン病)	5	患者・家族 関係者	53名 16名	情報交換・交流会 カラオケ、クリスマス会
でいごの会 (網膜色素変性症)	6	患者・家族 関係者	49名 19名	情報交換・交流会 カラオケ、クリスマス会 他保健所との交流、講演会
筋萎縮性側索硬化症(ALS) 患者・家族の集い	4	患者・家族 関係者	42名 23名	情報交換・交流会、介護者体験談 人工呼吸器装着患者の家族の集い
脊髄小脳変性症 患者・家族の集い	3	患者・家族 関係者	21名 4名	情報交換・交流会、クリスマス会 医師による講話会
モヤモヤ病 患者・家族の集い	6	患者・家族 関係者	80名 4名	(H18.6月 もやの会沖縄県支部結成 式) 情報交換・交流会
炎症性腸疾患 患者・家族の集い	12	自主活動		情報交換・交流会
膠原病友の会	4	自主活動		情報交換・交流会・講演会

平成18年6月17日、もやの会沖縄県支部結成となる。

脊髄小脳変性症患者・家族の集いは、平成17年度から開始している。

ウ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

目的：先天性血液凝固因子障害等患者のおかれている特別な立場にかんがみ、その患者の医療保険の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより、患者の医療費の負担軽減を図り、精神的・身体的負担を解消する事を目的とする。

(平成18年度)

疾患名	男	女	合計
第 因子欠乏症(血友病A)	7	2	9
第 因子(フィブリン安定化因子)欠乏症	0	2	2
合計	7	4	11

3 成人・高齢者支援

(1) 老人保健事業（健康推進班）

ア 根拠法令及び目的

昭和 57 年 8 月に施行された老人保健法を根拠とし、国民の老後における健康保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、もって国民保健の向上及び老人福祉の増進を図ることを目的とする。また、具体的な事業実施は、保健事業実施要領に基づき実施し、がん対策については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」により実施。

イ 老人保健事業の経過

昭和 57 年 8 月に施行された老人保健法に基づく老人保健事業は、平成 16 年度までは、5 年ごとに保健事業計画として 4 次にわたる計画として実施し、平成 17 年度からは、単年計画として国の計画に基づき事業実施。これまでの経過は、下記の表のとおりである。

老人保健事業の経過

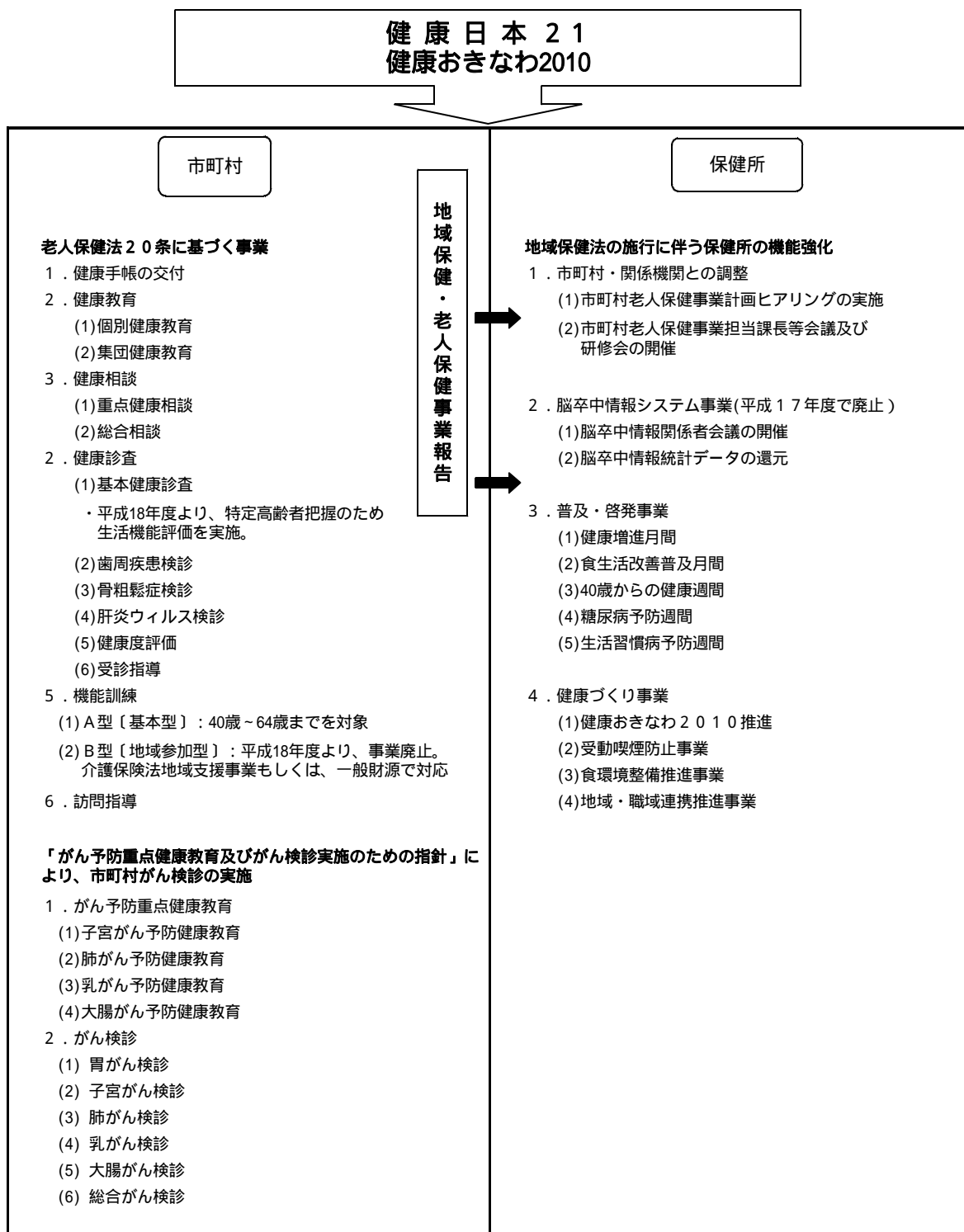
	第 1 次計画	第 2 次計画	第 3 次計画	第 4 次計画
期間	昭和 57 年度～昭和 61 年度	昭和 62 年度～平成 3 年度	平成 4 年度～平成 11 年度	平成 12 年度～平成 16 年度
特徴	老人保健事業のスタートにあたり、基盤整備や事業の拡大を図ることを目的とした。	3 大成人病（がん、心疾患、脳卒中）の死亡率の低減、検診受診率の向上など、保健事業の目標を具体的に設定した。また、基本健康診査の導入、がん検診の項目の追加等、事業を質的に充実させることに力をいれた。	総合健康診査を導入するなど、一次予防を充実させると共に、集団から個人へ重点を置くようになった。科学的評価に基づいた目標を明示したのも特徴である。	「ゴールドプラン 21」による「ヤング・オールド（若々しい高齢者）作戦」を推進の柱とし、保健事業の一層の充実が図られている。ここでは、生活習慣病の予防及び寝たきり状態になることの予防を通じ、「健康日本 21」の目標でもある健康寿命の延伸を図ることを重点的な目標としている。
内容等	<ul style="list-style-type: none"> 健康手帳の交付 健康教育 健康相談 健康診査 一般診査 精密検査（心電図・眼底検査・貧血検査・血糖検査） がん検診（胃・子宮） 機能訓練 訪問指導（寝たきり者・要注意者） 	重点健康教育の導入（肺がん予防・乳がん予防・寝たきり予防・歯） 平成 2 年度より骨粗鬆症予防・病態別を追加 <ul style="list-style-type: none"> 重点健康相談の導入（病態別・歯・老人） 基本健康診査の導入（一般診査（必須）と精密検査（選別）を同時に実施。 平成 2 年度より生活習慣改善指導事業を追加 <ul style="list-style-type: none"> がん検診の項目追加（子宮体部・肺・乳） 	<ul style="list-style-type: none"> 総合健康教育の導入 重点健康相談の項目追加（糖尿病） 基本健診の項目追加（HDL・コレステロール・中性脂肪・GTP・クレアチニン） がん検診の項目追加（大腸がん） 平成 7 年度中間見直し後、追加 <ul style="list-style-type: none"> 基本健診の項目追加（血糖検査・ヘモグロビン A1C） 総合健康診査の項目追加（骨粗鬆症・歯周疾患） 機能訓練 B 型（地域参加型）の創設 平成 10 年度 <ul style="list-style-type: none"> がん検診の一般財源化 	平成 13 年度 <ul style="list-style-type: none"> 介護家族健康教育・介護家族健康相談・機能訓練 B 型については、費用負担を「介護予防・地域支え合い事業」で対応 平成 14 年度 「C 型肝炎ウイルス検査 HCV 抗体検査、HCV 核酸増幅検査、HBs 抗原検査） 平成 15 年度追加 <ul style="list-style-type: none"> HCV 抗原検査（HCV 抗体検査において中力価及び低力価とされた人が対象） 平成 16 年度 <ul style="list-style-type: none"> 歯周疾患検診の対象年齢拡大（40 歳、50 歳、60 歳、70 歳）
単年計画	平成 17 年度計画	骨粗鬆症検診の対象年齢拡大（40 歳・45 歳・50 歳・55 歳・60 歳・65 歳・70 歳）		
	平成 18 年度計画	介護保険法の改正に伴い健康教育・健康相談・機能訓練・訪問指導の対象が 40 歳から 64 歳と変更になった。また、65 歳以上を対象に基本健康診査の中で特定高齢者把握のための生活機能評価を実施することになった。		

ウ 事業内容

老人保健法における保健事業は、市町村を実施主体とし、保健所は、地域保健法及び老人保健法に基づき、保健事業が円滑に実施できるよう、市町村・関係機関との連携調整及び広域的・専門的・技術支援を行う。主な内容は、下記の表のとおりである。

エ 事業の実施体系

事業実施体系は、下記の表のとおりである。



(2) 老人福祉(総務福祉班)

ア 老人福祉法の基本的理念

老人福祉法第2条において、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、いきがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。」と基本的理念が述べられている。

県においては、介護保険制度が創設されて以降、介護保険事業支援計画を含む高齢者保健福祉計画を策定し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける社会を目指して市町村の介護予防等の取り組みへの支援や介護サービスの向上に取り組んでいる。

イ 老人人口の推移

わが国の高齢化の特徴は、欧米諸国に比べると、その進み具合がきわめて早いことにある。65歳以上の高齢化人口が7%から14%に到達した年数を見ると、イギリスでは46年、スウェーデンでは82年、フランスにいたっては114年を要している。わが国では24年という短い期間で高齢化社会を迎えている。

この理由として、一女性が産む子供の平均出産率が1.5人を割る状態であること、世界最高を誇る平均寿命の伸長が挙げられる(表-1 高齢者人口の推移を参照)。

表-1 高齢者人口の推移

区分 年度	全国			沖縄県		
	総人口 (A)千人	65歳以上 (B)千人	高齢化率 (B/A)%	総人口 (A)人	65歳以上 (B)人	高齢化率 (B/A)%
昭和30年	90,077	4,786	5.3	801,065	38,908	4.9
昭和35年	94,302	5,398	5.7	883,122	48,171	5.5
昭和40年	99,209	6,236	6.3	934,176	54,739	5.9
昭和45年	104,665	7,393	7.1	945,111	62,303	6.6
昭和50年	111,940	8,865	7.9	1,042,572	72,539	7.0
昭和55年	117,060	10,647	9.1	1,106,559	85,819	7.8
昭和60年	121,049	12,468	10.3	1,179,097	101,947	8.6
平成2年	123,611	14,895	12.0	1,222,398	121,082	9.9
平成7年	125,570	18,277	14.6	1,273,440	148,567	11.7
平成12年	126,926	22,005	17.3	1,318,220	182,557	13.8
平成17年	127,768	25,672	20.1	1,361,594	218,897	16.1

資料 総務庁統計局「国勢調査」

ウ 沖縄県の高齢化率の状況

本県では、平成 18 年 10 月現在の推計総人口 1,395,569 人中、65 歳以上が 223,000 人で、人口比率が 16.0 % という高齢化率となっている。

管内町村においては、人口 479,968 人中、65 歳以上が 73,002 人で老人人口比率が 15.2 % の高齢化率となっており、前年度に比べ 0.4 % の増であり、増加傾向が続いている。(表-2 沖縄県の高齢化率の状況を参照)。また、沖縄県及び管内町村別の一人暮らし老人数も増加傾向にある(表-3 沖縄県の一人暮らし老人の状況を参照)。

表 - 2 沖縄県の高齢化率の状況

町村名	人口18年10月1日現在			人口17年10月1日現在			人口16年10月1日現在		
	総人口 (A)人	65歳以上 (B)人	人口比率 (B/A)%	総人口 (A)人	65歳以上 (B)人	人口比率 (B/A)%	総人口 (A)人	65歳以上 (B)人	人口比率 (B/A)%
沖縄市	133,169	19,051	14.3	132,234	18,344	13.9	130,848	17,803	13.6
宜野湾市	90,775	12,072	13.3	90,173	11,531	12.8	89,669	11,058	12.3
うるま市	117,018	18,847	16.1	116,689	18,302	15.7	115,704	17,685	15.3
恩納村	10,303	1,985	19.3	10,270	1,959	19.1	10,118	1,958	19.4
宜野座村	5,398	1,010	18.7	5,316	985	18.5	5,299	964	18.2
金武町	10,953	2,341	21.4	11,003	2,285	20.8	10,719	2,203	20.6
読谷村	38,909	6,004	15.4	38,857	5,790	14.9	38,461	5,593	14.5
嘉手納町	13,737	2,677	19.5	13,886	2,624	18.9	13,929	2,594	18.6
北谷町	27,025	3,718	13.8	26,855	3,553	13.2	27,001	3,416	12.7
北中城村	16,384	2,697	16.5	16,395	2,618	16.0	16,313	2,479	15.2
中城村	16,297	2,600	16.0	15,914	2,548	16.0	15,531	2,446	15.7
管内計	479,968	73,002	15.2	477,592	70,539	14.8	473,592	68,199	14.4
沖縄県	1,395,569	223,000	16.0	1,389,421	216,434	15.6	1,380,037	210,104	15.2

表 - 3 沖縄県の一人暮らし老人の状況

町村名	人口18年10月1日現在			人口17年10月1日現在			人口16年10月1日現在		
	65歳以上 (A)人	独居老人 (B)人	人口比率 (B/A)%	65歳以上 (A)人	独居老人 (B)人	人口比率 (B/A)%	65歳以上 (A)人	独居老人 (B)人	人口比率 (B/A)%
沖縄市	19,051	4,116	21.6	18,344	3,817	20.8	17,803	3,614	20.3
宜野湾市	12,072	2,754	22.8	11,531	2,591	22.5	11,058	2,217	20.0
うるま市	18,847	3,675	19.5	18,302	3,265	17.8	17,685	3,157	17.9
恩納村	1,985	417	21.0	1,959	399	20.4	1,958	368	18.8
宜野座村	1,010	172	17.0	985	258	26.2	964	163	16.9
金武町	2,341	662	28.3	2,285	527	23.1	2,203	470	21.3
読谷村	6,004	769	12.8	5,790	702	12.1	5,593	660	11.8
嘉手納町	2,677	570	21.3	2,624	491	18.7	2,594	466	18.0
北谷町	3,718	602	16.2	3,553	506	14.2	3,416	453	13.3
北中城村	2,697	541	20.1	2,618	509	19.4	2,479	484	19.5
中城村	2,600	334	12.8	2,548	316	12.4	2,446	292	11.9
管内計	73,002	14,612	20.0	70,539	13,381	19.0	68,199	12,344	18.1
沖縄県	223,000	46,104	20.7	216,434	42,764	19.8	210,104	40,242	19.2

エ 在宅老人福祉対策

高齢者の多くは、身体が不自由になっても住み慣れた住宅及び地域社会で住み続けることを希望しており、今後の老人福祉行政はこのような老人の在宅生活の維持向上を支援するという観点から進めていくことが必要になっている。市町村においては、老人保健事業、介護予防・生活支援事業等、要介護老人に対する介護保険給付以外の事業が実施されている。当所においては、高齢者の生きがいの高揚促進、在宅福祉サービスの充実を図る施策として、高齢者祝い金等支給事業を実施している。

(ア) 高齢者祝い金等支給事業

カジマヤー祝いの高齢者に対し、その長寿を祝し、敬老思想の高揚を図るとともにその功績に感謝と敬意を表すため敬老見舞金を支給している。

受 給 資 格：沖縄県に住居を有し、市町村に住居登録がなされている者
 カジマヤー祝い：一人あたり 10,000 円

表 - 4 高齢者祝金受給者年度別状況表

区分		カジマヤー祝金			
		平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
市町村名					
	宜野座村	5	8	11	8
	恩納村	8	20	8	7
	金武町	13	8	14	11
	読谷村	21	26	28	12
	嘉手納町	9	10	10	11
	北谷町	5	9	14	13
	北中城村	9	15	13	13
	中城村	5	8	8	8
	郡部計	75	104	106	83
うるま市	石川市	14	10	76	67
	具志川市	47	41		
	勝連町	12	6		
	与那城町	12	16		
	沖縄市	55	54	55	52
	宜野湾市	32	33	24	29
	市部計	172	160	155	148
	管内計	247	264	261	231

オ 施設福祉対策

養護老人ホームは、65歳以上の者で環境上及び経済的理由により居宅で日常生活を営むのに困難な者を入所させる施設である。

県内には6つの養護老人ホーム（首里厚生園、名護厚生園、具志川厚生園、宮古厚生園、八重山厚生園、沖縄偕生園）があり、入所手続きは市町村が窓口となっている。

(3) 介護保険制度に伴う諸事業の推進（総務福祉班）

ア 法的根拠及び目的

この事業は、市町村が実施主体である。福祉保健所は地域保健法第6条、介護保険法をうけて、管内市町村の介護保険制度の円滑な実施を目的に高齢者保健福祉計画策定及び運営管理、認定調査員研修の実施、認定審査会等の事業の市町村支援及び介護保険事業者の指定等の業務を行っている。

イ 平成18年度市町村支援事業の実績

事業名	実績
高齢者保健福祉計画策定支援	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、 宜野座村、北谷町、中城村、
要介護認定調査員研修	管内市町村の現任教育（1回）41名の認定調査員が参加
要介護認定審査員	宜野湾市、沖縄市、うるま市 沖縄県介護保険広域連合

ウ 介護保険事業者の指定等について

(ア) 介護保険事業者は介護サービスを提供するため、沖縄県知事の指定を受ける必要がある。指定は事業所単位でサービスの種類ごとに行っている。

介護保険事業者の提供するサービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問介護、通所介護、通所リハビリステーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援事業所の指定手続きは福祉保健所で行っている。

指定要件は 申請者が法人であること。 従業者の知識、技能、人員が厚生労働省令で定める基準を満たしていること。 厚生労働省令に定める設備及び運営に関する基準に従って適正な事業運営を行えることである。この3要件を満たされれば介護保険事業の指定を受けることができる。

指定手続きは以下のとおりである。

事前協議 施設の建設・改修 指定申請（指定日（事業開始日）の前々月までに行う） 現地確認（指定日（事業開始日）の前月の10日前までに実施） 指定（事業開始）事業開始は各月の1日とし、指定月日はそれ以前とする。

サービスの質を確保するため指定有効期限は6年間となっている。指定要件に合致しない場合は指定の更新が認められない場合もある。

(イ) 介護保険事業者は事業所の名称、所在地、定款、サービス責任者、運営規定等の変更があった場合には、各サービス事業所ごとに、変更の事由が発生した日から10日以内に変更届を提出する必要がある。

エ 介護保険事業所に対する実地指導等について

「沖縄県介護保険施設等指導・監査実施要項」に基づき、介護保険事業所に対して実地指導を行っている。実地指導に当たっては、厚労省が示す「介護給付適正化の推進」及び「技術的助言」を踏まえ、実地指導の重点事項（人員に関する基準及び勤務態勢の確保、サービス内容及び手続きの説明と同意、サービス計画の作成など）に留意し、介護保険事業所の適正な運営の確保を図ることを目的にしている。

平成 17 年度は 19 カ所の法人（30 カ所の介護保険事業所）、平成 18 年度は 22 カ所の法人（40 事業所）に対して実地指導を行った。

また、毎年、介護保険事業者を招集して、介護給付等対象サービスの取り扱い、介護請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例、実地指導の重点事項などを講習形式で説明する集団指導を行っている。

4 生活保護(生活保護班)

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。生活保護には生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8つの扶助がある。

基本法：生活保護法(昭和25年5月制定)

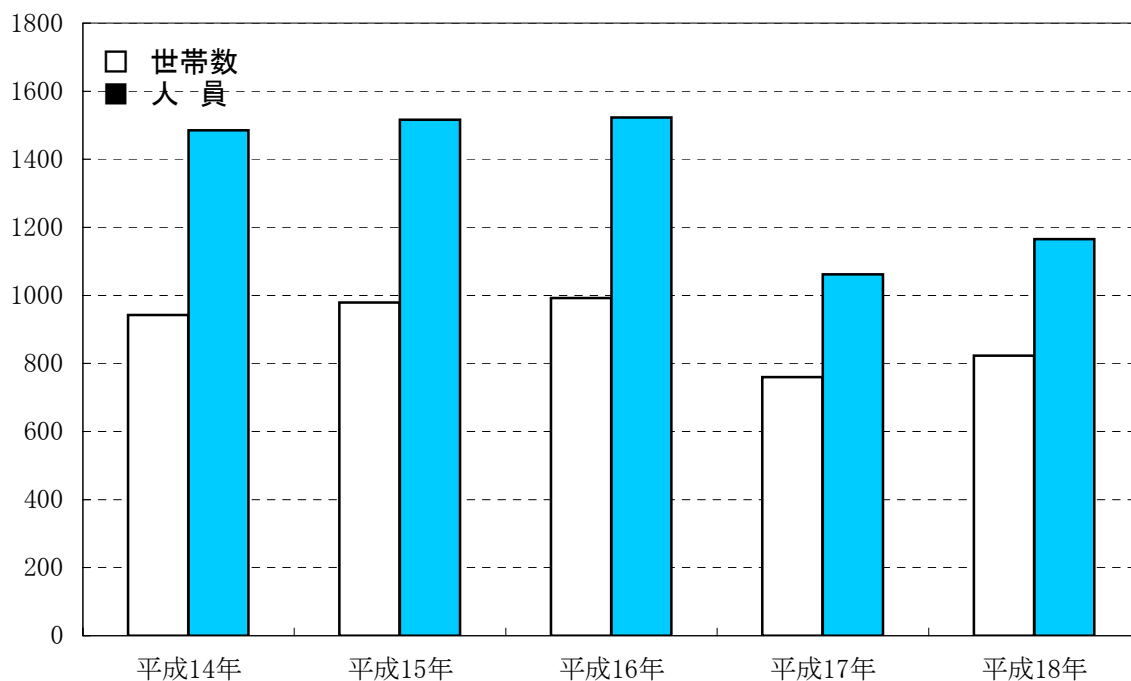
生存権保障を実現するための制度として制定、生活保護を国民の権利として認めている。

管内における生活保護の動向は、昭和47年の本土復帰以降、被保護世帯、被保護人員、保護率とも増加傾向にあったが、昭和57年度をピークに平成5年度までは減少傾向、平成6年度から平成8年度までは、増加傾向、平成9年度から平成10年度までは減少傾向、平成11年度から増加傾向を示している。

(1) 年度別保護の状況

区分 年度	管内人口	被世帯 保護数	被保護人員	保護率 %	扶 助 別 世 帯 人 員											
					生 活		住 宅		教 育		医 療		そ の 他		介 護	
					世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平成14年	161,131	942	1,485	9.22	777	1,294	489	805	97	171	831	1,154	1	1	150	154
平成15年	162,535	979	1,516	9.35	812	1,319	514	838	93	157	891	1,308	0	0	158	164
平成16年	163,655	992	1,523	9.30	814	1,290	530	853	86	164	917	1,299	2	2	163	170
平成17年	137,384	760	1,062	7.73	639	922	450	653	58	97	737	955	20	22	126	134
平成18年	138,316	823	1,165	8.42	694	1,013	500	738	67	117	775	1,022	26	29	146	131

(2) 年度別保護実施状況



(3) 労働力類型別世帯の推移

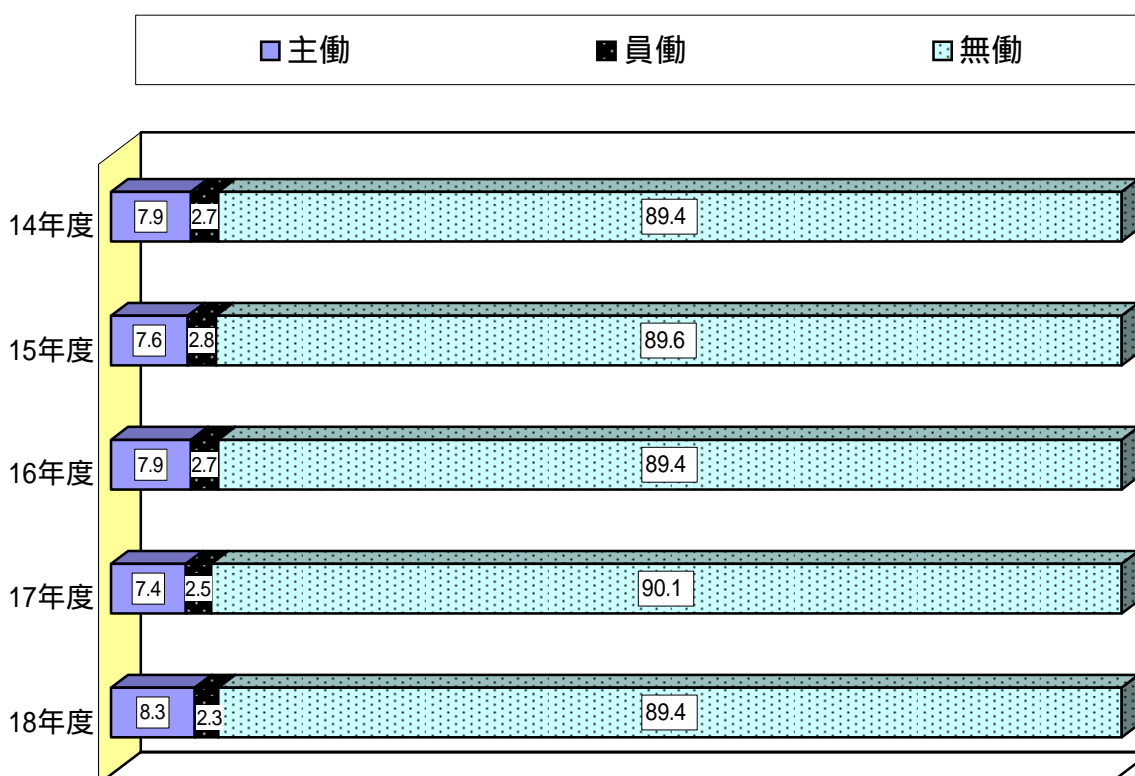
労働力類型別の世帯の推移を見ると、世帯主が働いている世帯の構成比が平成18年度は8.3%と前年度より増加している。世帯員の働いている世帯は2.3%、無働世帯は89.4%と共に減少している。

労働力類型別世帯

区分 年度	総計	世帯主が働いている世帯					員働	無働	割合		
		総計	常働	日雇	内職	その他			主働	員働	無働
14	942	74	36	8	2	28	25	843	7.9	2.7	89.4
15	979	74	35	9	2	28	27	878	7.6	2.8	89.6
16	992	78	39	12	1	26	27	887	7.9	2.7	89.4
17	760	56	24	14	1	17	19	685	7.4	2.5	90.1
18	823	68	29	20	1	18	19	736	8.3	2.3	89.4

(停止世帯は除く)

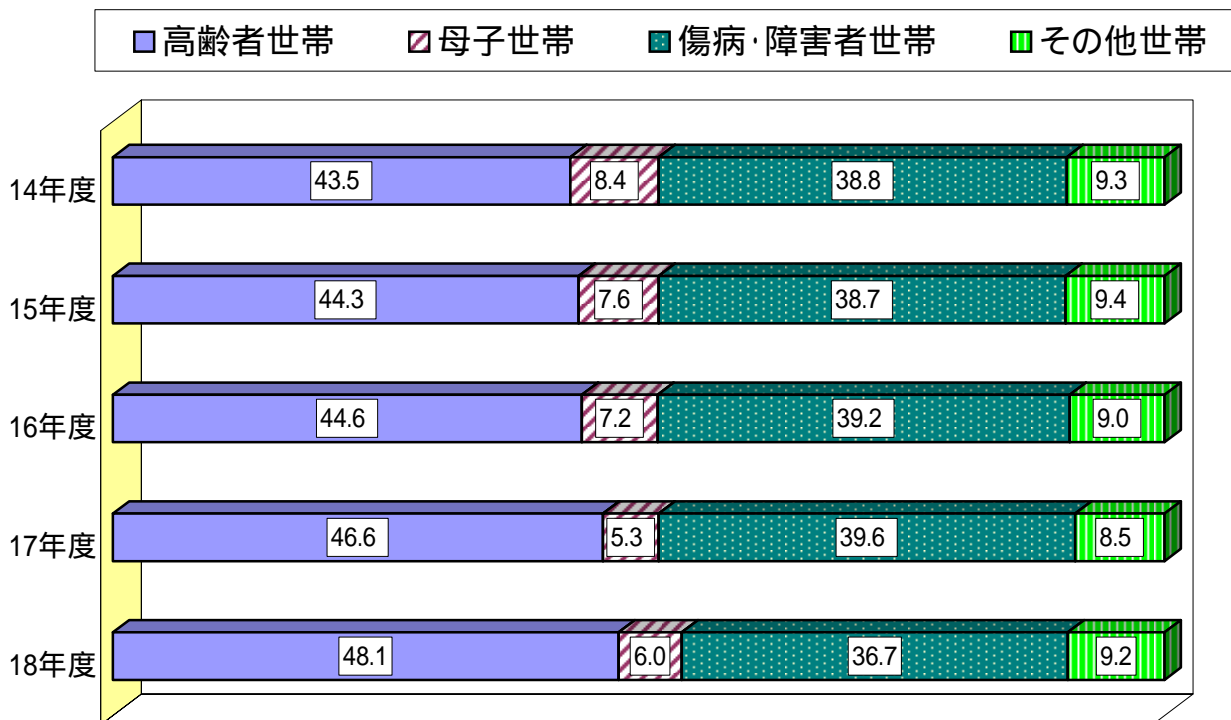
労働力類型別世帯数の構成比



(4) 世帯類型別世帯の推移

平成18年度における世帯類型別の構成比は、前年度に比べて傷病・障害者世帯は2.9ポイント減少しているが、高齢者世帯で1.5ポイント、母子世帯で0.7ポイント及びその他世帯で0.7ポイントの増となっている。

世帯類型別世帯数の年次推移(構成比)



世帯類型別世帯数の年次推移

年 度	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害世帯	その他世帯	計
14	410	79	365	88	942
15	434	75	378	92	979
16	442	72	388	90	992
17	354	40	301	65	760
18	396	49	302	76	823

(5)原因別保護開始・廃止の状況

平成18年度における保護開始を原因別で見ると、「疾病による収入の減少・支出の増」が最も多く64.8%を占めている。廃止原因については「その他」が44.8%、「死亡・失踪」が37.5%、「働きによる収入増」が10.4%、「働きによらない収入増、年金・仕送り等」が4.2%、「疾病の治癒」が3.1%の順となっている。

原因別保護開始・廃止の状況

(単位:件)

区分 年度		開始原因						廃止原因					
		総 数	働 き に よ る 収 入 減 少 疾 病 に 起 因 し な い	疾 病 に よ る 収 入 の 減 少 支 出 の 増	死 亡 ・ 別 離 ・ 行 方 不 明	仕 送 り ・ 減 少 ・ 年 金 喪 失	そ の 他	総 数	疾 病 の 治 癒	働 き に よ る 収 入 増	死 亡 ・ 失 踪	年 金 ・ 仕 送 り 等	働 き に よ ら な い 収 入 増
14	実数	148	20	111	5	7	5	89	3	24	22	12	28
	構成比	100	13.5	75.0	3.3	4.7	3.3	100	3.3	26.9	24.7	13.4	31.4
15	実数	133	22	74	6	4	27	106	7	14	28	13	44
	構成比	100	16.6	55.6	4.5	3.0	20.3	100	6.6	13.2	26.4	12.3	41.5
16	実数	142	24	91	10	10	7	145	8	33	36	18	50
	構成比	100	16.9	64.0	7.0	7.0	4.9	100	5.5	22.8	24.8	12.4	34.5
17	実数	144	42	79	3	3	17	85	7	8	32	8	30
	構成比	100	29.2	54.8	2.1	2.1	11.8	100	8.2	9.4	37.7	9.4	35.3
18	実数	162	26	105	7	1	23	96	3	10	36	4	43
	構成比	100	16.1	64.8	4.3	0.6	14.2	100	3.1	10.4	37.5	4.2	44.8

(6)保護開始・廃止の状況

平成18年度の保護の新規申請件数は245件で、前年度より17件増加している。そのうち、保護開始決定したのは168件で対前年度24世帯増となっている。

年度別保護申請の処理状況

区分 年度	申請	却下	取下	開始		廃止		開始率 (%)
				世帯	人員	世帯	人員	
14	268	50	70	148	245	89	165	55.2
15	226	25	73	133	204	106	156	58.8
16	262	15	105	142	222	145	179	54.2
17	228	8	78	144	214	85	115	63.2
18	245	26	51	168	263	96	133	68.6

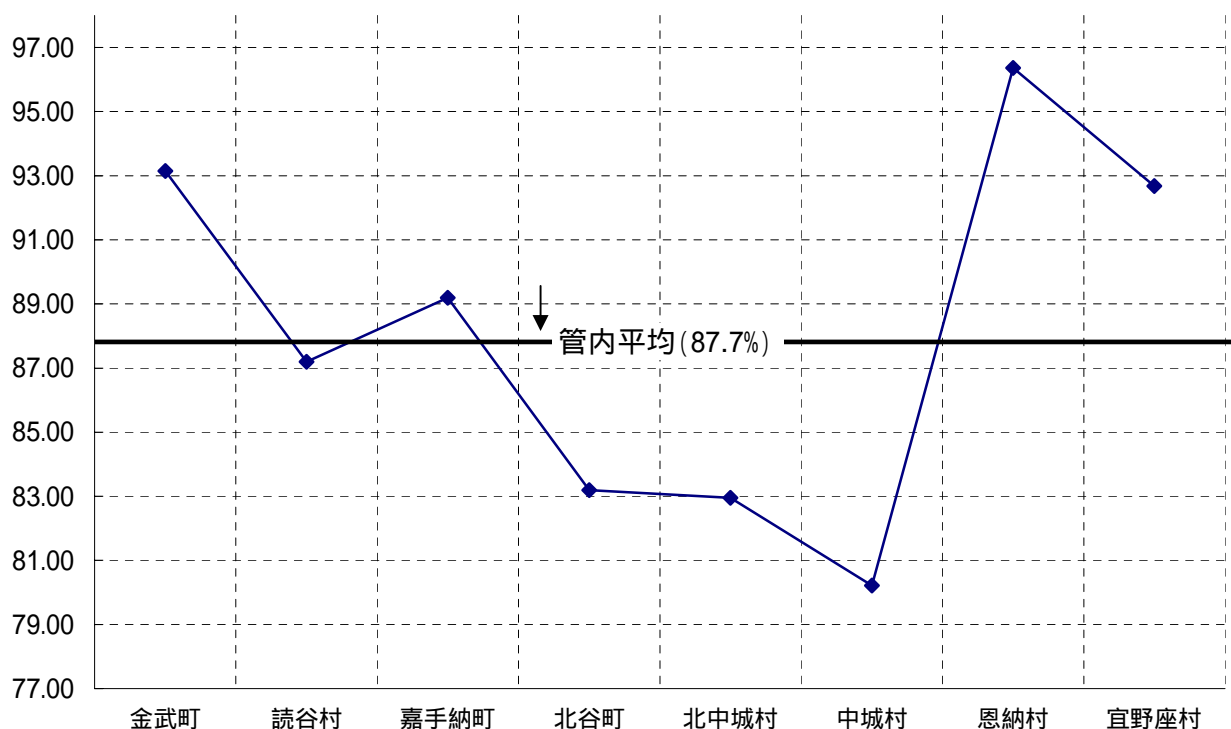
(7) 医療扶助の状況

平成17年度の医療扶助人員は、与那城町、勝連町がうるま市への移管に伴い前年度より364人減少している。平成18年度は平成17年度に比べ67人増加している。

医療扶助の推移(月平均)

区分 年度	被保護 人員	医療 扶助 人員	医療扶助率(%)	入院				入院外			
				総数	結核	精神	他	総数	結核	精神	他
14	1,485	1,154	77.71	215	0	108	107	939	0	32	907
15	1,516	1,308	86.39	186	0	107	79	1,122	0	54	1,068
16	1,523	1,319	86.60	229	0	92	137	1,090	0	31	1,059
17	1,062	955	89.90	200	0	74	126	755	0	19	736
18	1,165	1,022	87.73	161	0	57	104	861	0	22	839

町村別医療扶助の状況(平成18年度)



町村別医療扶助の状況(月平均)

(平成18年度)

区分 町村名	被保護人員	医療扶助人員	医療扶助率
金武町	219	204	93.15
読谷村	211	184	87.20
嘉手納町	222	198	89.19
北谷町	238	199	83.19
北中城村	88	73	82.95
中城村	91	73	80.22
恩納村	55	53	96.36
宜野座村	41	38	92.68
計	1,165	1,022	87.73

(8) 救護施設収容者の状況

救護施設は身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設である。

平成19年3月31日現在

施設名		よみたん救護園			いしみね救護園			備考
		男	女	計	男	女	計	
		11	10	21	0	4	4	
障害者	身体障害	2	0	2	0	1	1	
	精神障害	7	10	17	0	3	3	
	心身の重複障害	2	0	2	0	0	0	
出身地別	恩納村	1	0	1	0	0	0	
	宜野座村	1	0	1	0	0	0	
	金武町	0	4	4	0	1	1	
	読谷村	4	1	5	0	2	2	
	嘉手納町	4	1	5	0	0	0	
	北谷町	0	3	3	0	0	0	
	北中城村	1	0	1	0	1	1	
	中城村	0	1	1	0	0	0	
在園期間別	1年未満	0	0	0	0	0	0	
	1年以上～3年未満	1	1	2	0	0	0	
	3年以上～5年未満	0	0	0	0	1	1	
	5年以上～10年未満	1	1	2	0	1	1	
	10年以上	17	0	17	0	2	2	
疾病	精神科	9	10	19	0	2	2	
	一般	1	4	5	0	0	0	

(9) 町村別保護費支給状況

(平成18年度 単位 円)

	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	計
4月	2,491,260	1,422,680	12,878,179	10,553,459	11,404,148	10,347,440	4,617,857	3,939,884	57,654,907
5月	2,533,344	1,597,582	12,905,673	10,916,810	11,791,860	10,311,901	5,407,833	3,964,244	59,429,247
6月	2,493,325	2,027,214	13,407,100	11,042,537	12,022,446	10,541,579	5,514,855	4,514,643	61,563,699
7月	2,433,284	1,702,681	13,077,672	10,716,790	12,358,622	10,670,136	5,234,482	4,216,637	60,410,304
8月	2,703,990	1,761,337	13,301,958	11,117,946	11,723,082	11,220,833	5,006,492	4,098,577	60,934,215
9月	2,489,531	2,068,747	13,407,954	10,807,319	11,695,517	10,790,309	5,065,808	4,098,012	60,423,197
10月	2,572,269	1,643,941	12,807,594	11,782,137	12,082,829	11,375,546	4,939,332	4,374,981	61,578,629
11月	2,539,690	1,789,179	13,681,118	12,672,595	12,290,160	12,325,196	5,290,694	4,751,676	65,340,308
12月	2,979,364	2,222,106	16,003,988	14,702,029	16,016,863	15,085,285	6,738,071	6,084,973	79,832,679
1月	2,720,214	1,831,715	13,932,868	12,420,072	13,124,855	12,380,885	5,514,930	4,871,520	66,797,059
2月	2,713,137	1,701,100	14,369,941	12,351,254	13,165,825	12,352,610	5,399,337	4,602,233	66,655,437
3月	3,075,168	1,913,760	14,243,119	12,221,785	11,777,194	12,797,141	5,345,788	4,524,937	65,898,892
計	31,744,576	21,682,042	164,017,164	141,304,733	149,453,401	140,198,861	64,075,479	54,042,317	766,518,573

5 その他生活者支援（地域保健班）

（1）原爆被爆者対策事業

ア 目的（原爆被爆者援護法）

被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るため、都道府県並びに広島市及び長崎市と連携を図りながら被爆者に対する援護を総合的に実施する。

イ 事業内容及び法的根拠：原爆被爆者援護法

2条（ア）手帳交付

（イ）居住地及び手帳の記載事項変更申請

（ウ）健康相談業務

7条（エ）健康診断 前期：厚生労働省派遣医師団による健康診断

後期：委託医療機関での健康診断（県立中部病院）

19条（オ）指定医療機関申請進達事務

37条（カ）家庭訪問

ウ 中部保健所管内における事業実績（延べ件数）

事業内容	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
健康診断	94	92	91	79	85
住所変更	1	2	1	1	
指定医療機関申請					
健康相談及び訪問	12	8	23	48	37

被爆者健康診断受診状況

平成18年度

被爆者健診 対象者数	死亡	転出／転入	実 質 対象者数	受診者数	未受診者数	受診率
70	3	1 / 1	67	46	21	68.7%

*被爆者健康診断対象者：第二種健康診断受診者（1名）を含む

健診名	前期健診	後期健診	希望健診	計 (延人数)	二世健診 (人数)
受診者数	41	32	12	85	3

健診 受診回数	1回	2回	3回	計 (人数)
受診者数	15	23	8	46

被爆者健康診断：未受診者状況

平成18年度

健康診断 (市町村主体)	かかりつけ医 での定期受診	施設・入院	日程の都合	希望なし	不明	計
2	3	2	3	9	2	21

V 企画・情報等

1 協議会の開催状況

(1) 中部保健所運営協議会

※平成18年度の開催なし

(2) 中部地区保健医療協議会

ア 概要

(ア) 設置根拠 沖縄県保健医療協議会等運営要綱

(イ) 趣 旨 中部医療圏の県民の健康を保持増進させるため、保健医療需要等の地域特性に対応した保健医療体制の確立とその推進を図る。

イ 構成員名簿（定数15名以内、現員14名）

H19.1.30（火）

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
金城 進	中部地区医師会 会長	知念 恒男	中部市町村会 会長
宮城 良充	県立中部病院 副院長	伊佐 真栄	沖縄市社会福祉協議会 事務局長
比嘉 正則	中部地区歯科医師会 会長	具志堅 健秀	沖縄県食品衛生協会 中部支部長
村上 優	国立療養所琉球病院 院長	寄川 順美	中部地区婦人連合会 会長
石川 清司	国立療養所沖縄病院 院長	積 静江	沖縄県母子保健推進員連絡 協議会 会長
新城 光枝	中部地区薬剤師会 会長	石垣 博道	沖縄警察署 署長
桑江 喜代子	沖縄県看護協会 副会長	安里 長栄	中部消防長会

ウ 審議事項（H19.1.30開催）

(ア) 議事

- a 中部地区保健医療計画進捗状況
 - ・地域医療連携
 - ・健康おきなわ2010
 - ・健やか親子2010
- b 医薬分業（かかりつけ薬局）について
- c 平成18年度中部地区救急医療協議会の報告
- d 沖縄県医療計画の見直しについて

(イ) 会議結果

委員からの主な意見

○病気の予防・早期発見のためにも、住民検診の受診率向上対策も必要だと考える。

又、各地域の公民館での検診結果説明会で、医師・看護師・保健師・栄養士等が参加し栄養・運動・禁煙指導を行うと共に、検診結果を解説と精査、治

療の必要性を説明する場の設定は有意義だと考えるので、普及させて欲しいと思う。

○産後うつ等のお母さんが、「もしかすると虐待に結びつく？」という時に、家庭支援員が支援するシステムがある。地域では、母子保健推進員が訪問もしているので、是非、家庭支援員を母子保健推進員へお願いをして欲しい。

○神経難病について、ショートステイ、レスパイトは、家族の負担を軽減し、長期予後改善の意味では有効である。

国立療養所機構沖縄病院では、常時60台の人工呼吸器が稼働しており、これ以上人工呼吸器装着の難病患者さんを受け入れることができない状況にある。

(3) 中部地区救急医療協議会 (平成15年度 設置)

ア 委員名簿

H18. 11. 29 (水)

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
石垣 博道	沖縄警察署 所長	池原 康一	中部徳州会病院 外科医長
知念 恒男	中部市町村会 会長 うるま市 市長	久場 良也	ハートライフ病院 副院長
川平 稔	中部地区医師会 副会長 コザクリニック 院長	川妻 由和	中頭病院 救急センター部長
米須 敦子	中部地区歯科医師会 理事 米須歯科医院 院長	玉榮 剛	宜野湾記念病院 医師
宮城 良充	中部地区MC協議会 会長 県立中部病院 副院長	新垣 元	沖縄県精神病院協会 理事 新垣病院 院長
知花 昌徳	中部地区MC協議会事務局長 ニライ消防本部 警防課長	崎山 八郎	中部福祉保健所長
金城 俊昭	中部地区MC協議会 ニライ消防本部 救急救命士		

イ 審議事項 (H18. 11. 29開催)

(ア) 議事

- a 平成17年度中部地区小児救急医療の状況について
- b 医療機関からの要請による救急患者の搬送について
- c 中部地区MC協議会より報告

(イ) 会議結果

委員からの主な意見

- a 平成17年度中部地区小児救急医療の状況について

○親御さんがいない昼間からこういった対応が出来るかについて課題。親御さんがいなくても受診出来るようなシステムを作れないだろうか。

準夜帯についてはお薬だけもらって帰っているという状況だと思うが、その外来が少し楽になれば、救急病院の先生方も、もう少し楽をして本来の仕事が出来るんじゃないかという印象を持っている。

電話相談事業についても県が実際に立ち上げ、まずやっていけばいいんじゃないかと思う。

○小児患者の救急車搬送について、ほとんどが軽傷で、どちらかというと自家

用車でも充分対応出来る内容なのかなと思う。

- 中部病院では紹介状加算を取るようになって、小児科も含めて外来の患者数が三分の二くらいまでに激減したが、救急室の患者数については全然変わっていない。仕事量としては小児科全体として増えている状況。
- ハートライフ病院でも紹介状加算を取るようになってから、外来がガタッと減った。その代わり救急で準夜帯からバタバタと入院が増えている状況。
(ハートライフ病院 久場)

b 医療機関からの要請による救急患者の搬送について

- 病院搬送については、救急業務を実際に担当されている方と診療所と話をし整理していく事が必要と思う。そして出来るだけ救急業務が本来の救急業務としてやっていけるような形で考えている。
- 市町村の消防も人員の増員が出来ない状況にあって、救急の適正利用というものをこれまで以上にやっけていこうとしている。
病院搬送については、行政サービスの一環として法律を拡大解釈して、一定の要件の下、必要だなというのは認めている。
病院搬送について問題になるのは、感情的なぶつかり合いがあると思う。公的機関がやるのが当然だと頭ごなし的な要請ではなく、その辺をしっかりとしていけば、そんなに表だつた問題にはならないと思う。

c その他

(a) ターミナルケアの患者への対応について

- ターミナルケアについては、患者の対応について、病院と患者だけじゃなくて、救急隊も含めた話し合いが大切だと思う。救急隊も入れて話をする体制づくりが出来ていれば対応の仕方も違うと思う。
- 警察は病院外で亡くなった者がいたら、犯罪に起因するものなのかどうか非常に時間のかかる作業が必要。ターミナルケアの患者の場合、死亡診断書にこの人はこういう事ですよと情報提供して頂きたい。

(b) 小児救急電話相談事業について

- 電話相談事業についてはたくさん問題があって、これが本当に地域になじむのか凄く不安である。結局何かあれば病院にという事になれば同じじゃないかと思う。簡単に動かしてしまうと、全く無責任な電話相談で終わってしまうんじゃないか凄く不安である。

(c) 小児救急フォーラムについて

- 私も以前に1回参加して、非常に勉強になり、いい企画だなと思った。こういったものを続けていく必要があると思う。
- 次年度からは場所を変えてやってみようと思う。啓蒙しようと思えばそれだけの人間が来てくれるし、これからもずっと続けていこうと思う。それに類するものを地域でやってもいいのかなと思う。

2 町村社会福祉協議会指導監査

(1) 社会福祉協議会指導監査

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法第56条第1項の規程に基づき、関係法令、通知による法人運営、事業経営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について積極的に助言、指導を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るものである。

監査の実施に当たっては、「社会福祉法人指導監査要綱」（厚生労働省）、「社会福祉法人等指導監査要綱」（県）、「県・市町村社会福祉協議会指導監査事務取扱要領」（県）に基づき、「指導監査実施計画」を毎年度策定し、適切かつ効果的な実施に努めている。

平成18年度町村社会福祉協議会指導監査実施状況（中部福祉保健所）

監査実施年月日	社会福祉協議会名	監査担当者
平成18年6月26日	嘉手納町社会福祉協議会	福祉総括 地域福祉班主幹 地域福祉班主査
平成18年6月29日	中城村社会福祉協議会	
平成18年7月26日	金武町社会福祉協議会	
平成18年7月28日	恩納村社会福祉協議会	
平成18年8月28日	読谷村社会福祉協議会	
平成18年8月30日	北中城村社会福祉協議会	
平成18年9月20日	宜野座村社会福祉協議会	
平成18年9月29日	北谷町社会福祉協議会	

【市町村社会福祉協議会】

市町村社会福祉協議会（社会福祉法人）は、社会福祉法に基づき、各市町村における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の推進を図ることを目的として設立されており、主に次のような事業を行っている。（関係法令：社会福祉法第22条、第107条）

- ・ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ・ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ・ 上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ・ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ・ 共同募金事業への協力。
- ・ 居宅介護等事業
- ・ 老人デイサービス事業
- ・ 老人介護支援センター
- ・ 身体障害者福祉センター
- ・ 福祉サービス利用援助事業
- ・ 生活福祉資金貸付事業
- ・ 心配ごと相談事業
- ・ その他この法人の目的達成のため必要な事業。

「管内社会福祉協議会の事業実施状況」は、統計・資料編を参照。

3 健康危機管理対策

(1) 目的 健康危機の発生を未然に防止するため、また健康被害の発生に際し、中部福祉保健所における、迅速、かつ、適切な体制を確保するとともに、関係機関と連携し、被害の拡大防止を図る

(2) 根拠 沖縄県健康危機管理対策要綱、沖縄県健康危機管理対策実施要領、中部福祉保健所健康危機管理対策実施要綱

(3) 事業内容（平成 18 年度実施回数）

ア 所内健康危機管理対策委員会（4 回）

イ 管内健康危機管理連絡会議（1 回 H18.3.23 実施）

(ア) 目的

地域での健康危機の発生に備え、平時から健康危機管理に関する取り組みについて、管内関係機関と横断的な情報交換とともに、迅速かつ適切な即応体制の確保を図る

(イ) 議題

- ・ 新型インフルエンザ（H5N1）対策図上演習について
- ・ 管内におけるノロウイルス感染症の現状と対策について
- ・ 管内における食中毒発生状況と対策について
- ・ 平成 18 年 6 月に発生した中城村土砂災害について（紙上報告）

(ウ) 参加団体数 17

医療機関 1、消防機関 5、市町村 5、警察 4、教育機関 1、社会福祉協議会 1

ウ 高病原性鳥インフルエンザ対策保健所活動マニュアル素案策定会議（4 回）
北部・中部・南部・中央保健所の持ち回りで開催

エ 新型インフルエンザに関する研修会（1 回 H19.2.23 実施）

(ア) 講師 安井良則（国立感染症研究所感染症情報センター主任研究官）

(イ) 議題 鳥及び新型インフルエンザの現状と対策について

(ウ) 参加者 79 名

病院関係職員 27 名、消防関係職員 15 名、行政関係職員 37 名

4 関係機関・団体との連絡調整等の状況

(1) 民生委員・児童委員活動状況

ア 民生委員・児童委員数（市町村別委嘱状況等）

民生委員・児童委員等は、民生委員法・児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域の福祉増進のため社会福祉に関する調査・相談・調整等の自主的活動や福祉事務所等の関係行政機関への協力活動を行う民間篤志の奉仕者で、任期は3年となっている。

民生委員・児童委員は制度創設以来一貫して地域の人々に対して援助活動を展開しており、主として低所得者を対象として、生活上あらゆる心配ごとの相談に応ずるために設けられている「心配ごと相談所」の相談員を中心として活躍しており、また生活福祉資金貸付制度の実施面にも大きな役割を果たしており、その活動はきわめて広範囲に及んでいる。

また、近年の出生率の低下に伴って「健やかに子どもを育てる環境づくり」が社会全体の課題となっており、平成6年から児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員を設置している。

平成19年3月31日現在

	定数	主任児童委員数 (再掲)	委嘱数	主任児童委員数 (再掲)	充足率	主任児童委員 充足率	委嘱内訳				新任 (再掲) 民生委員
							男性		女性		
							人数	%	人数	%	
うるま市	171	10	170	10	99%	100%	36	21%	134	79%	3
沖縄市	153	10	150	10	98%	100%	46	31%	104	69%	10
宜野湾市	130	10	128	9	98%	90%	40	31%	88	69%	6
市部計	454	30	448	29	99%	97%	122	27%	326	73%	19
恩納村	20	2	18	2	90%	100%	5	28%	13	72%	0
宜野座村	12	2	11	2	92%	100%	5	45%	6	55%	0
金武町	22	2	22	2	100%	100%	6	27%	16	73%	0
読谷村	62	3	62	3	100%	100%	18	29%	44	71%	2
嘉手納町	26	2	25	2	96%	100%	9	36%	16	64%	0
北谷町	48	3	38	2	79%	67%	8	21%	30	79%	0
北中城村	29	2	28	2	97%	100%	3	11%	25	89%	0
中城村	28	2	27	2	96%	100%	8	30%	19	70%	0
郡部計	247	18	231	17	94%	94%	62	27%	169	73%	2
計	701	48	679	46	97%	96%	184	27%	495	73%	21

イ 民生委員・児童委員活動状況

平成18年度

		恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村
内容別相談・支援件数	在宅福祉	117	6	46	202	44	228	332	22
	介護保険	50	7	20	53	8	10	22	5
	健康・保健医療	29	3	55	156	30	254	59	26
	子育て・母子保健	43	0	21	99	1	61	51	6
	子どもの地域生活	64	2	66	194	5	239	49	125
	子どもの教育・学校生活	34	0	359	241	33	255	99	172
	生活費	25	6	41	50	58	37	16	21
	年金・保険	15	0	23	11	10	7	7	2
	仕事	1	0	11	38	1	0	9	22
	家族関係	22	2	70	63	9	10	24	17
	住居	5	0	15	17	13	1	8	11
	生活環境	16	0	29	39	20	32	23	10
	日常的な支援	60	1	248	558	9	55	153	181
	その他	100	26	168	887	82	92	249	146
	計	581	53	1,172	2,608	323	1,281	1,101	766
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	201	23	357	1,042	113	511	611	250
	障害者に関すること	167	5	241	203	75	132	86	89
	子どもに関すること	134	7	473	595	49	524	212	350
	その他	79	18	101	768	86	114	192	77
	計	581	53	1,172	2,608	323	1,281	1,101	766
その他の活動件数	調査・実態把握	248	52	94	496	225	942	112	805
	行事・事業・会議への参加協力	309	298	554	1,993	699	2,022	1,015	716
	地域福祉活動・自主活動	436	330	541	2,782	857	1,728	837	1,834
	民児協運営・研修	146	212	356	1,026	567	810	848	424
	証明事務	65	66	112	105	40	87	83	30
	要保護児童の発見の通告・仲介	11	2	12	15	12	7	9	6
訪問回数	訪問・連絡活動	647	220	1,220	2,163	2,519	3,271	1,394	2,910
	その他	344	229	363	1,310	1,846	2,418	1,575	2,031
連絡回数調整	委員相互	197	39	281	2,287	466	2,121	709	500
	その他の関係機関	349	42	295	684	423	1,361	556	516
活動日数		1,115	918	2,136	6,199	2,768	5,808	3,517	3,428

ウ 地域福祉関係機関・団体との連絡調整等の状況

中部福祉保健所は、管内市町村の福祉活動を側面より支援する立場から、次のような事業を推進し、関係機関・団体等との連絡調整に努めてきた。

平成18年度

事 項		事 業 の 実 施 状 況												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
ア	管内民生・児童委員との連絡会の開催 計(15日)			1	4	3	2	1	2		2			
	内 容	民生委員・児童委員活動について (3回)				1	2							
		自立支援法について (2回)								2				
		母子・寡婦・福祉について (3回)				1		1				1		
		児童福祉について (1回)										1		
		生活保護について (3回)			1	1						1		
		知的障害者福祉について (4回)				1	1	1	1					
		精神保健福祉について (2回)					1	1						
		その他について (1回)				1								
		イ	研 修 会											
新任民生・児童委員研修会														
主任児童委員の研修会														
中部地区民生委員・児童委員研修会														
	民生・児童委員会長研修													
ウ	中部地区民児協との連携及び協力	←											→	
	管内社会福祉協議会の運営指導	←											→	
オ	管内社会福祉協議会の指導監査(8回)			2	2	2	2							
カ	管内町村社会福祉協議会事務局長等会議の開催													
キ	その他・地域福祉推進のための企画	←											→	

5 所内実習生受け入れ状況

平成18年度

種別	学校名	実習期間	日数	人数	実習目的	実習内容
医学	国立琉球大学 医学部 医学科	6/1 8/21 ~25	半日 5日	32人 8人	衛生・環境行政の現場さらに高齢者福祉、医療の現場を実際に目にする事によって、保健・医療・福祉の多様化するニーズに対応する必要性を理解させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の業務 ・ケーススタディ（グループ演習） ・家庭訪問見学 ・生活環境課施設見学 ・生活保護について等
	保健	保健学科	9/1~19	12日	2人	地域看護学で学んだ理論や方法を、地域住民の生活場面において体験し、看護の実践に必要な知識、技術、態度を習得する。
保健		県立看護大学	7/18 ~21 7/24 ~27	4日 4日	10人 10人	地域における多様な「ニーズ」を持つ個人・家族及び地域集団の健康問題のとらえ方及び解決方法、QOLの向上・健康増進に向けた福祉保健所における地域保健看護活動の基本的な知識及び方法・技術について学ぶ。
	栄養	佐賀県 西九州大学	8/14 ~8/18	5日	2人	栄養指導業務の企画について学ぶ。事業実施のための方法や事業評価について学ぶ。特定給食施設における給食管理 栄養改善上必要な指導について学ぶ。地域住民への公衆栄養活動が行える。
福岡県 九州女子大学		3人			保健所の性格を知り、その活動と実際、特に栄養士の活動内容及び栄養行政の概要を把握することを目的とする。	
九州栄養福祉大学		1人			保健所の活動と実際、特に栄養士の活動内容及び栄養行政の概要を把握することを目的とする	
福祉	沖縄国際大学 社会学科	8/9 ~8/24	12日	4人	社会福祉援助技術現場実習を目的とする。	社会福祉援助技術現場実習
	大庭学園 ソーシャルワーク 専門学校	8/9 ~8/22	10日	11人	社会福祉現場での実習を通して社会福祉従事者に必要な「専門知識」「専門援助技術」及び関連知識について理解を深める。	
ヘルパー研修	沖縄中央学園	10/11	1日	11人	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関の見学を通して、その役割、機能を理解する。 ・ホームヘルプサービスとの連携のあり方等、在宅生活者への総合的支援のあり方について学習する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健と福祉の業務説明 ・施設案内
臨床医研修	県立中部病院	H18.5 ~H19.2	各5日	24人	地域保健・医療を必要とする患者とその家族に対して全人的に対応するために、保健所の役割について理解し、実践する。	研修担当医師等のスーパーバイズの下に、可能な限り保健所医師の仕事を実際に経験する。

6 企画及び調整機能業務

(1) 所内会議

ア 課長等会議及び企画調整会議

目的：所の業務の総合的企画調整や効率的・効果的な行政推進を図ることを目的とする

根拠：行政組織規則、中部福祉保健所所内会議設置要綱第3条、第4条
会議構成メンバー：

所長、保健総括、福祉総括、各班長、企画調整スタッフ主幹
月の最終の月曜日は全グループ長も参加、
必要に応じて関係職員も参加

内容：業務日程調整に関すること
業務の総合的企画、調整に関すること
その他、組織の運営管理に関すること
統合基本計画及び事業計画の進捗管理に関すること
所内プロジェクト会議の進捗管理に関すること
各種協議会及び所内会議のあり方に関すること

実績：開催回数47回

イ 所内プロジェクト会議

(ア) 所内情報ネットワーク検討プロジェクト会議

目的：所内情報ネットワークの構築を目的とする。

根拠：中部福祉保健所所内会議設置要綱 第6条(1)ア

内容：所内情報ネットワーク構築・維持、情報収集・整理・提供方法の検討

実績：開催回数3回

(イ) 福祉保健所活動概況等検討プロジェクト会議

目的：統合に伴い「中部福祉保健所」の概況を、各課の担当が共通の認識で迅速に作成できることを目的とする。

根拠：中部福祉保健所所内会議設置要綱 第6条(1)イ

内容：中部福祉保健所活動概況の検討

実績：開催回数4回

(2) 市町村支援

目的：市町村の保健・福祉活動が円滑に実施できるように、市町村に対する専門的かつ技術的な指導及び支援を行うとともに市町村職員等に対する研修を積極的に推進する

根拠：地域保健法第8条

ア 市町村長との連絡会議

平成18年度の開催なし

イ 新任保健担当者研修会

目的：新しく保健担当者となった職員及び新採用保健師が、地域保健事業に関する知識を深め市町村及び保健所における役割等を理解し、お互いが連携を密にし保健事業の円滑な推進を図る

対象者：保健事業新任担当者及び新採用保健師（非常勤者含む）、

前年度本研修に参加できなかった者、その他希望者
内 容：福祉保健所の組織と概要、効果的な公衆衛生活動に向けて、各種保健事業(母子保健、老人保健、介護予防、精神保健福祉、健康づくり)、施設案内、効果的な個別支援をめざして、情報交換等
実 績：開催日数2日間(実人数：28人、延人員：41人)

ウ 地域保健(福祉)リーダー研修会

目 的：市町村の地域保健(福祉)に従事するリーダーを対象に、市町村における効果的な職場内教育体制の確立やリーダーのスキル向上を図る
対象者：地域保健(福祉)に従事する管内市町村保健(福祉)主管課長、係長保健師歴15年以上
内 容：健康危機管理について ~中城村の事例をとおして
実 績：開催回数1回(参加人数19人)

エ 保健師リーダー研修会

目 的：市町村の地域保健(福祉)に従事する保健師リーダーを対象に、個別支援などの対応について、市町村で現任教育が出来る研修体制の確立やリーダーのスキル向上を図る
対象者：地域保健(福祉)に従事する管内市町村保健(福祉)主管課長、係長保健師歴15年以上
内 容：法、体制等がめまぐるしく変わっていく中、保健師の専門性を維持しながら、事業全体をみとおしていくには
実 績：開催回数1回(参加人数18人)

オ 管内地域包括支援センター連絡会

目 的：管内の地域包括支援センターのネットワーク形成支援
対象者：地域包括支援センター職員、市町村介護保険担当職員、沖縄県介護保険広域連合職員
内 容：第1回 講演会「地域包括支援センターの効果的な運営」
(講師：神奈川県秦野市 石川貴美子)
意見交換会
第2回 取り組み事例紹介(うるま市、北中城村、恩納村)
意見交換会
実 績：開催回数2回(参加人数59人)

(3) 職員研修会

目 的：地域保健に関する必要な知識、技術及び態度の習得を図り、職員の資質向上及び職員の意識改革を行う。
根 拠：「保健所と福祉事務所の統合のあり方に関する基本計画」3-3)のAに基づき実施
対象者：中部福祉保健所の全職員
内 容：第1回 健康危機管理について ~中城村の事例をとおして~
第2回 医療制度改革って何だろう
第3回 地域保健支援のための保健情報処理技術研修報告
実 績：開催回数3回(延参加人数78人)